

ふくやま

子育て夢プラン

福山市次世代育成支援対策推進行動計画
【後期行動計画】

みんなで
創る

ナンバーワン オンリーワン
子育てNo.① ONLY ①のまち
—— ふくやま ——

計画期間

2010年度(平成22年度)

2014年度(平成26年度)

はじめに



福山市長 羽 田 皓

本市では、2005年度（平成17年度）に「福山市次世代育成支援対策推進行動計画／前期行動計画」を策定し、「みんなで創る ナンバワー ワン オンリー 子育てNO. 1 ONLY 1のまち ぐくやま」を基本理念に、家庭や地域、行政が一体となって、子育て家庭の支援や子どもが健やかに育ち、自立することができる環境づくりに努めてまいりました。

5年を経た現在、前期行動計画における多様な子育て支援策は一定の成果を見ており、本市の強みである『待機児童ゼロ』をはじめとする『総合力の子育て支援』が着実に根を下ろしてきていると感じています。

しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、社会経済情勢の悪化や少子化、核家族化の進行などによって、いっそう厳しさを増しており、家庭の教育力や地域の子育て力の低下、地域の人間関係の希薄化などが指摘されております。

後期行動計画の策定においては、このような状況をふまえ、より効果的な施策を計画的に推進するために必要な見直しを行い、前期行動計画で取り組んできた施策に加えて、新たな事業も盛り込んだところです。

次代を担う子どもたちが将来に夢と希望を持って成長していくことは、市民すべての願いであり、引き続き、「福山で生まれてよかった」、「福山で子育てをしてよかった」と誰もが実感できる子育て環境の整備に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、それぞれの専門分野から貴重なご意見をいただきました「福山市次世代育成支援対策推進懇話会」の委員の皆様、ならびに、ニーズ調査やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

2010年（平成22年）3月

～目 次～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の背景と目的	1
【2】計画の位置づけ	1
【3】計画の期間	2
【4】計画の策定方法	2
1 市民意見の反映	2
2 策定体制	2
第2章 計画の背景	3
【1】少子化の現状	3
【2】少子化対策の動向	5
第3章 本市の子育てをめぐる状況	6
【1】人口・世帯の状況	6
1 人口・世帯数の推移	6
2 年齢別人口・出生数の推移	8
3 婚姻件数などの推移	10
4 就労状況	12
5 児童人口の推移	14
6 人口推計	15
【2】保育・教育の状況	17
1 保育所入所児童数の推移	17
2 幼稚園入園児童数の推移	18
【3】学校教育の状況	19
1 小学校数・児童数の推移	19
2 中学校数・生徒数の推移	19
【4】本市における課題	20
第4章 計画の基本的な考え方	22
【1】次世代育成支援対策推進行動計画の基本理念	22
【2】次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の基本目標	23
【3】施策体系	24

第5章 計画の内容	34
【基本方針1】安心できる母子保健の推進	34
1 妊娠・出産期の支援	34
2 乳幼児期から思春期までの保健対策	38
3 楽しい育児の実現	47
4 小児医療の充実	48
【基本方針2】子育て家庭に対する支援の充実	50
1 保育所その他の施設での保育サービスの充実	50
2 地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実	58
3 子育て家庭に対する情報提供の充実	62
4 子育てと仕事の両立支援の推進	63
5 子育て家庭に対する経済的な支援	67
【基本方針3】次代を担う世代の育成	75
1 生きる力を育成する学校の教育環境の整備	75
2 家庭における教育力の向上	81
3 地域における教育力の向上	83
4 次代の親の育成	86
5 児童生徒の健全育成の推進	87
6 地域との協働による子育て支援の推進	91
【基本方針4】援助を必要とする子育て家庭への支援	93
1 児童虐待防止対策の充実	93
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	96
3 障がい児施策の充実	100
【基本方針5】子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備	106
1 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進	106
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	109
3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	113
4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	114
資料編	116
用語集	130

本文中の文言に(※番号)が記載されている用語については、後段の「用語集」に言葉の意味が掲載されており、その番号に対応しています。

第1章 計画の概要

【1】計画策定の背景と目的

わが国においては、急速に少子化が進行しています。その主な原因として晩婚化、未婚化などが考えられていましたが、社会経済環境の変化に伴う様々な要因も顕在化してきました。現状のままでは少子化が一層進行し、将来的に労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の増大、それに伴う子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体を巻き込んだ深刻な影響が予測されます。

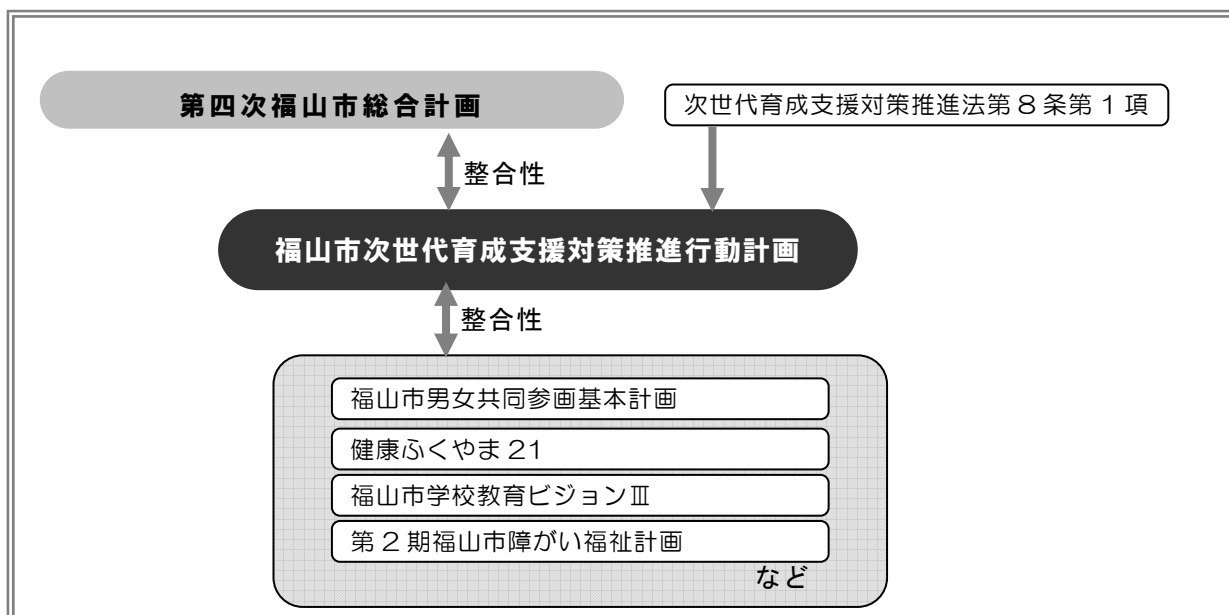
このような流れに歯止めをかけるため、2003年（平成15年）7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律に基づき、本市では2004年度（平成16年度）に「福山市次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの健やかな育ちや自立の促進、さらには、親自身の育ちの支援、子育て・親育てを支援する社会の形成を目的に、様々な子育て支援施策を積極的に推進してきました。

本計画は、前期計画の策定から5年目を迎え、これまでの施策の進捗状況を点検・評価しつつ、国において示された指針などを加味したうえで、より効果的な取組を計画的に推進するための見直しを行い、後期計画として策定するものです。

【2】計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

本計画は、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「第四次福山市総合計画」^(※28)をはじめ「福山市男女共同参画基本計画」^(※36)や「健康ふくやま21」^(※16)「福山市学校教育ビジョンⅢ」^(※34)「第2期福山市障がい福祉計画」^(※29)などの計画との整合性を図りながら定めています。



【3】計画の期間

本計画の期間は、「次世代育成支援対策推進法」において次世代育成支援に集中的・計画的に取り組むよう定められた10年間の後期にあたる、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までの5年間です。

2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
前期計画期間									
				見直し	後期計画期間				

【4】計画の策定方法

1 市民意見の反映

子育てに関する現状や生活実態、本市の施策に関する意見や要望などを把握するため、未就学児童及び小学校児童を持つ保護者（無作為抽出）に対するニーズ調査を実施しました。

	就学前児童対象	小学校児童対象
配布数	3,000件	3,000件
有効回収件数 (有効回収率%)	1,669件 (55.6%)	1,636件 (54.5%)
	合計 3,305件 (55.1%)	
調査期間	2009年（平成21年）2月10日（火）～2月23日（月）	

また、この計画案についてパブリックコメントにより、広く市民の皆さんから意見を募った結果、2団体、128人から130通の意見が寄せられました。

これらの意見は、後期行動計画に反映するとともに、今後、施策を推進していくための参考とします。

2 策定体制

策定に当たっては、関係者の意見を十分に反映させるため、庁内組織である「福山市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会」において協議、検討を行うとともに、子育てに関する団体や保護者会などの代表者、学識経験者により構成される「福山市次世代育成支援対策推進懇話会」を開催し、十分な検討を行いました。

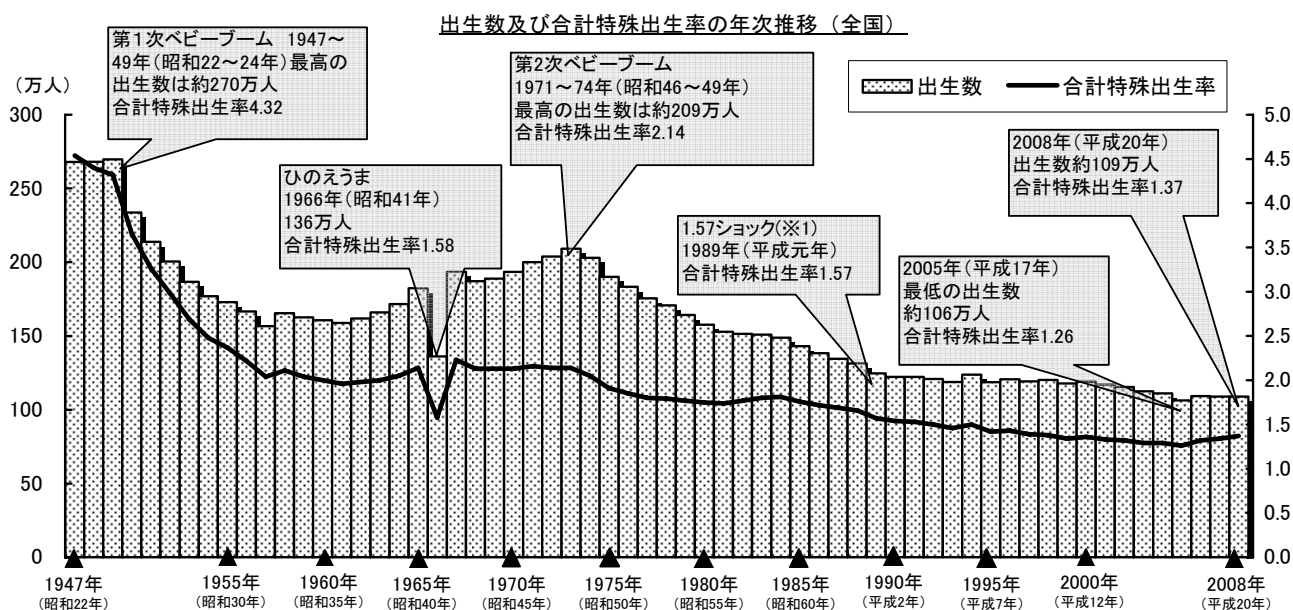
第2章 計画の背景

【1】少子化の現状

わが国における2008年(平成20年)の出生数は、108万8,488人(前年は108万9,818人)、合計特殊出生率^(※20)は1.37(前年は1.34)となりました。

年少人口(0～14歳の人口)は、出生数の減少により、第2次ベビーブーム以後、減少傾向が続き、1997年(平成9年)には、高齢人口(65歳以上)よりも少なくなりました。総務省「人口推計(2008年(平成20年)10月1日現在推計人口)」によると、年少人口は1,717万6千人(総人口に占める割合は13.5%)であるのに対し、高齢人口は2,821万6千人(同22.1%)となっており、ますます少子高齢化が進行しています。

一方、2005年(平成17年)の総務省「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇し、男性では25～29歳で71.4%、30～34歳で47.1%、35～39歳で30.0%、女性では、25～29歳で59.0%、30～34歳で32.0%、35～39歳で18.4%となっており、晩婚化が進行しています。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

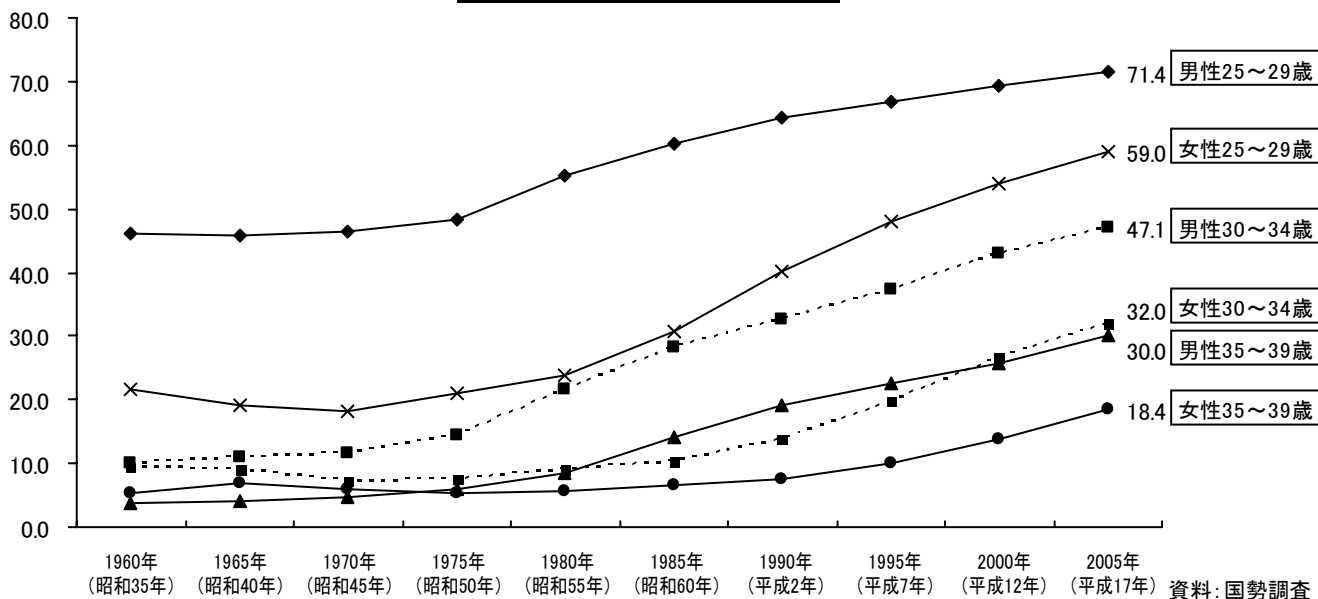
年齢3区分別人口(全国)

		1997年 (平成9年)	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)	2000年 (平成12年)	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)
年少人口 (0~14歳)	人口(千人)	19,366	19,059	18,742	18,472	18,283	18,102
	構成比(%)	15.3	15.1	14.8	14.6	14.4	14.2
生産年齢人口 (15~64歳)	人口(千人)	87,042	86,920	86,758	86,220	86,139	85,706
	構成比(%)	69.0	68.7	68.5	67.9	67.7	67.3
高齢人口 (65歳以上)	人口(千人)	19,758	20,508	21,186	22,005	22,869	23,628
	構成比(%)	15.7	16.2	16.7	17.3	18.0	18.5

		2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)
年少人口 (0~14歳)	人口(千人)	17,905	17,734	17,521	17,435	17,293	17,176
	構成比(%)	14.0	13.9	13.7	13.6	13.5	13.5
生産年齢人口 (15~64歳)	人口(千人)	85,404	85,077	84,092	83,731	83,015	82,300
	構成比(%)	66.9	66.6	65.8	65.5	65.0	64.5
高齢人口 (65歳以上)	人口(千人)	24,311	24,876	25,672	26,604	27,464	28,216
	構成比(%)	19.0	19.5	20.1	20.8	21.5	22.1

※資料:総務省「人口推計」(各年10月1日現在)

年齢別未婚率の年次推移/全国(%)



【2】少子化対策の動向

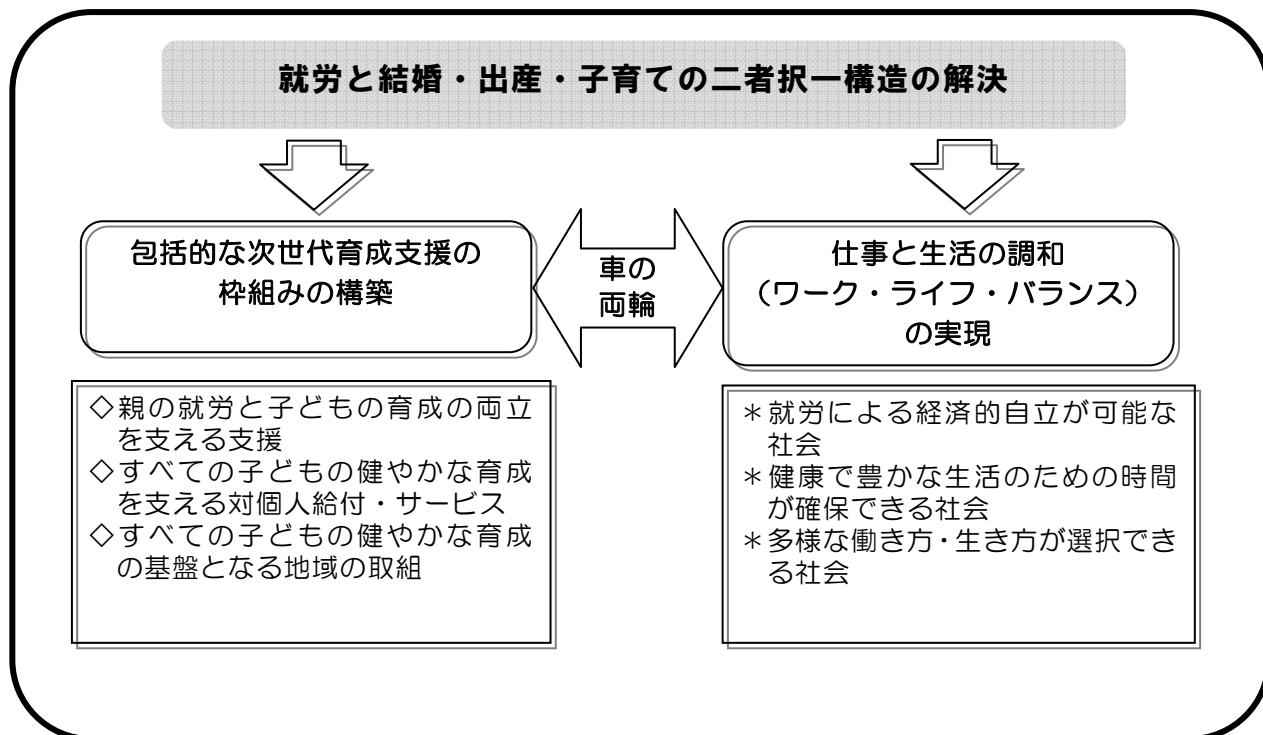
先にみた、わが国の2008年（平成20年）の合計特殊出生率^(※20)は1.37と、過去最低となった2005年（平成17年）の1.26から3年連続で上昇しました。30歳代の出生率が上昇したことなどが要因とされていますが、出産期（15～49歳）の女性の減少などから、出生数自体は横ばいであり、実質的には少子化傾向は続いています。

育児の不安・負担感が解消されていないことに加えて、仕事と家庭生活との両立が困難な職場の在り方、結婚や家族に関する意識の変化、若年失業の増加など若者の社会的自立を困難にしている社会経済状況などが指摘されています。

2007年（平成19年）12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略^(※18)が取りまとめられ、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^(※43)の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があると定められました。

同時期に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、憲章には、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとして、企業と働く者、国民、国、地方公共団体が果たすべき役割を掲げています。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の概要



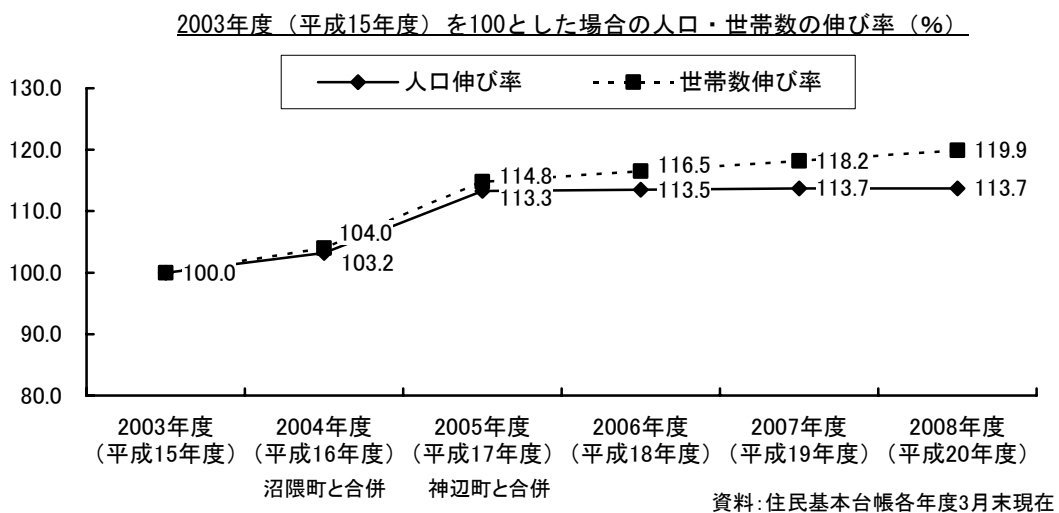
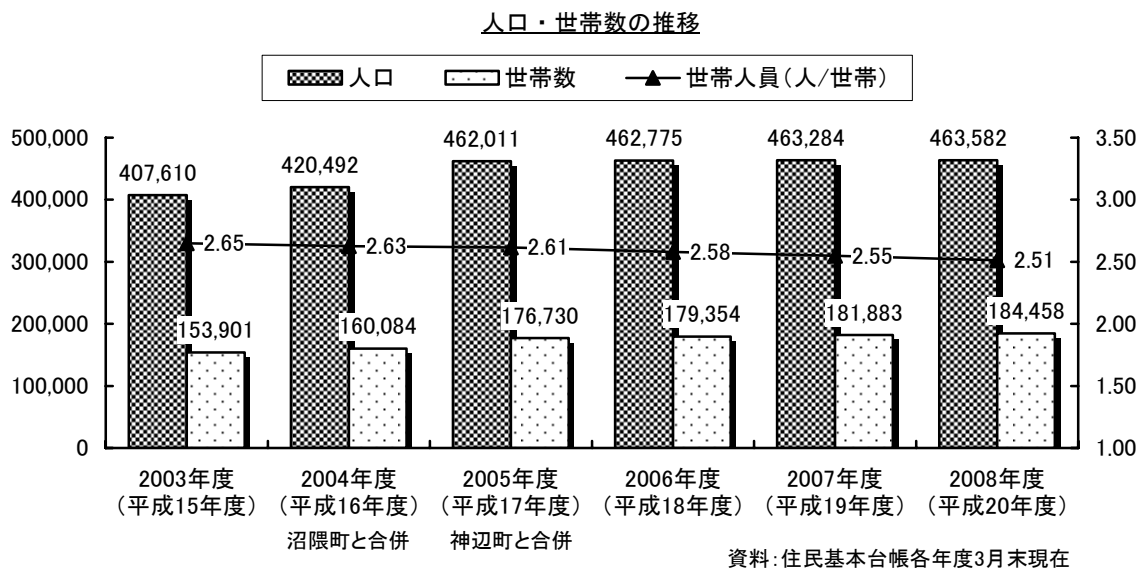
第3章 本市の子育てをめぐる状況

【1】人口・世帯の状況

1 人口・世帯数の推移

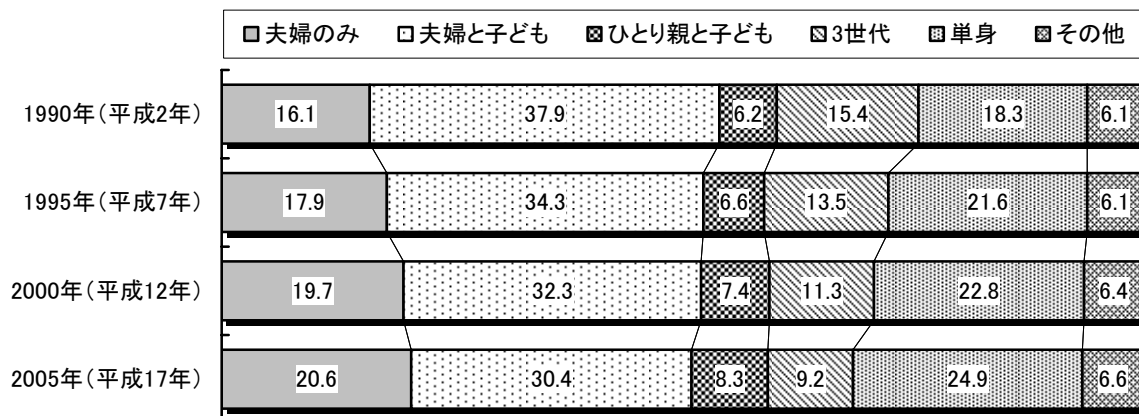
本市の人口は、2008年度（平成20年度）約46万3千人、世帯数は約18万4千世帯となっています。1世帯当たりの人口数を示す「世帯人員」は、2003年度（平成15年度）の1世帯当たり2.65人から2.51人へと、減少傾向にあります。

人口は、合併以降横ばい傾向で推移しており、世帯数は増加傾向にあります。



家族類型別割合の推移をみると、「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」、「単身」世帯が増加傾向にあるのに対し、「夫婦と子ども」、「3世代」世帯は減少傾向にあります。

家族類型別割合の推移(%)



資料: 国勢調査

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡からみる「自然動態」はプラスで推移しているものの、近年ではプラスの幅が縮小しており、出生数は減少、死亡数は増加傾向にあります。このまま推移すれば近い将来に自然動態がマイナスを示す可能性が高いと考えられます。一方、転入・転出からみる「社会動態」は、2008年度(平成20年度)では-661人とマイナスを示しており、市外への転出が転入を上回る傾向がここ数年継続しています。

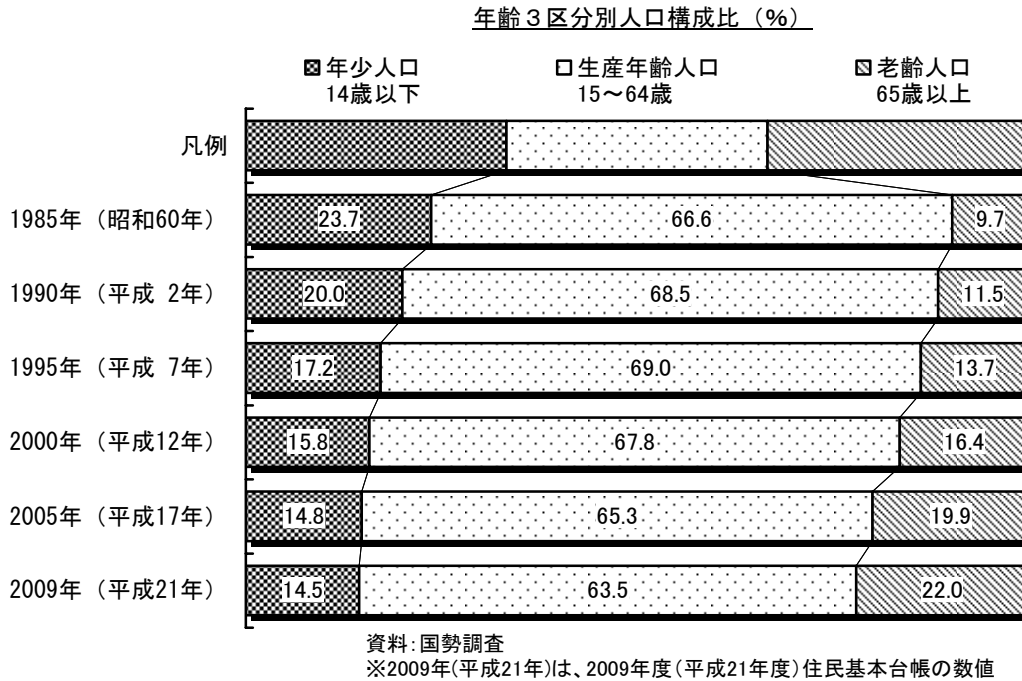
人口動態の推移(人)

	自然動態		社会動態	人口動態 (合計)			
	出生	死亡					
2006年度(平成18年度)	4,519	3,905	614	12,471	12,778	-307	307
2007年度(平成19年度)	4,439	3,883	556	12,130	12,245	-115	441
2008年度(平成20年度)	4,463	4,164	299	11,822	12,483	-661	-362

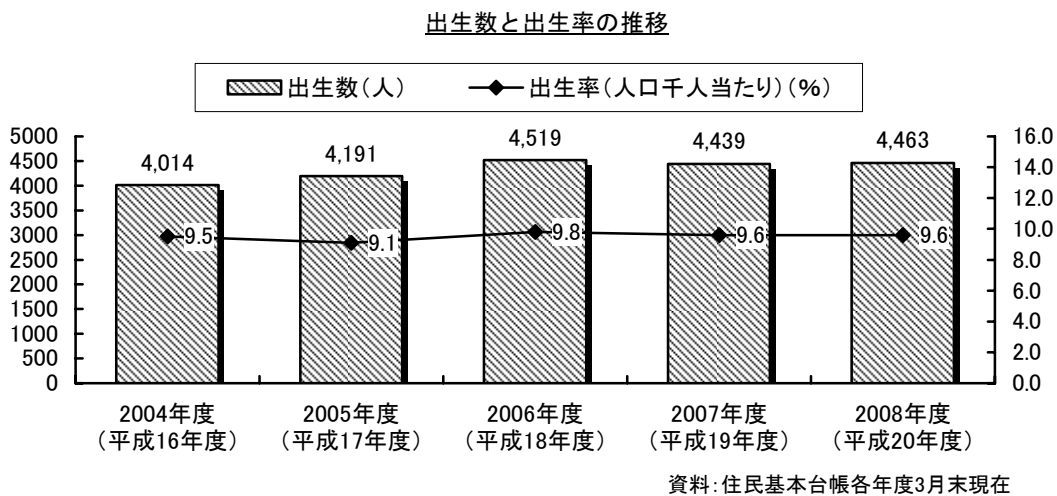
資料: 住民基本台帳各年度3月末現在

2 年齢別人口・出生数の推移

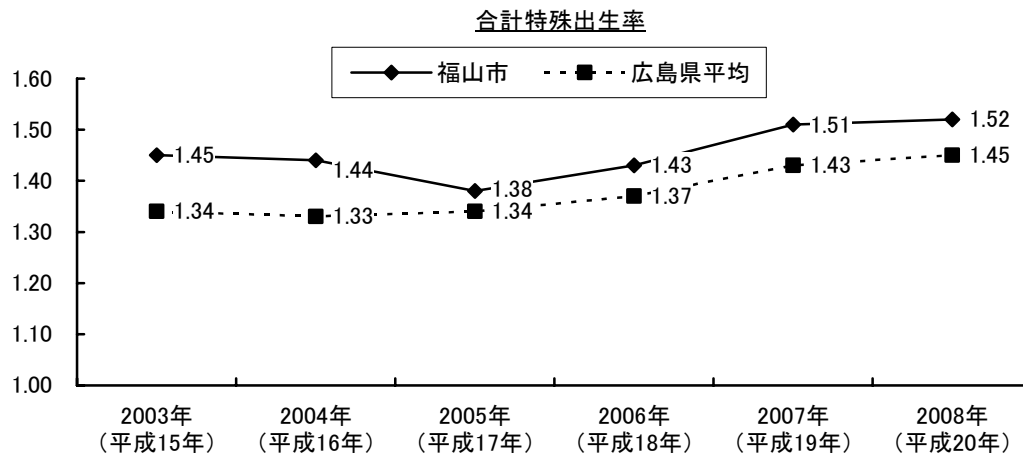
本市の年齢3区分別人口構成をみると、1990年（平成2年）までは20%以上を占めていた「年少人口（14歳以下）」は、2009年（平成21年）には14.5%へと減少し、一方で、高齢人口（65歳以上）は急速に増加しており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。



出生数は2005年度（平成17年度）頃まで増加してきましたが、その後は横ばいで推移していることから、先に見た年少人口の減少率は比較的緩やかであるとみられます。



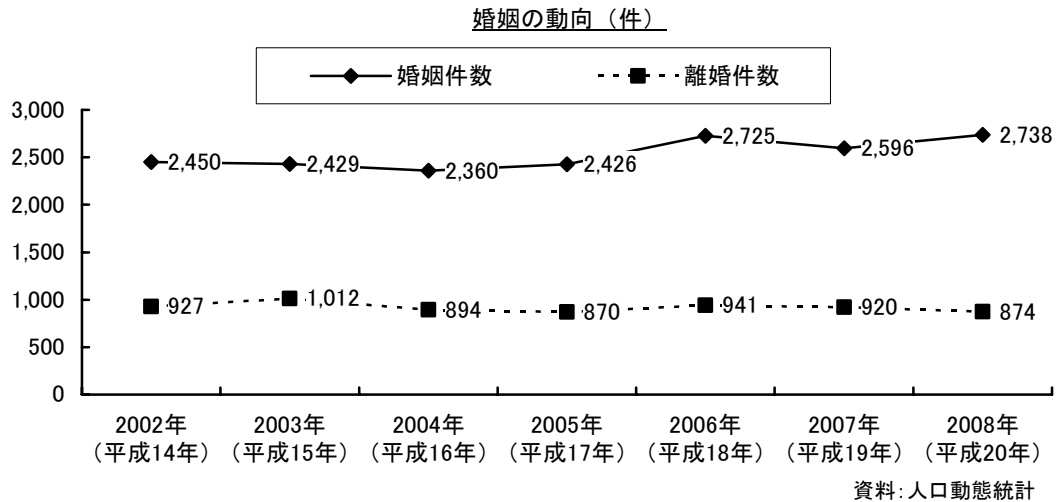
合計特殊出生率^(※20)は2005年(平成17年)までは減少基調で推移してきましたが、その後は増加に転じ、2008年(平成20年)では1.52となっており、広島県全体平均を上回っています。



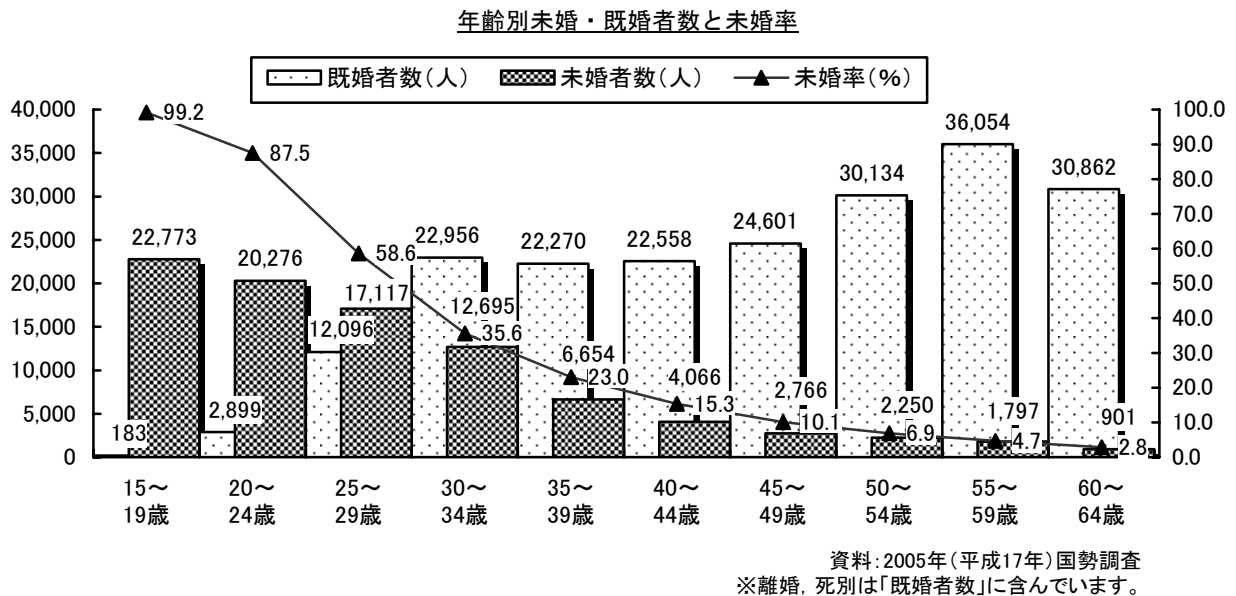
資料:人口動態統計

3 婚姻件数などの推移

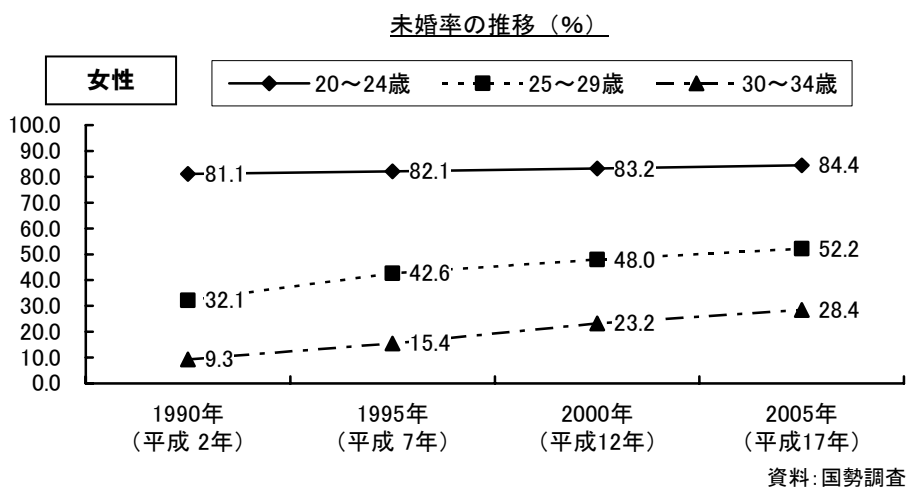
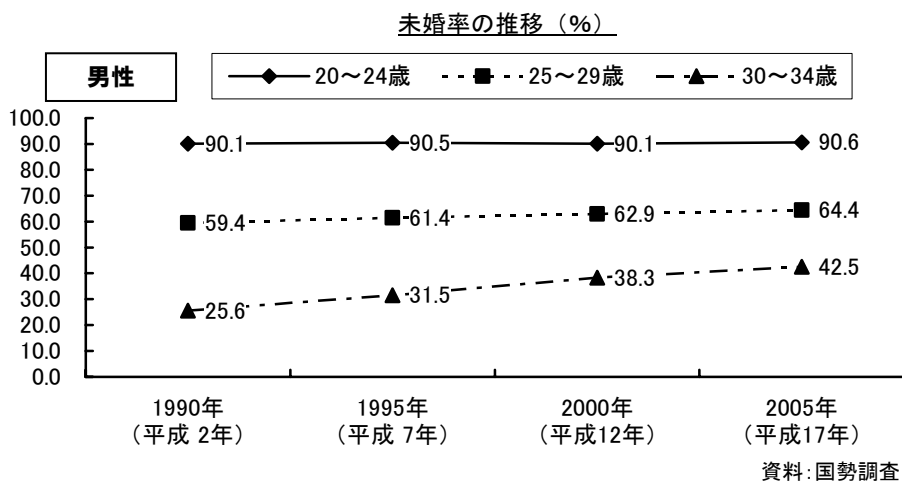
本市の婚姻件数は、神辺町と合併した2006年（平成18年）以降、年間2,600～2,700件前後で推移しています。離婚件数については横ばい傾向となっています。



年齢別の未婚率をみると、25～29歳が58.6%で、30～34歳では35.6%となり、既婚者数と未婚者数が逆転することから、30～34歳が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。

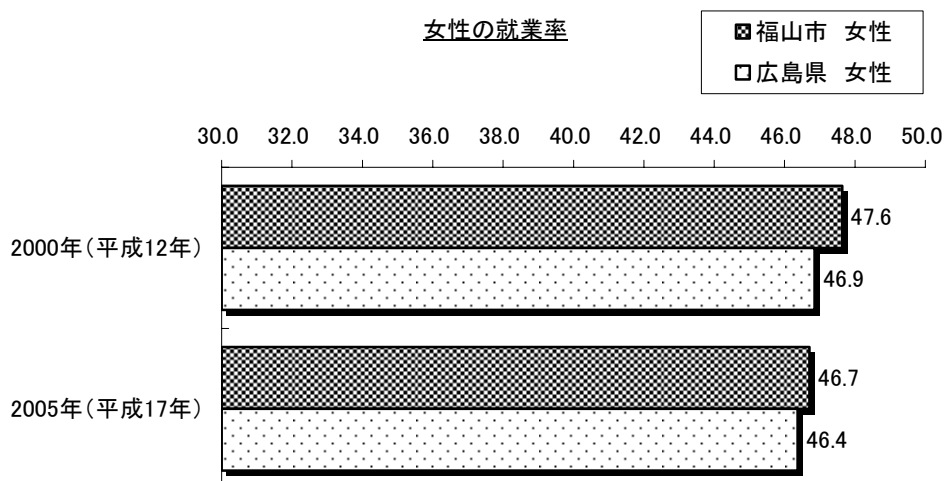
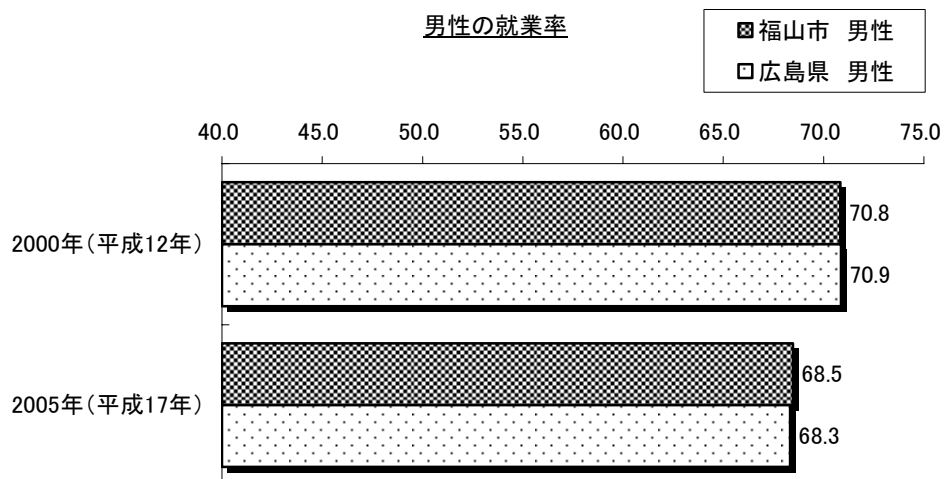


男女ともに未婚率は増加しており、特に男性の「30～34歳」、女性の「25歳～34歳」においては増加していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



4 就労状況

本市における15歳以上の就業率は、2005年(平成17年)国勢調査では、男性が68.5%、女性が46.7%の内訳で、男女ともに広島県の平均とほぼ同程度の就業率で推移しています。



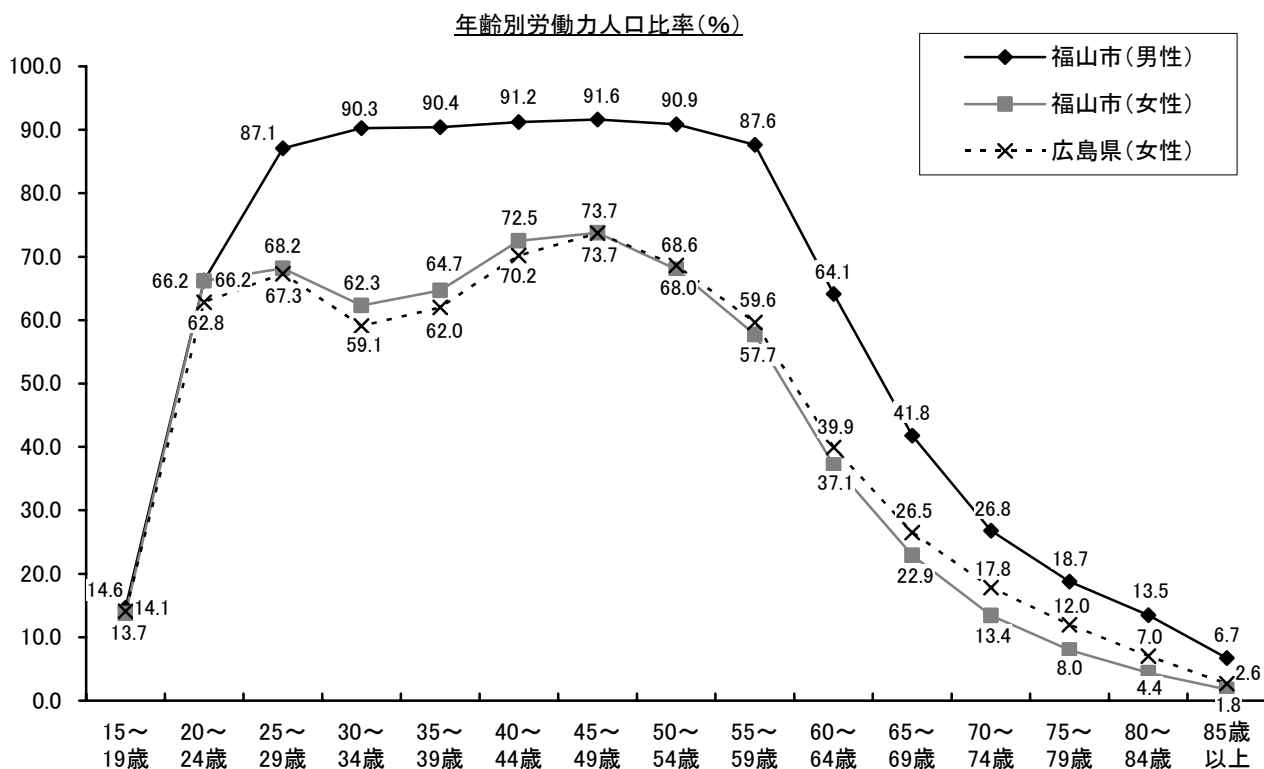
資料:国勢調査
※合併後の福山市(旧内海町、新市町、沼隈町、神辺町を含む)

就労状況

			2000年(平成12年)	2005年(平成17年)
男性 15歳以上	福山市	就業者数(人)	131,200	127,494
		就業率(%)	70.8	68.5
	広島県	就業率(%)	70.9	68.3
女性 15歳以上	福山市	就業者数(人)	95,487	95,161
		就業率(%)	47.6	46.7
	広島県	就業率(%)	46.9	46.4

資料:国勢調査
※合併後の福山市(旧内海町、旧新市町、旧沼隈町、旧神辺町を含む)

女性の就業率は、2005年（平成17年）国勢調査では、25～29歳、及び45～49歳でそれぞれピークをむかえるM字型を示しています。おおむね70歳未満のいずれの年齢層も、調査ごとに就業率の増加がみられ、女性の社会参加が引き続き進展していることがわかります。



資料:2005年(平成17年)国勢調査

女性の年齢別就業率(%)

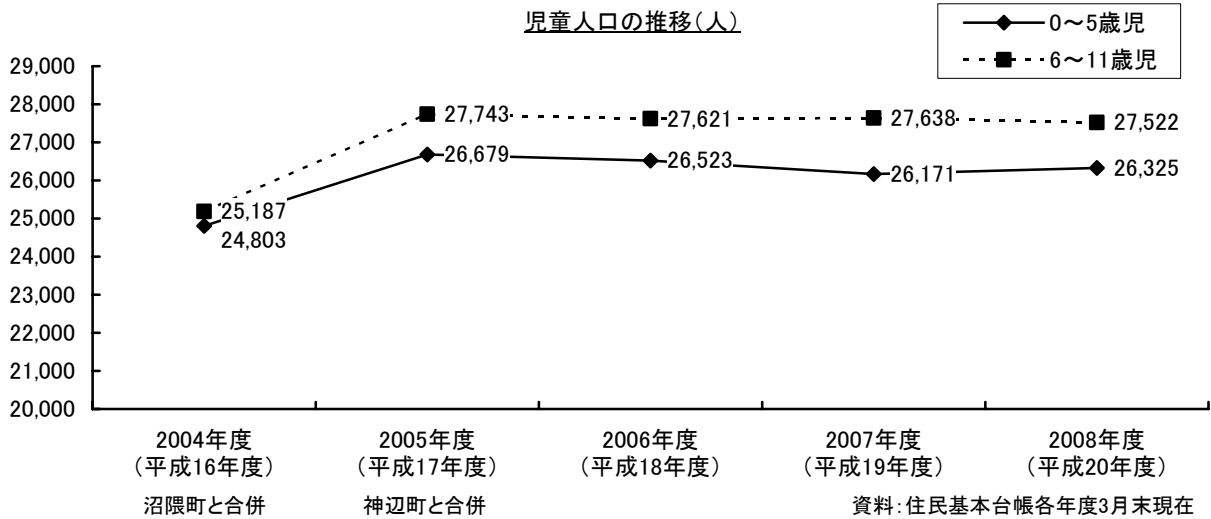
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
福山市／2000年(平成12年)	12.2	66.9	64.7	56.9	62.9	71.5	72.7	66.6	57.0	35.9	22.6	14.4	9.7	5.0	2.0
福山市／2005年(平成17年)	13.7	66.2	68.2	62.3	64.7	72.5	73.7	68.0	57.7	37.1	22.9	13.4	8.0	4.4	1.8
広島県／2005年(平成17年)	14.1	62.8	67.3	59.1	62.0	70.2	73.7	68.6	59.6	39.9	26.5	17.8	12.0	7.0	2.6

資料:国勢調査

※合併後の福山市(旧内海町、旧新市町、旧沼隈町、旧神辺町を含む)

5 児童人口の推移

本市の児童数は、2008年度（平成20年度）において0～5歳児が約2万6千人、6～11歳児が約2万8千人となっています。いずれの年齢層も横ばいに近い傾向で推移しています。



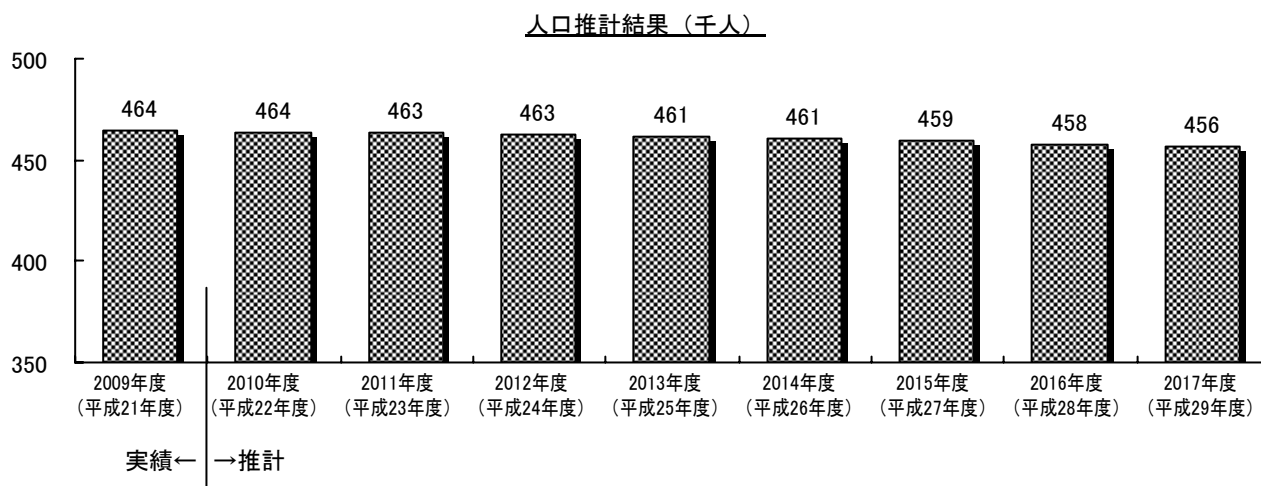
児童人口の推移(人)

	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
0～11歳児総計	49,990	54,422	54,144	53,809	53,847
0～5歳児合計	24,803	26,679	26,523	26,171	26,325
0～2歳児小計	12,078	12,914	12,964	12,999	13,311
0歳	3,903	4,130	4,391	4,253	4,413
1歳	4,087	4,336	4,218	4,475	4,381
2歳	4,088	4,448	4,355	4,271	4,517
3～5歳児小計	12,724	13,765	13,559	13,172	13,014
3歳	4,234	4,466	4,462	4,324	4,189
4歳	4,227	4,640	4,437	4,403	4,363
5歳	4,263	4,659	4,660	4,445	4,462
6～11歳児合計	25,187	27,743	27,621	27,638	27,522
6～8歳児小計	12,646	13,995	13,893	13,749	13,632
6歳	4,264	4,657	4,612	4,534	4,430
7歳	4,248	4,648	4,648	4,654	4,610
8歳	4,134	4,690	4,633	4,561	4,592
9～11歳児小計	12,542	13,748	13,728	13,889	13,890
9歳	4,107	4,571	4,686	4,659	4,629
10歳	4,309	4,473	4,560	4,577	4,615
11歳	4,125	4,704	4,482	4,653	4,646

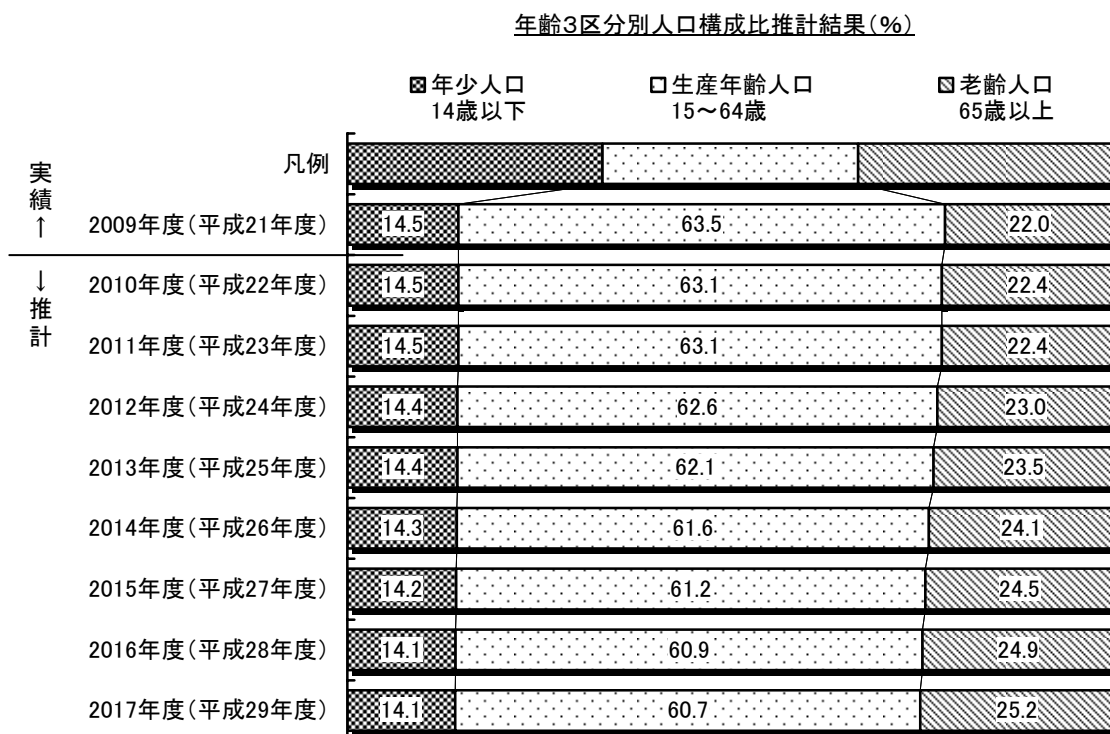
資料: 住民基本台帳各年度3月末現在

6 人口推計

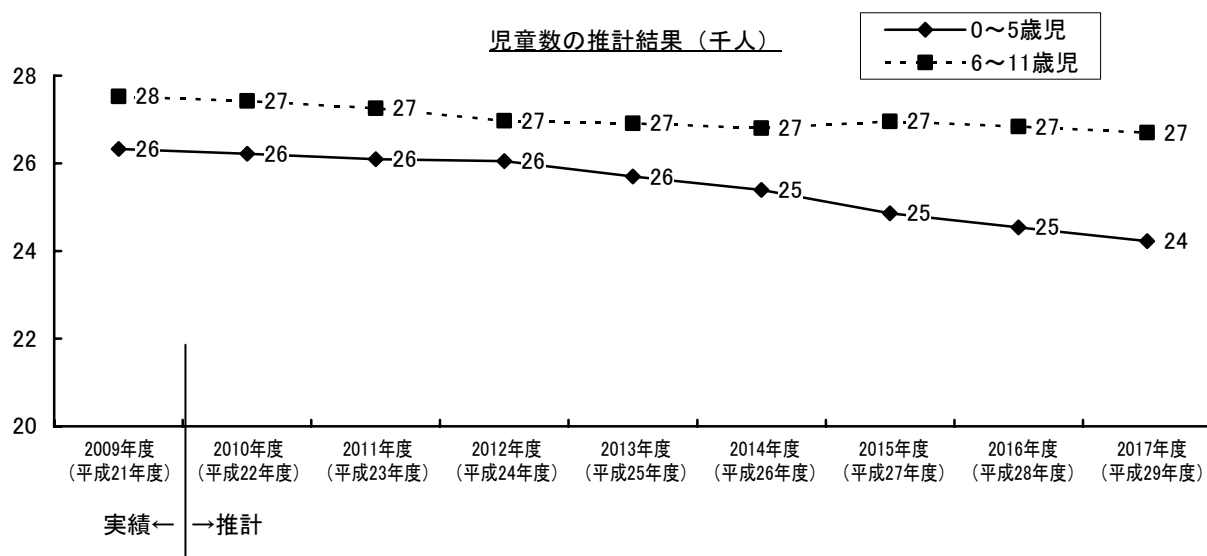
「住民基本台帳」を用いたコーホート要因法^(※19)によって算出した本市における今後の人口推計では、長期的に緩やかな人口減少が継続し2015年度(平成27年度)では46万人を下回ると予測されます。



年齢別の構成比で見ると、14歳以下の年少人口は今後も緩やかに減少する一方、高齢人口は増加を続け、2017年度(平成29年度)あたりから25%を超えると予測されます。年少人口の減少に比べ、高齢人口の増加の方が顕著です。



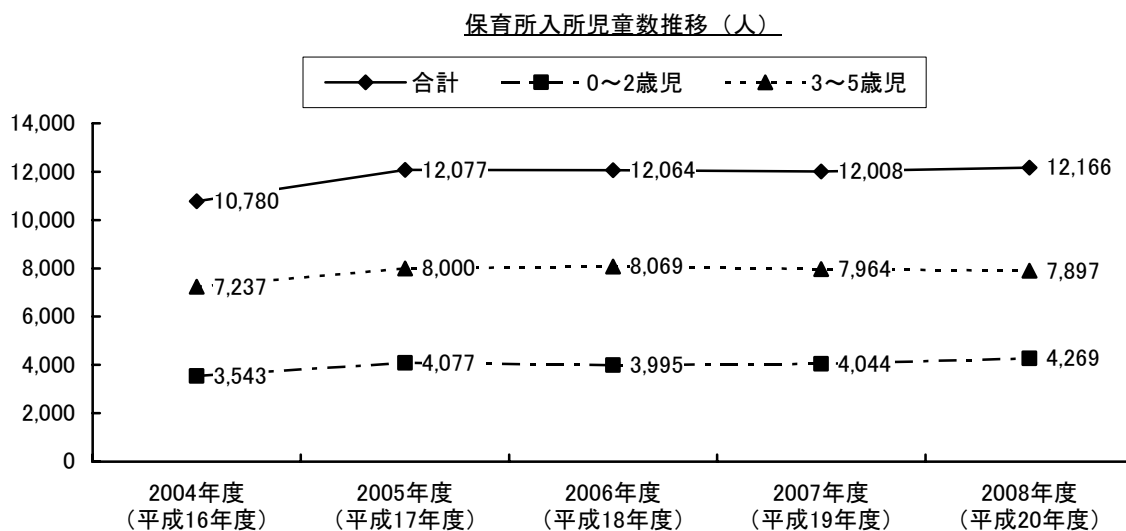
本計画の目標年次である 2014 年度（平成 26 年度）においては、「0～5 歳児（就学前児童）」が約 2 万 5 千人、「6～11 歳児（小学校児童）」が約 2 万 7 千人と推計されます。



【2】保育・教育の状況

1 保育所入所児童数の推移

本市の保育所入所児童数は、2008年度（平成20年度）において0～2歳児が約4,300人、3～5歳児が約7,900人、合計で約1万2千人となっており、合併以降横ばい傾向で推移しています。



資料：市調べ
 ※2004年度は旧福山市と旧沼隈町データの合算
 ※2005年度は旧福山市と旧神辺町データの合算

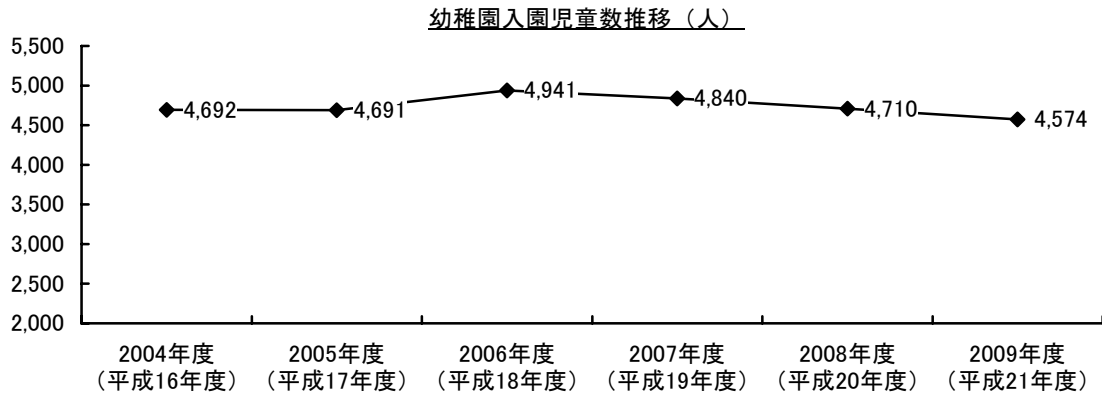
年齢別保育所の入所児童数の推移（人）

	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
0～2歳児	3,543	4,077	3,995	4,044	4,269
0歳児	635	782	743	787	875
1歳児	1,221	1,395	1,376	1,398	1,535
2歳児	1,687	1,900	1,876	1,859	1,859
3～5歳児	7,237	8,000	8,069	7,964	7,897
3歳児	2,462	2,741	2,706	2,694	2,636
4歳児	2,443	2,711	2,705	2,613	2,621
5歳児	2,332	2,548	2,658	2,657	2,640
合計	10,780	12,077	12,064	12,008	12,166

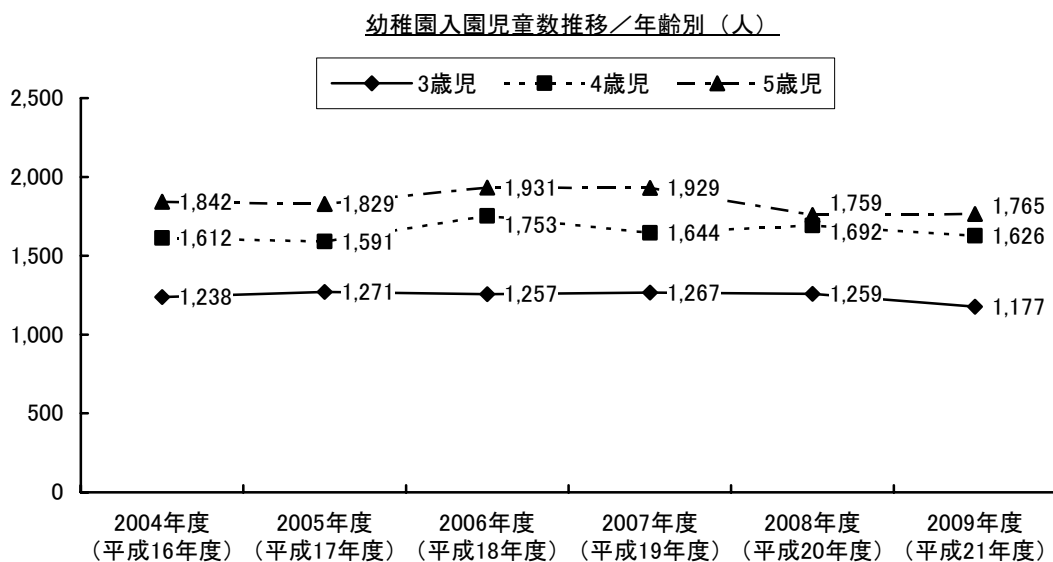
資料：市調べ
 ※2004年度は旧福山市と旧沼隈町データの合算
 ※2005年度は旧福山市と旧神辺町データの合算

2 幼稚園入園児童数の推移

本市の幼稚園入園児童数は、2008年度（平成20年度）において約4,700人となり、合併以降は減少傾向にあります。



資料：市調べ（各年度5月1日現在）



資料：市調べ（各年度5月1日現在）

年齢別幼稚園入園児童数の推移（人）

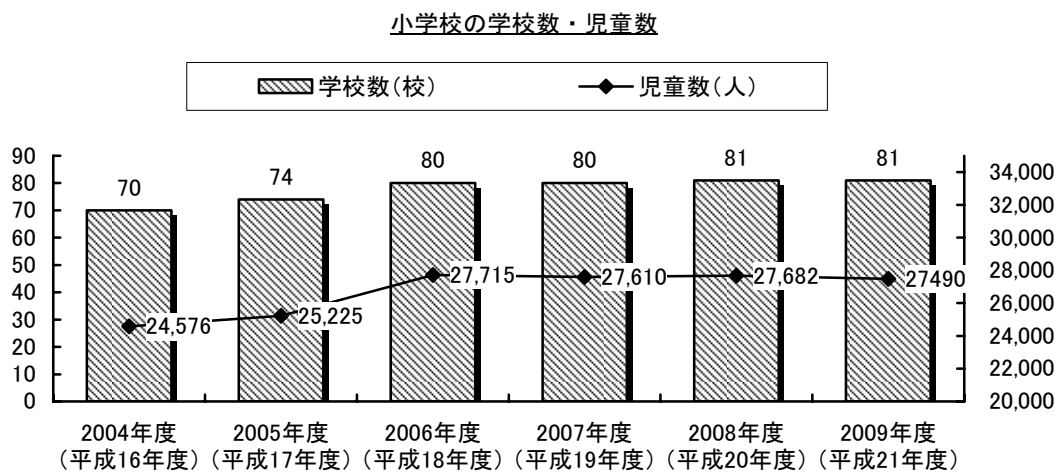
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
3歳児	1,238	1,271	1,257	1,267	1,259	1,177
4歳児	1,612	1,591	1,753	1,644	1,692	1,626
5歳児	1,842	1,829	1,931	1,929	1,759	1,771
合計	4,692	4,691	4,941	4,840	4,710	4,574

資料：市調べ（各年度5月1日現在）

【3】学校教育の状況

1 小学校数・児童数の推移

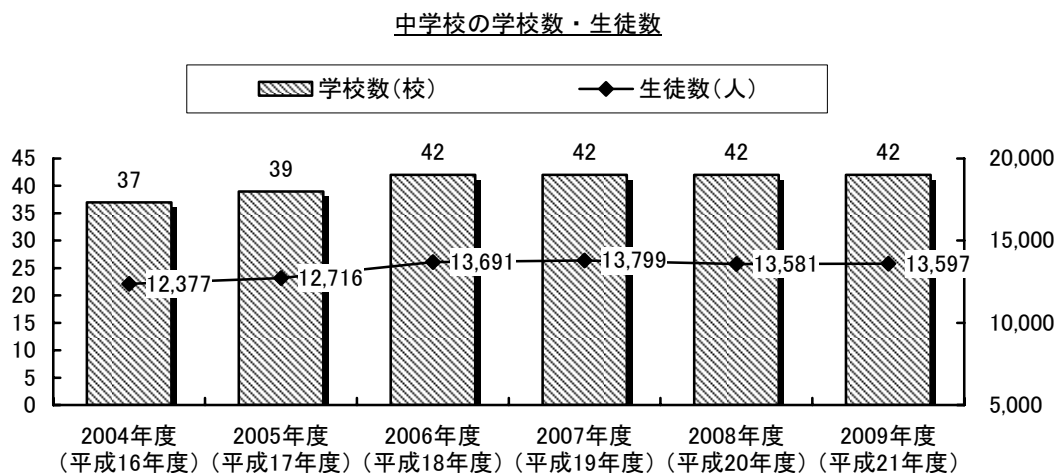
本市の小学校児童数は約2万8千人で、小学校数は81校となっており、合併以降大きな変動はありません。



資料:市調べ(各年度5月1日現在)

2 中学校数・生徒数の推移

本市の中学校生徒数は約1万4千人で、中学校数は42校となっており、合併以降大きな変動はありません。



資料:市調べ(各年度5月1日現在)

【4】本市における課題

前期行動計画の策定にあたっては、本市においても少子化が進行しているという認識のもと、子育てにかかる精神的・経済的な負担感や、仕事と生活の両立の困難さなどの課題解決に向け、家庭、地域、行政が一体となって、子育て家庭やそれを取り巻く地域住民すべてが、生き生きと心豊かに暮らすことができる子育て環境をつくりあげるための、総合的な子育て支援策を推進することとしました。

前期行動計画策定から5年を経た現在、本市の子育て支援における主要施策である保育所事業については、引き続き、保育を必要とする児童について「待機児童ゼロ」^(※27)を実現しており、また、保護者のニーズの変化に対応できる多様な保育サービスの充実や、保育所を拠点とした地域子育て支援センター事業の充実拡大にも取り組んでいるところです。その他の個別事業についても、着実に事業を推進しており、前期行動計画策定時には88事業でしたが、2008年度（平成20年度）末には123事業となっています。

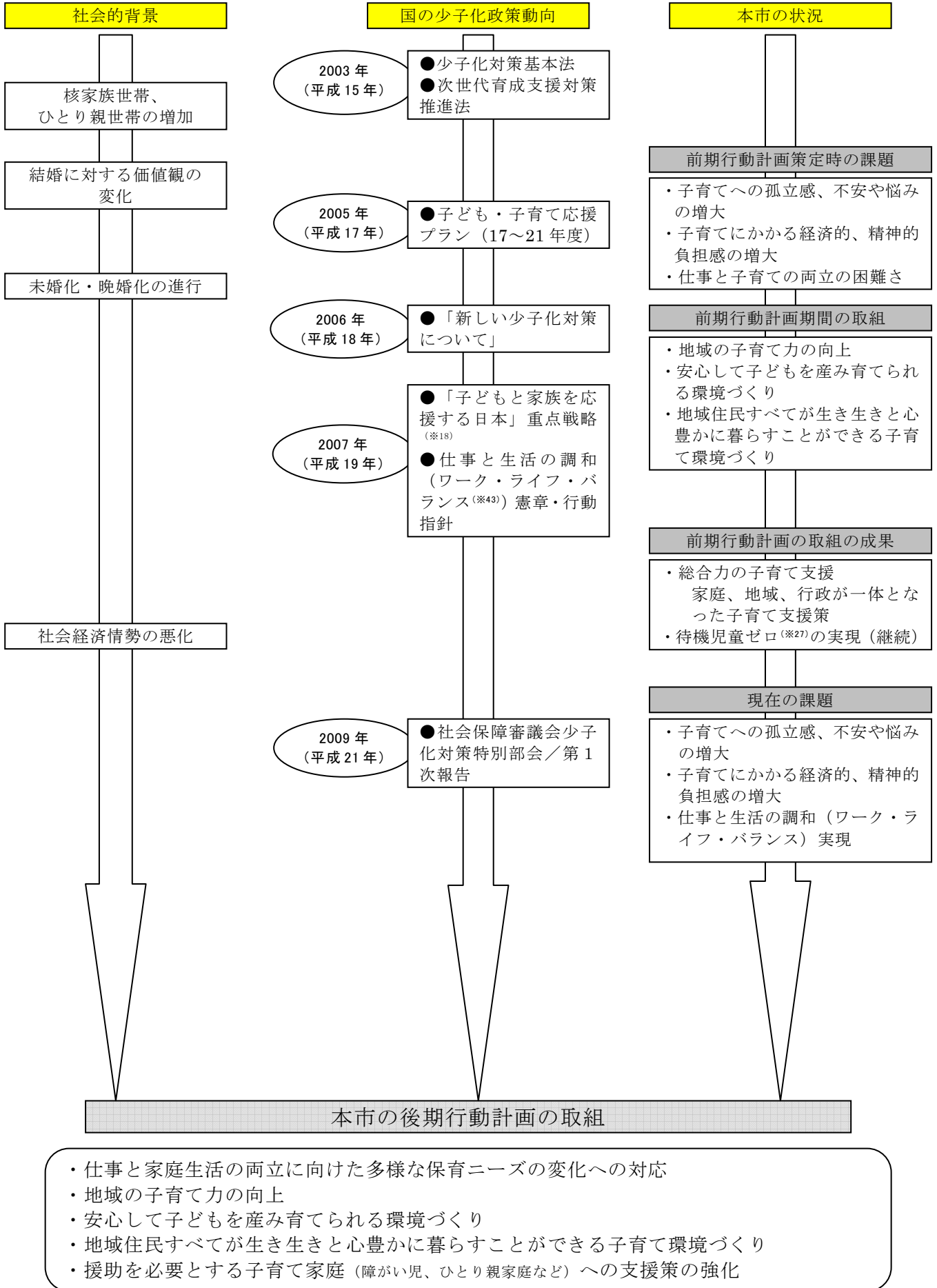
全国的に人口の減少や少子高齢化が進行しているなかで、子どもを含めた人口が、横ばいで推移していることは本市の特徴とも言え、このことは、前期行動計画における、多様な子育て支援策が功を奏し、「総合力の子育て支援」が着実に根を下ろしてきた結果であり、本市が、子育て世代にとって、子どもを生み育てていく生活の場として魅力のあるまちと認識されてきたものであると考えられます。

しかしながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境においては、社会経済情勢の悪化や少子高齢化の進行など、課題の背景となる要因はさらに拡大しており、今回のニーズ調査結果において、「子育てに関して不安や負担などを感じたことがある」と答えた保護者は約6割で、前回調査と同様の結果となっています。では、「子育てに関して悩んでいることはどのようなことか」という問いに対しては、「子育てや教育にお金がかかりすぎること」、「叱りすぎているような気がする」、「子どもの安全・安心に関すること」などの答えが多くなっています。

また、約6割の保護者が、子育てを「楽しいと感じることが多い」と回答した一方で、約3割の保護者が「楽しい、辛いと感じることが同じぐらい」と回答しており、これに対して、「子育てにおいて有効と感じる支援・対策」、「子育ての辛さを解消するために必要なこと」としては、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立」という意見が多数を占めており、今後の子育て支援の方向性を示唆するものであると考えられます。

後期行動計画においては、子育てにかかる経済的な支援や精神的な負担感の軽減等について、前期行動計画で取り組んだ施策を、引き続き実施して行くとともに、「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^(※43)）実現」に向け、多様に変化する保育ニーズへの柔軟な対応を図り、意識改革を含めた男女の働き方の見直しや、安心して子どもを産み、健やかに育むことのできる環境づくりに向けた、様々な方面からの、一層の子育て支援の充実が求められています。なお、これからの本市の子育て支援に大きな影響を与える事業として、（仮称）療育センターの整備と、市立四年制大学の開学に向けての取り組みが進められているところであり、これらの点をふまえ、国や地方自治体、企業、地域、家庭などの役割も明確にしつつ、「みんなで創る 子育て^{ナンバーワン} NO. 1 ^{オンリーワン} ONLY 1のまち ふくやま」を進めていくための、今後5年間の指標となる後期行動計画を策定するものです。

少子高齢化の進行



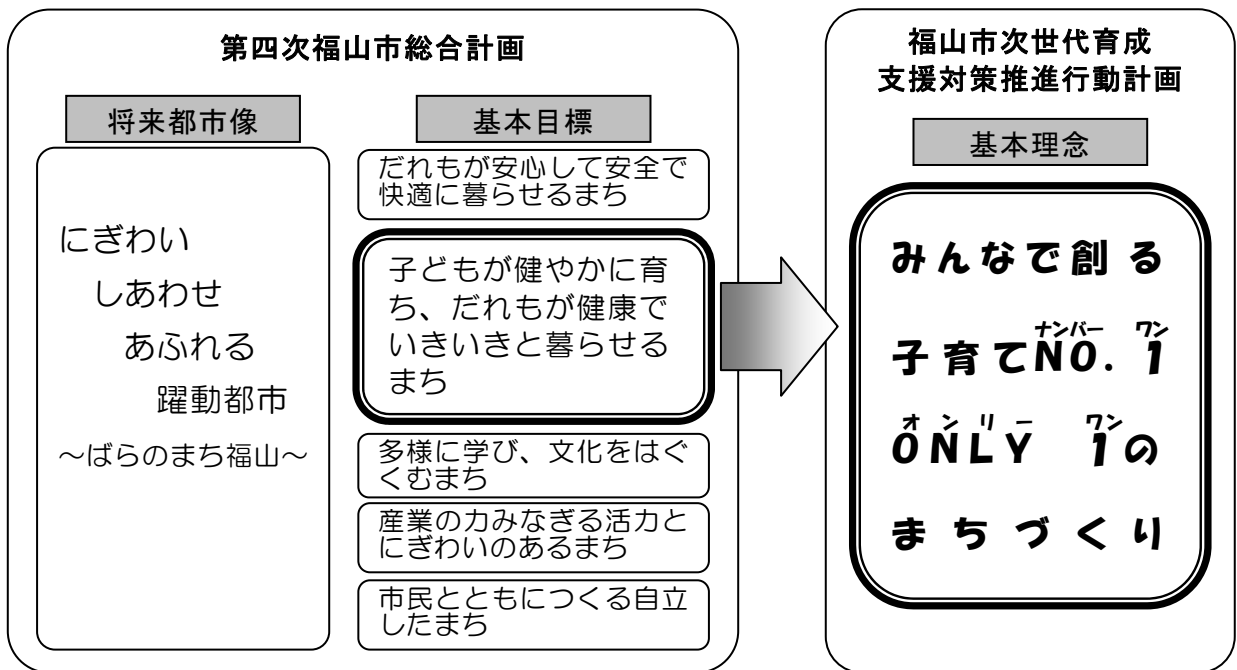
第4章 計画の基本的な考え方

【1】次世代育成支援対策推進行動計画の基本理念

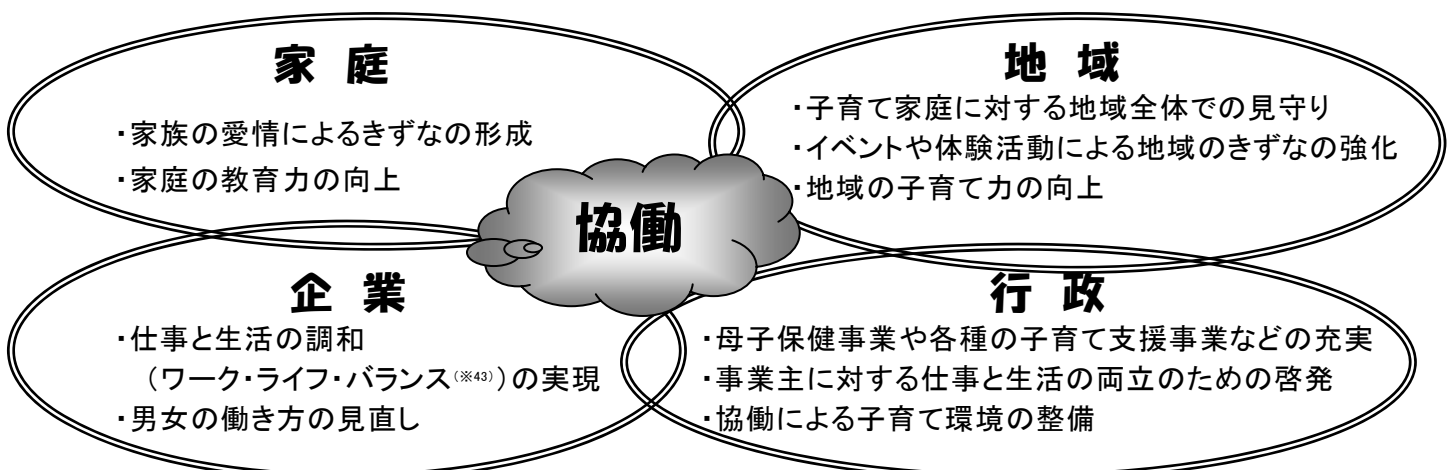
「第四次福山市総合計画」^(※28)では、福山市の将来都市像を『にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち 福山～』とし、5つの基本目標のもと、まちづくりを推進しています。

本計画は、この総合計画における「子どもが健やかに育ち、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち」づくりのための「部門計画」としての役割を担っており、前期行動計画では、基本理念を『みんなで創る 子育てNO. 1 ^{ナンバーワン} ONLY 1のまち ふくやま』と掲げ、家庭、地域、行政などが一体となった取組を推進してきました。

後期行動計画においても、引き続きこの理念のもと、子育て家庭やそれを取り巻くすべての地域住民が、ともに子育てに喜びを感じ、いきいきと心豊かに暮らすことのできるまちづくりを推進します。



計画推進の役割と協働



【2】次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の基本目標

1 みんなで創る 新しい生命に出会い 育てる幸せを実感できるまち

少子化や核家族化の進行による家庭や地域の養育力の低下、育児や教育にかかる費用の増大などを背景に、子育てへの負担感は増大しており、子どもが生まれる前からの支援体制や、安心して子どもを生み育てることができる環境整備など、子育て家庭に対する、一層の支援が求められています。

引き続き、多様な保健・保育サービスの充実や経済的支援などに取り組み、新しい生命に出会い、育てる幸せを実感できるまちをめざします。

2 みんなで創る 子どもが希望をもって いきいきと育つ喜びのあるまち

地域の養育力の低下がいわれるなか、子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育成するため、地域全体で子育てを見守っていくための新たな支えあいのシステムづくりや、おとなも子どもも、ともに育つことのできる環境づくりへの、一層の支援が求められています。

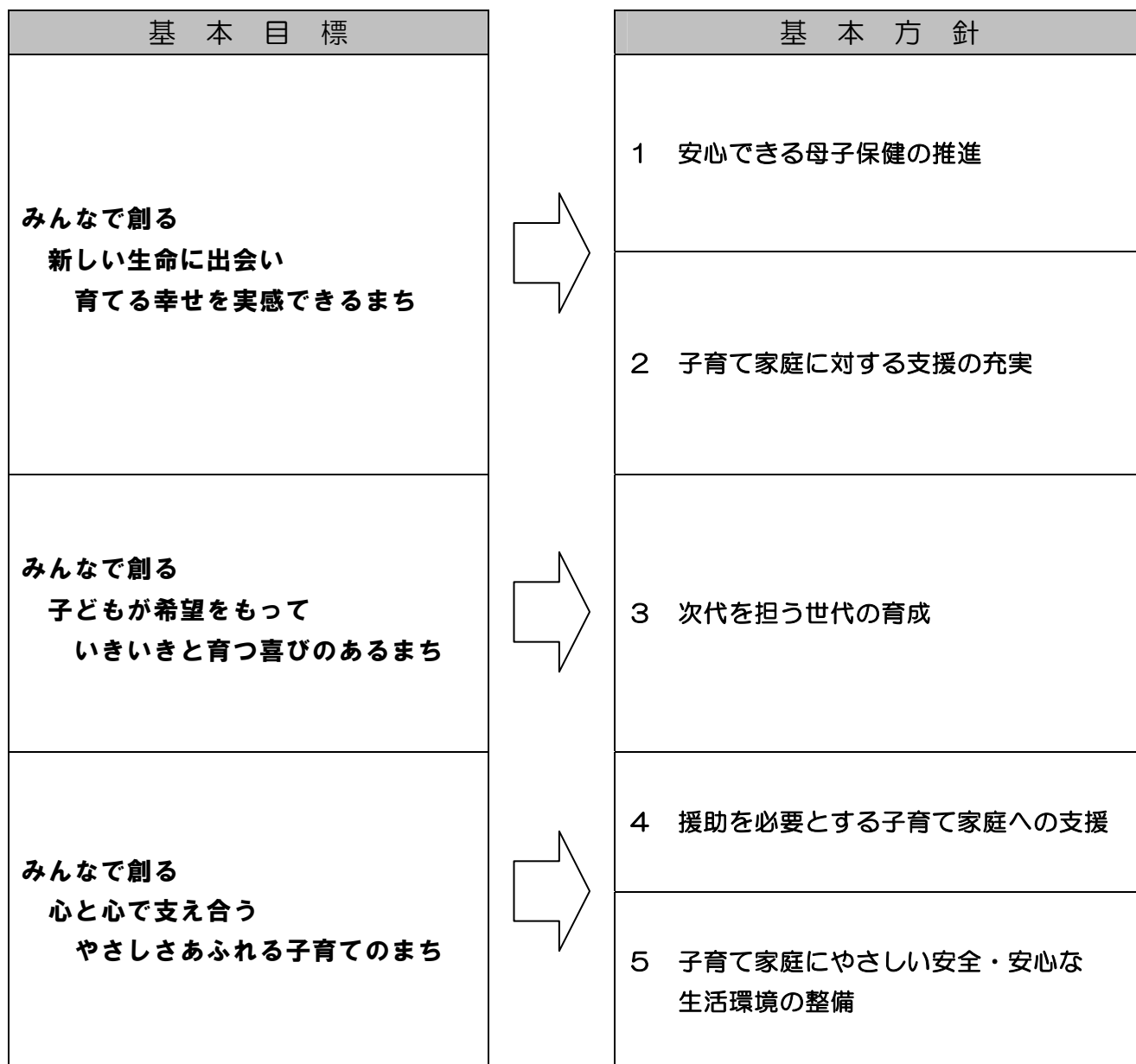
引き続き、教育機関や地域の協働による社会全体の教育力の向上に取り組み、次代を担う子どもたちが希望をもって、いきいきと育つ、喜びのあるまちをめざします。

3 みんなで創る 心と心で支え合う やさしさあふれる子育てのまち

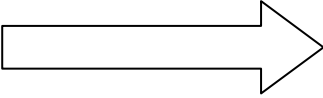
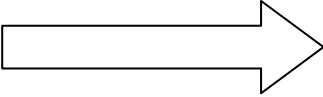
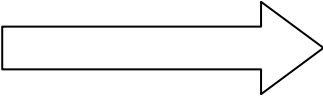
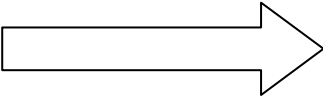
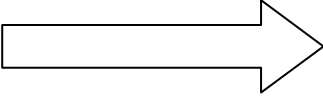
全ての子どもの人権や安全が保障され、健やかに育つため、ひとり親家庭への就労支援、障がいを持つ児童への支援、児童虐待^(※22)や子どもの犯罪被害の防止への取組など、家庭や地域がともに子育ての喜びを感じられる地域づくりへの、一層の支援が求められています。

引き続き、特別な援助を必要とする子育て家庭への支援や、安全・安心なまちづくりに取り組み、子育て家庭と地域の人々が、心と心で支えあう、やさしさあふれる子育てのまちをめざします。

みんなで創る子育てNO.1



ONLY^フイのまち ふくやま

基 本 施 策	
	【1】 妊娠・出産期の支援
	【2】 乳幼児期から思春期までの保健対策
	【3】 楽しい育児の実現
	【4】 小児医療の充実
	【1】 保育所その他の施設での保育サービスの充実
	【2】 地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実
	【3】 子育て家庭に対する情報提供の充実
	【4】 子育てと仕事の両立支援の推進
	【5】 子育て家庭に対する経済的な支援
	【1】 生きる力を育成する学校の教育環境の整備
	【2】 家庭における教育力の向上
	【3】 地域における教育力の向上
	【4】 次代の親の育成
	【5】 児童生徒の健全育成の推進
	【6】 地域との協働による子育て支援の推進
	【1】 児童虐待 ^(※22) 防止対策の充実
	【2】 ひとり親家庭等の自立支援の推進
	【3】 障がい児施策の充実
	【1】 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進
	【2】 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	【3】 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	【4】 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 前期行動計画策定時から本計画へ位置づけている事業
- 前期行動計画期間中に本計画へ追加して位置づけた事業
- 後期行動計画から新たに計画へ位置づける事業

【基本方針1】安心できる母子保健の推進

基本施策	具体的な事業
1 妊娠・出産期の支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 子育て支援ボランティア事業／1-1-1 2 母子健康手帳の交付／1-1-2 3 妊婦一般健康診査／1-1-3 4 訪問指導／すこやか育児サポート事業／1-1-4 5 こんにちは赤ちゃん訪問事業／1-1-5 6 育児支援家庭訪問事業／1-1-6
2 乳幼児期から思春期までの保健対策	<ul style="list-style-type: none"> 1 乳幼児の事故防止／1-2-1 2 食生活改善推進事業／1-2-2 3 離乳食講習会／1-2-3 4 乳幼児健康相談／1-2-4 5 訪問指導／すこやか育児サポート／1-2-5 事業 ※再掲／1-1-4 6 乳児一般健康診査、4カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査／1-2-6 7 予防接種／1-2-7 8 思春期の保健対策／1-2-8 9 学校の無煙化の推進／1-2-9
3 楽しい育児の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 訪問指導／すこやか育児サポート事業／1-3-1 ※再掲 1-1-4 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業／1-3-2 ※再掲 1-1-5 3 乳児一般健康診査、4カ月児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査／1-3-3 ※再掲 1-2-6

基本施策

具体的な事業

4 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」／1-3-4 ※後掲 2-2-1

5 地域子育て支援センター事業／1-3-5
※後掲 2-2-2

6 地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進／1-3-6 ※後掲 3-6-4

4 小児医療の充実

1 小児医療の充実／1-4-1

2 小児救急に関する啓発／1-4-2

【基本方針2】子育て家庭に対する支援の充実

基本施策

具体的な事業

1 保育所その他の施設での保育サービスの充実

1 保育サービスの充実／2-1-1

2 保育所・幼稚園の連携、就学前教育・保育と小学校の連携／2-1-2

3 保育所の再整備／2-1-3

4 放課後児童クラブ事業／2-1-4
※後掲 2-4-5

5 幼稚園での預かり保育／2-1-5

6 短期入所生活援助事業（ショートステイ・トワイライトステイ）／2-1-6

7 ファミリー・サポート・センター事業／2-1-7

2 地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実

1 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」／2-2-1

2 地域子育て支援センター事業／2-2-2

3 家庭児童相談室／2-2-3

4 育児支援家庭訪問事業／2-2-4
※再掲 1-1-6

5 ぐりとぐら広場／2-2-5

基本施策

3 子育て家庭に対する情報提供の充実

4 子育てと仕事の両立支援の推進

5 子育て家庭に対する経済的な支援

具体的な事業

6 子育て支援ボランティア事業／2-2-6
※再掲 1-1-1

7 子育て支援交流事業の充実／2-2-7
※後掲 3-2-2

8 幼稚園での子育て支援事業／2-2-8

9 子育て支援ネットワーク活動の推進／
2-2-9

1 こんにちは赤ちゃん訪問事業／2-3-1
※再掲 1-1-5

2 ふくやま子育て応援センター「キッズコ
ム」／2-3-2 ※再掲 2-2-1

3 地域子育て支援センター事業／2-3-3
※再掲 2-2-2

4 子育て支援ネットワーク活動の推進／
2-3-4 ※再掲 2-2-9

5 子育て情報誌の発行／2-3-5

1 女性雇用対策事業等／2-4-1

2 女性の再チャレンジ支援事業／2-4-2

3 学習・啓発事業／2-4-3

4 保育サービスの充実／2-4-4 ※再掲 2-1-1

5 放課後児童クラブ事業／2-4-5

6 ファミリー・サポート・センター事業／
2-4-6 ※再掲 2-1-7

7 幼稚園での預かり保育／2-4-7
※再掲 2-1-5

1 不妊治療費助成事業／2-5-1

2 乳幼児等医療費助成／2-5-2

3 小児慢性特定疾患治療研究事業／2-5-3

4 未熟児養育医療／2-5-4

5 自立支援医療(育成医療)費／2-5-5

基本施策

具体的な事業

- 6 ひとり親家庭等医療費助成／2-5-6
- 7 重度心身障がい者医療費／2-5-7
- 8 幼児インフルエンザ予防接種費補助事業／2-5-8
- 9 子ども手当(児童手当)／2-5-9
- 10 児童扶養手当／2-5-10
- 11 特別児童扶養手当／2-5-11
- 12 障がい児福祉手当／2-5-12
- 13 福山市重症心身障がい者福祉年金／2-5-13
- 14 保育所保育料の多子軽減／2-5-14
- 15 幼稚園就園奨励費／2-5-15
- 16 就学援助費／2-5-16
- 17 特別支援教育就学奨励事業／2-5-17
- 18 情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業／2-5-18
- 19 母子寡婦福祉資金貸付金／2-5-19

【基本方針3】次代を担う世代の育成

基本施策

- 1 生きる力を育成する学校の教育環境の整備

具体的な事業

- 1 確かな学力の向上／3-1-1
- 2 少人数指導推進支援事業／3-1-2
- 3 学校評価推進事業／3-1-3
- 4 キャリア教育推進事業／3-1-4
- 5 英語教育の推進／3-1-5
- 6 豊かな心の育成／3-1-6
- 7 園芸センター農業体験／3-1-7
- 8 園芸センター親子農業体験教室／3-1-8

基本施策

具体的な事業

2 家庭における教育力の向上

9 不登校児童生徒への取組／3-1-9

10 幼稚園・保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携／3-1-10 ※再掲 2-1-2

11 公立幼稚園の再整備／3-1-11

12 北京市教育交流推進事業／3-1-12

1 家庭児童相談室／3-2-1 ※再掲 2-2-3

2 子育て支援交流事業の充実／3-2-2

3 地域における教育力の向上

1 自然研修センター事業（ふくやまふれ愛ランド）／3-3-1

2 職場体験学習・インターンシップ^(※9)の受け入れ／3-3-2

3 子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）／3-3-3

4 生涯スポーツの振興／3-3-4

5 ものづくり啓発事業／3-3-5

6 市立四年制大学の設置／3-3-6

4 次代の親の育成

1 豊かな心の育成／3-4-1 ※再掲 3-1-6

2 思春期の保健対策／3-4-2 ※再掲 1-2-8

3 世代間交流事業／3-4-3

5 児童生徒の健全育成の推進

1 放課後児童クラブ事業／3-5-1
※再掲 2-4-5

2 自然研修センター事業（ふくやまふれ愛ランド）／3-5-2 ※再掲 3-3-1

3 豊かな心の育成／3-5-3 ※再掲 3-1-6

4 児童生徒の健全育成の啓発、指導／3-5-4

5 世代間交流事業／3-5-5 ※再掲 3-4-3

6 子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）／3-5-6 ※再掲 3-3-3

基本施策

具体的な事業

6 地域との協働による子育て支援の推進

7 子ども議会／3-5-7

8 読書活動推進に向けた整備／3-5-8

9 子ども読書活動推進計画策定事業／3-5-9

10 こどもエコクラブ事業／3-5-10

11 環境出前授業／3-5-11

12 環境教育副読本の作成・配布／3-5-12

13 社会教育施設に係る入館料、観覧料の高校生以下の無料化／3-5-13

14 市立動物園／3-5-14

1 子育て支援交流事業の充実／3-6-1
※再掲 3-2-2

2 子育て支援ボランティア事業／3-6-2
※再掲／1-1-1

3 地域住民、民間団体の子育て力の育成と協働／3-6-3

4 地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進／3-6-4

5 地域ポイント制度（まちづくりパスポート事業）／3-6-5

【基本方針4】援助を必要とする子育て家庭への支援

基本施策

具体的な事業

1 児童虐待^(※22)防止対策の充実

1 児童虐待防止等ネットワーク活動の推進／4-1-1

2 児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）／4-1-2

3 子育て支援ボランティア事業／4-1-3
※再掲／1-1-1

4 こんにちは赤ちゃん訪問事業／4-1-4
※再掲 1-1-5

5 育児支援家庭訪問事業／4-1-5
※再掲 1-1-6

基本施策

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

3 障がい児施策の充実

具体的な事業

1 ひとり親家庭自立支援給付金事業／4-2-1

2 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業／4-2-2

3 母子自立支援プログラム策定事業／4-2-3

4 母子生活支援施設／4-2-4

5 ひとり親家庭等相談事業／4-2-5

6 ひとり親家庭等への経済的支援／4-2-6

7 子どもの健全育成支援事業／4-2-7

1 障がい児の教育／4-3-1

2 特別支援教育体制推進事業／4-3-2

3 特別支援教育就学奨励事業／4-3-3
※再掲 2-5-17

4 情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業／4-3-4 ※再掲 2-5-18

5 放課後児童クラブ事業／4-3-5
※再掲 2-4-5

6 障がい児保育^(※25)／4-3-6

7 ことばの相談室／4-3-7

8 療育相談・療育支援システム／4-3-8

9 障がい福祉サービス等の充実／4-3-9

10 障がい児通園施設利用者負担軽減事業／4-3-10

11 重症心身障がい児(者)通園事業／4-3-11

12 水中活動モデル講座／4-3-12

13 障がい者等相談支援事業(障がい者総合相談室・子ども発達相談室)／4-3-13

14 障がい児等療育支援事業／4-3-14

15 発達障がい児の支援／4-3-15

16 市立四年制大学の設置／4-3-16
※再掲 3-3-6

【基本方針5】子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備

基本施策	具体的な事業
1 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサルデザイン^(※41)の推進／5-1-1 2 都市公園安全・安心の取組／5-1-2 3 歩道整備事業／5-1-3 4 生活安全モデル地域の指定／5-1-4 5 市営住宅入居専用枠の設定／5-1-5
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活安全パトロール車による子ども見守り事業／5-2-1 2 地域青色防犯パトロール実施団体支援事業／5-2-2 3 地域における子どもや市民の安全確保体制の支援／5-2-3 4 保育所の危機管理体制の確立／5-2-4 5 保育所、幼稚園、放課後児童クラブの緊急通報システム^(※14)の活用／5-2-5 6 幼稚園、学校の危機管理体制の確立／5-2-6 7 児童生徒安全確保対策／5-2-7 8 通学時安全確保対策／5-2-8 9 地域における危機管理体制の確立／5-2-9 10 通学路沿い公共施設安全対策事業／5-2-10 11 地域安全マップ普及推進事業／5-2-11 12 非行防止活動の推進／5-2-12 13 「こども110番の家」推進事業／5-2-13
3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会環境浄化活動の推進／5-3-1
4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通安全教室／5-4-1 2 チャイルドシート着用の啓発／5-4-2 3 自転車利用者対策事業／5-4-3

第5章 計画の内容

【基本方針1】安心できる母子保健の推進

1 妊娠・出産期の支援

現状と課題

母子の健康の保持増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないことであり、子どもの健やかな成長の基礎となっています。

ニーズ調査結果においては、子育てをするなかで有効と感じる支援・対策として「妊娠・出産に対する支援」と回答した人は、就学前児童の保護者の約26%でした。

本市では妊産婦への訪問指導などを実施していますが、今後も妊娠、出産、育児に関しての正しい知識の普及と、妊産婦の不安解消に努めていく必要があります。

今後の方向性

安心して妊娠、出産ができるよう、引き続き、子育て家庭のみならず、地域全体で支援する体制を整備し、地域の子育て力の向上を図ります。

具体的な事業

1 子育て支援ボランティア事業／1-1-1

◇市保健師と連携し、家庭訪問などにより、保護者の話し相手や、子育ての情報提供を行うことが出来るよう、子育て支援ボランティアを養成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 全小学校区に1人以上の子育て支援ボランティアを登録（養成）することを目標に、2003年度（平成15年度）から子育て支援ボランティアの養成を実施しています。 こんにちは赤ちゃん訪問事業などに必要な内容を、養成講座に追加しました。 2008年度（平成20年度）の養成により新規登録者数15人、全登録者数196人となり、78小学校区中、70小学校区が登録済みとなりました。 毎年度、フォローアップ研修を開催しています。 <p style="text-align: center;">子育て支援ボランティアの登録済み小学校区・人数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校区</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>登録人数(人)</td> <td>120</td> <td>169</td> <td>183</td> <td>186</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	小学校区	52	59	65	68	70	登録人数(人)	120	169	183	186	196
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)														
小学校区	52	59	65	68	70														
登録人数(人)	120	169	183	186	196														
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。 																		
担当課	保健部総務課																		

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
子育て支援ボランティアの配置	後期	70 小学校区／78 小学校区 2008 年度（平成 20 年度）	すべての小学校区 2012 年度（平成 24 年度）
	前期	52 小学校区／68 小学校区 2004 年度（平成 16 年度）	すべての小学校区 2012 年度（平成 24 年度）

2 母子健康手帳の交付／1-1-2

◇安全な妊娠・出産のための情報提供や妊娠・出産・子育てに関する一貫した記録など、母子が自らの健康管理に活用するための母子健康手帳を交付し、母子保健事業を啓発しています。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課、各支所・分室などで妊娠届をした人に交付しています（外国語併記も含む。） ・8か国語対応（ポルトガル語・タガログ語・中国語・英語・ハングル・タイ語・インドネシア語・スペイン語）。 <p>母子保健手帳交付数(冊)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付数</td> <td>4,210</td> <td>4,259</td> <td>4,828</td> <td>4,691</td> <td>4,790</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:市調べ ※2005年度(平成17年度)は神辺町3月分を含む</p>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	交付数	4,210	4,259	4,828	4,691	4,790
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
交付数	4,210	4,259	4,828	4,691	4,790								
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。 ・妊娠届出書の早期提出を促し、妊娠中からの相談を充実するとともに、妊娠・出産に対する家族の支援を推進します。 												
担当課	健康推進課												

3 妊婦一般健康診査／1-1-3

◇医療機関において、問診、診察、血液検査などを行い、妊婦の健康確保を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査検査受診票を、2007 年度（平成 19 年度）は 1 回の妊娠につき 2 枚交付し、2008 年度（平成 20 年度）は 5 枚交付しました。 ・2009 年度（平成 21 年度）からは、受診票を補助券方式に変更し実施しており、内訳は、1 回の妊娠につき、妊婦一般健康診査補助券 14 枚、妊婦一般健康診査検査券 1 枚、子宮頸ガン検査券 1 枚を交付しています。 <p>妊婦一般健康診査受診者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ人数</td> <td>11,742</td> <td>11,960</td> <td>13,803</td> <td>13,438</td> <td>29,717</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:市調べ ※HBs・超音波検査含む</p>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	延べ人数	11,742	11,960	13,803	13,438	29,717
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
延べ人数	11,742	11,960	13,803	13,438	29,717								
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、実施するとともに、妊娠・出産に関するわかりやすい情報提供に努めます。 												
担当課	健康推進課												

4 訪問指導／すこやか育児サポート事業／1-1-4

◇妊産婦や満1歳までの育児不安のある人や家族を対象に、産婦人科医、小児科医、市保健師が協力し、妊娠中から乳児期の子育て不安に対して、小児科医の保健指導や市保健師による家庭訪問を行い、不安の軽減を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・ハイリスクの妊婦及び乳幼児等の訪問を行い育児不安の軽減に努めるとともに、育児支援家庭訪問事業と連携して支援します。 すこやか育児サポート事業実施件数(件)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	実施件数	43	49	51	83	81
今後の 取組方針	・「ハイリスク児を持つ母親の出産後の精神状態を把握及び支援」の数値目標について、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」において乳児全数訪問を目標としているため、後期計画については目標値を設定しません。					
担当課	健康推進課					

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
妊娠・出産に満足している人	後期	79.6% 2007年度(平成19年度)	100% 2012年度(平成24年度)
	前期	データなし 2004年度(平成16年度)	100% 2012年度(平成24年度)
妊婦の喫煙率	後期	12.9% 2007年度(平成19年度)	0% 2012年度(平成24年度)
	前期	データなし 2004年度(平成16年度)	0% 2012年度(平成24年度)
ハイリスク児を持つ母親の出産後の精神状態を把握及び支援	後期	51.0% 2007年度(平成19年度)	
	前期	データなし 2004年度(平成16年度)	100% 2012年度(平成24年度)

5 こんにちは赤ちゃん訪問事業／1-1-5

◇生後 4 カ月までの乳児のいる家庭に、保健師、育児家庭訪問員、子育て支援ボランティアが訪問し、育児についての情報提供をするとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握します。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、継続した支援を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年度（平成20年度）から実施しており、訪問対象4,463件に対し、訪問実績は2,213件（49.6%）となっています（うち子育て支援ボランティア860件、保健師1,353件）。 ・訪問時には「子育て安心ファイル」により、乳幼児健康相談などの日程や予防接種の受け方、相談窓口の紹介を行うとともに、赤ちゃんの絵本の紹介や「あかちゃんといっしょのおはなし会^(※5)」などの情報提供をしています。 ・2009年度（平成21年度）では、訪問予定4,500件（うち子育て支援ボランティア2,000件、育児家庭訪問員1,500件、保健師1,000件）を見込んでいます。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師が中心となり、育児家庭訪問員及び子育て支援ボランティアと連携を図り、生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児不安の解消に努めます。
担当課	健康推進課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
生後4カ月までの乳児のいる家庭への訪問率	後期	49.6% 2008年度（平成20年度）	100% 2010年度（平成22年度）
	前期	データなし 2004年度（平成16年度）	データなし

※新たに目標数値を設定

6 育児支援家庭訪問事業／1-1-6

◇育児支援が特に必要と判断した家庭を、保健師・助産師・保育士などが訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、家庭における適切な養育ができるように支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年度（平成17年度）から、育児家庭訪問員（保健師、助産師、保育士などの有資格者）が訪問し、育児支援するとともに、要支援家庭については学区担当保健師と連携しています。 ・2009年度（平成21年度）からは、こんにちは赤ちゃん訪問事業などで、育児支援が特に必要と判断した家庭を訪問し、育児などに関する指導・助言などを行うことにより、家庭における適切な養育ができるように支援しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。
担当課	健康推進課

2 乳幼児期から思春期までの保健対策

現状と課題

ニーズ調査結果では、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることとして、「子どもの安全・安心に関すること」、「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」が、多くなっており、子どもの健康づくりに対して、高い関心が示されています。

子どもの健康づくりへの取組として、2008年度（平成20年度）に策定された「健康ふくやま21（後期行動計画）」^(※16)では、「食育」^(※23)への取組を積極的に推進しています。家族で食卓を囲むことは良好な家族関係づくりにもつながることから、今後も健康の基本である正しい食習慣、生活習慣について、幅広い世代へ周知し、定着させていくことが大切です。

また、乳幼児の病気や発育に関する悩み、不安を軽減する施策も必要です。

今後の方向性

子どもを取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、様々な機会をとおして正しい食習慣の定着、生命や性の大切さへの理解促進を図るとともに、乳幼児等の不慮の事故防止、健診等による疾病等の早期対応など、幅広く子どもの心とからだの不安などに対する支援を推進します。

具体的な事業

1 乳幼児の事故防止／1-2-1

◇不慮の事故による乳幼児の死亡を防ぐための取組を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・乳幼児健康相談及び乳幼児健康診査時などで、事故防止についての啓発を行っています。														
	4歳までの不慮の事故死亡率(人口10万人対比)														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年 (平成16年)</th> <th>2005年 (平成17年)</th> <th>2006年 (平成18年)</th> <th>2007年 (平成19年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡率</td> <td>14.7</td> <td>4.9</td> <td>4.6</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>死亡件数(件)</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	死亡率	14.7	4.9	4.6	9.1	死亡件数(件)	3	1	1
	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)											
死亡率	14.7	4.9	4.6	9.1											
死亡件数(件)	3	1	1	2											
今後の取組方針	・引き続き実施します。														
担当課	健康推進課														

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
4歳までの不慮の事故死亡率 (人口10万人対)	後期	9.1 (2件) 2007年(平成19年)	0.0 (0件) 2012年(平成24年)
	前期	15.3 2001年(平成13年)	0.0 2012年(平成24年)

2 食生活改善推進事業／1-2-2

◇栄養、食生活は、多くの生活習慣に起因する疾病との関連が深く、また、生活の質とも関連が深いことから、偏食の防止や朝食の摂取など、子どもに望ましい食生活を身につけるよう啓発を行っています。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館などで子どもを対象に「食育」^(※23)を中心とした料理教室を開催しています。 ・食生活改善推進員^(※24)による料理教室など143回(参加者3,803人)実施 ・市民向けの食育講演会を開催しています。 <p style="text-align: center;">市民向け食育講演会</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>906</td> <td>286</td> <td>258</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・2008年度(平成20年度)に「福山市食育推進計画概要版」を作成し、保育所、幼稚園、小学校の保護者に配布(40,000部)するとともに、食育の日に街頭で配布(4,000部)しました。 ・小学校などで「食育」に関する栄養士による講話会などを実施し、朝食の必要性など食生活の啓発を行っています。 <p style="text-align: center;">栄養士による講話会(回)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立幼稚園</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>64</td> <td>71</td> <td>90</td> <td>102</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所児童を対象に、栄養士が作成した教材を使用し、食育指導を実施しています。 ・子育て支援活動のなかで「バランスの良い食事」、「簡単にできるクッキング」などデモンストレーションをしながら、未入所児童の保護者を対象とした「食育」を実施しています。 		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	実施回数(回)	3	2	1	参加人数(人)	906	286	258		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	公立幼稚園	11	11	12	7	7	小学校	64	71	90	102	105	中学校	6	5	12	10	14	地域	1	3	2	4	4
		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																																							
実施回数(回)	3	2	1																																								
参加人数(人)	906	286	258																																								
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																																						
公立幼稚園	11	11	12	7	7																																						
小学校	64	71	90	102	105																																						
中学校	6	5	12	10	14																																						
地域	1	3	2	4	4																																						
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・福山市食育推進行動計画^(※35)に基づき、引き続き実施します。 ・保育所児童を対象に、栄養士が作成した教材を使用し、食育指導を推進します。 ・子育て支援活動のなかで「バランスの良い食事」、「簡単にできるクッキング」など調理実習やデモンストレーションを行いながら、未入所児童の保護者を対象とした「食育」を推進します。 																																										
担当課	健康推進課、学校保健課、保育課																																										

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
朝食を欠食する習慣のある児童 (1歳6カ月児)	後期	5.7% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	9.6% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
朝食を欠食する習慣のある児童 (3歳児)	後期	9.9% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	10.4% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
朝食を欠食する習慣のある児童 (5歳児)	後期	7.4% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	データなし	データなし
朝食を欠食する習慣のある児童 (小学3年生)	後期	4.7% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	データなし	データなし
朝食を欠食する習慣のある児童 (小学6年生)	後期	11.9% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	データなし	データなし
朝食を欠食する習慣のある生徒 (中学2年生)	後期	20.1% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	データなし	データなし
朝食を欠食する習慣のある児童 (高校2年生)	後期	23.0% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	データなし	データなし

※目標数値を追加(5歳児、小学3・6年生、中学2年生、高校2年生)

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
講話会などの開催回数	後期	各小学校2回 2008年度(平成20年度)	各小学校2回(中学校1回)
	前期	各小学校1.5回 2006年度(平成18年度)	データなし

※新たに目標数値を設定

3 離乳食講習会／1-2-3

◇離乳食の必要性、進め方、作り方などの指導を行い、健全な食生活の習慣づけを支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健やかな親子関係の形成を促し、育児に自信をもたせることを基本に、健全な生活リズムを身につけ食べる楽しさを体験していくことができるよう、一人ひとりの子どもの「食べる力」を育むための支援として、離乳食の必要性や進め方、作り方を指導しています。 					
	離乳食講習会					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
回数(回)	36	40	44	44	44	
参加者数(延人数)	627	791	819	903	874	
資料:市調べ(各年度3月末現在) ※2004年度(平成16年度)は神辺町3月分実績なし						
今後の 取組方針	・引き続き、健全な食生活を習慣づけるための啓発などを行います。					
担当課	健康推進課					

4 乳幼児健康相談／1-2-4

◇乳幼児の問診、身体測定、発育・発達の確認、育児相談、歯科相談、栄養相談を行うことで乳幼児の心身の健全な発育・発達を支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師、栄養士、歯科衛生士による健康相談を行い、生活リズムの重要性についての指導を実施しています。 ・ 「絵本と出会うふれあい事業」^(※10)をとおして、読み聞かせの方法などの体験により、絵本の読み聞かせの大切さを保護者に啓発するなど、幅広く子育てを支援しています。 					
	乳幼児健康相談					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	回数(回)	264	274	312	299	260
参加者 (延べ人数)	乳児	4,535	4,968	5,664	6,241	3,497
	幼児	2,494	2,545	2,856	3,035	2,457
資料:市調べ(各年度3月末現在)						
今後の 取組方針	・保健師、栄養士、歯科衛生士による健康相談を引き続き実施し、望ましい生活習慣をつけるよう啓発します。					
担当課	健康推進課					

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
夜10時までに寝る児童 (1歳6カ月児)	後期	68.0% 2007年度(平成19年度)	80.0%以上 2012年度(平成24年度)
	前期	50.8% 2001年度(平成13年度)	80.0%以上 2012年度(平成24年度)

指標		現状値	目標値
夜 10 時までには寝る児童 (3 歳児)	後期	61.1% 2007 年度 (平成 19 年度)	80.0%以上 2012 年度 (平成 24 年度)
	前期	49.3% 2001 年度 (平成 13 年度)	80.0%以上 2012 年度 (平成 24 年度)
夜 10 時までには寝る児童 (5 歳児)	後期	58.3% 2007 年度 (平成 19 年度)	90.0%以上 2012 年度 (平成 24 年度)
	前期	データなし	90.0%以上 2012 年度 (平成 24 年度)
夜 10 時までには寝る児童 (小学 3 年生)	後期	47.4% 2007 年度 (平成 19 年度)	90.0%以上 2012 年度 (平成 24 年度)
	前期	データなし	90.0%以上 2012 年度 (平成 24 年度)

5 訪問指導/すこやか育児サポート事業 1-2-5 ※再掲/1-1-4

6 乳児一般健康診査、4 カ月児健康診査、1 歳 6 カ月児健康診査、3 歳児健康診査/1-2-6

◇医療機関などにおいて乳児の疾病、障がいの早期発見、心身の健全な発育・発達などを促すとともに、親の育児不安を解消するため、乳幼児の健康診査を実施します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<p>・乳幼児の健康診査は、個別健康診査（乳児一般健康診査・4 カ月児健康診査）と集団健康診査（1 歳 6 カ月児健康診査・3 歳児健康診査）で実施しています。</p> <p>一般健康診査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳幼児</td> <td>受診延人数</td> <td>6,525</td> <td>6,591</td> <td>7,259</td> <td>7,301</td> <td>6,945</td> </tr> <tr> <td>対象者(人)</td> <td>3,902</td> <td>3,976</td> <td>4,340</td> <td>4,548</td> <td>4,396</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4カ月児</td> <td>受診者(人)</td> <td>3,344</td> <td>3,463</td> <td>3,896</td> <td>4,098</td> <td>4,034</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>85.7%</td> <td>87.1%</td> <td>89.8%</td> <td>90.1%</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1歳 6カ月児</td> <td>対象者(人)</td> <td>4,141</td> <td>4,126</td> <td>4,371</td> <td>4,191</td> <td>4,535</td> </tr> <tr> <td>受診者(人)</td> <td>3,717</td> <td>3,735</td> <td>3,960</td> <td>3,802</td> <td>4,167</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳児</td> <td>受診率(%)</td> <td>89.8%</td> <td>90.5%</td> <td>90.6%</td> <td>90.7%</td> <td>91.9%</td> </tr> <tr> <td>対象者(人)</td> <td>4,085</td> <td>4,128</td> <td>4,549</td> <td>4,336</td> <td>4,398</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診者(人)</td> <td>3,450</td> <td>3,499</td> <td>3,884</td> <td>3,725</td> <td>3,952</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率(%)</td> <td>84.5%</td> <td>84.8%</td> <td>85.4%</td> <td>85.9%</td> <td>89.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:市調べ(各年度3月末現在)</p>								2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	乳幼児	受診延人数	6,525	6,591	7,259	7,301	6,945	対象者(人)	3,902	3,976	4,340	4,548	4,396	4カ月児	受診者(人)	3,344	3,463	3,896	4,098	4,034	受診率(%)	85.7%	87.1%	89.8%	90.1%	91.8%	1歳 6カ月児	対象者(人)	4,141	4,126	4,371	4,191	4,535	受診者(人)	3,717	3,735	3,960	3,802	4,167	3歳児	受診率(%)	89.8%	90.5%	90.6%	90.7%	91.9%	対象者(人)	4,085	4,128	4,549	4,336	4,398		受診者(人)	3,450	3,499	3,884	3,725	3,952		受診率(%)	84.5%	84.8%	85.4%	85.9%	89.9%
			2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																																																																								
	乳幼児	受診延人数	6,525	6,591	7,259	7,301	6,945																																																																								
		対象者(人)	3,902	3,976	4,340	4,548	4,396																																																																								
	4カ月児	受診者(人)	3,344	3,463	3,896	4,098	4,034																																																																								
		受診率(%)	85.7%	87.1%	89.8%	90.1%	91.8%																																																																								
	1歳 6カ月児	対象者(人)	4,141	4,126	4,371	4,191	4,535																																																																								
		受診者(人)	3,717	3,735	3,960	3,802	4,167																																																																								
	3歳児	受診率(%)	89.8%	90.5%	90.6%	90.7%	91.9%																																																																								
		対象者(人)	4,085	4,128	4,549	4,336	4,398																																																																								
	受診者(人)	3,450	3,499	3,884	3,725	3,952																																																																									
	受診率(%)	84.5%	84.8%	85.4%	85.9%	89.9%																																																																									
今後の 取組方針	<p>・民生委員・児童委員、子育て支援ボランティアなどと協力し、乳幼児健康診査の未受診者の把握に努めるとともに、保育所、幼稚園などにおいて受診を勧奨し、受診率の向上に努めます。</p> <p>・1 回当たりの健康診査の受診者数の見直しなど、乳幼児健診の機能を強化します。</p>																																																																														
担当課	健康推進課																																																																														

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
1歳6カ月児健康診査受診率	後期	91.9% 2008年度（平成20年度）	95.0%以上 2012年度（平成24年度）
	前期	89.0% 2001年度（平成13年度）	95.0%以上 2012年度（平成24年度）
3歳児健康診査受診率	後期	89.9% 2008年度（平成20年度）	90.0%以上 2012年度（平成24年度）
	前期	82.4% 2001年度（平成13年度）	90.0%以上 2012年度（平成24年度）

7 予防接種／1-2-7

◇子どもの疾病予防のため、予防接種の勧奨及び情報提供を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 市広報、乳幼児訪問、乳幼児健康相談、幼児健康診査などにおいて、予防接種の勧奨を実施しています。 保育所・幼稚園・小中高校において、児童・生徒に予防接種の種類、接種時期などの情報を提供し、予防接種の勧奨を実施しています。 2008年度（平成20年度）から、麻しん風しんの3期4期接種が始まっており、4期については、接種率向上に向けて接種勧奨はがき（3,340通）を送付しました。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。
担当課	保健予防課、健康推進課、学校保健課、児童部庶務課、保育課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
BCG予防接種率の向上 (生後6カ月までの乳児)	後期	96.9% 2008年度（平成20年度）	95.0%以上 2012年度（平成24年度）
	前期	データなし	90.0%以上 2012年度（平成24年度）
麻しんの予防接種率の向上 (1歳6カ月までの児童)	後期	90.6% 2008年度（平成20年度）	90.0%以上 2012年度（平成24年度）
	前期	70.0% 2001年度（平成13年度）	90.0%以上 2012年度（平成24年度）

※現状値については、1歳6カ月児健康診査時に把握したもの

※目標値については、全児を対象に設定したもの

8 思春期の保健対策／1-2-8

◇小中学生の喫煙・飲酒防止教育の実施、性や性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領^(※13)に基づき、喫煙・飲酒防止教育、薬物防止教育を全小中学校で実施しています。 ・「健康ふくやま 21」^(※16)の取り組みとして、喫煙・飲酒等防止教育を協力校で実施しています。 																		
	<p style="text-align: center;">小中学生の喫煙・飲酒防止教育(校)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	小学校	5	10	13	11	9	中学校	5	3	3	5	11
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)													
	小学校	5	10	13	11	9													
	中学校	5	3	3	5	11													
	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における「生と性」の講演会を実施し、また、学校などからの依頼による性教育を実施しています。 																		
	<p style="text-align: center;">「生と性」の講演会の実施(校)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	小学校	1	1	0	0	中学校	2	2	3	3			
		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)														
	小学校	1	1	0	0														
	中学校	2	2	3	3														
<p style="text-align: center;">依頼による性教育の実施(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼のあった学校など</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	依頼のあった学校など	5	0	1	4	5							
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)														
依頼のあった学校など	5	0	1	4	5														
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産み育てるための、適正な体重の意義の啓発を実施しました。 ・小中学生の喫煙・飲酒防止として、地域における補導活動や青少年センターによる補導活動(常時・合同・特別)を実施しています。 																			
<p style="text-align: center;">未成年者の喫煙補導数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>喫煙補導数</td> <td>431</td> <td>477</td> <td>577</td> <td>919</td> <td>467</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	喫煙補導数	431	477	577	919	467							
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)														
喫煙補導数	431	477	577	919	467														
<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の喫煙防止への協力について(社)フランチャイズチェーン協会^(※38)へ申し入れを行っています。 ・中高生の飲酒習慣のある者、ストレスを感じている者の割合が増加傾向にあります。 																			
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。 																		
担当課	保健部総務課、保健予防課、健康推進課、青少年課、指導課																		

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
未成年者の喫煙率 (中学2年生)	後期	2.5% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	1.0% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
未成年者の喫煙率 (高校2年生)	後期	5.0% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	11.3% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
未成年者の飲酒割合 (最近1カ月内の飲酒経験があるとした者の飲酒頻度) (中学2年生)	後期	毎日1.7% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に3日以上12.1% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に1日程度22.4% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	毎日0.0% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に3日以上10.0% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に1日程度12.0% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
未成年者の飲酒割合 (最近1カ月内の飲酒経験があるとした者の飲酒頻度) (高校2年生)	後期	毎日1.1% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に3日以上11.5% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に1日程度20.7% 2007年度(平成19年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
	前期	毎日0.0% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に3日以上5.9% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)
		週に1日程度23.7% 2001年度(平成13年度)	0.0% 2012年度(平成24年度)

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
ストレスを感じる人の割合 (小学6年生)	後期	44.2% 2007年度(平成19年度)	38.0%以下 2012年度(平成24年度)
	前期	43.0% 2001年度(平成13年度)	38.0%以下 2012年度(平成24年度)
ストレスを感じる人の割合 (中学2年生)	後期	61.3% 2007年度(平成19年度)	46.0%以下 2012年度(平成24年度)
	前期	51.6% 2001年度(平成13年度)	46.0%以下 2012年度(平成24年度)
ストレスを感じる人の割合 (高校2年生)	後期	73.7% 2007年度(平成19年度)	49.0%以下 2012年度(平成24年度)
	前期	62.8% 2001年度(平成13年度)	56.0%以下 2012年度(平成24年度)

9 学校の無煙化の推進/1-2-9

◇学校において喫煙防止教育を実施するとともに、敷地内全面禁煙の定着を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・2007年度(平成19年度)から、全校で敷地内全面禁煙を実施しています。
今後の 取組方針	・引き続き、全校で敷地内全面禁煙を定着し、保護者や地域、関係団体への啓発活動の推進と喫煙防止教育の充実に努めます。
担当課	指導課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
小中学校の無煙化の推進	後期	全校実施 2007年度(平成19年度)	全校実施 (継続)
		小学校51校(2004年11月)	全校実施 2005年度(平成17年度)
	前期	中学校10校(2004年11月)	

※神辺町との合併による目標値の変更

3 楽しい育児の実現

現状と課題

ニーズ調査結果では、「子育てについてどう感じますか」という問いに対し、「楽しいと感じることが多い」と答えた保護者は、就学前児童が約 58%、小学校児童が約 53%で、「楽しいと辛いと感じることが同じぐらい」と答えた保護者は、就学前児童が約 34%、小学校児童が約 38%、「辛いと感じることが多い」と答えた保護者は、いずれも約 3%となっています。

また、子育てに何らかの負担を感じている保護者は、就学前児童が約 58%、小学校児童が約 60%となっており、前回調査とほぼ同様の結果となっており、育児を楽しんでいる一方で、負担感や不安感を抱いている保護者が多いのも現状です。

子育てについて気軽に相談できる相手を、「配偶者」「父母」「友人」と答えた保護者が、就学前児童、小学校児童とも約 70%を超えており、その次に「近所の人」や「保育所・幼稚園」・「かかりつけの医師」があげられています。

子どもの健全な育成や楽しい育児をサポートしていくためには、まず、母親のみならず父親など家族全員の育児への参画や理解、地域の支援、多様な子育て支援事業の推進など、子育て家庭を取り巻くすべての者が一体となって育児を楽しめる環境を整えていくことが必要です。

今後の方向性

引き続き、各種子育て支援事業の推進をはじめ、行政や医療機関などの関係機関や地域が一体となって、子育て家庭が安心して相談できる環境を整え、楽しい育児の実現を推進します。

具体的な事業

- 1 訪問指導／すこやか育児サポート事業／1-3-1 ※再掲 1-1-4
- 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業／1-3-2 ※再掲 1-1-5
- 3 乳児一般健康診査、4 カ月児健康診査、1 歳 6 カ月児健康診査、3 歳児健康診査／1-3-3 ※再掲 1-2-6
- 4 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」／1-3-4 ※後掲 2-2-1
- 5 地域子育て支援センター事業／1-3-5 ※後掲 2-2-2
- 6 地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進／1-3-6 ※後掲 3-6-4

4 小児医療の充実

現状と課題

本市では、次代を担う尊い生命を守り育てるために、これまでに小児医療体制の整備・充実に積極的に取り組んできました。休日や夜間における急な病気などへの対応など、小児医療体制の充実を図るとともに、疾病に関する正しい知識の普及活動などを推進しています。

ニーズ調査結果においては、けがや事故で医療機関にかかったことがある児童は約43%を占め、心肺蘇生法を知っている保護者の割合も就学前児童約45%、小学校児童約64%、AED^(※2)の使用法を知っている割合は約53%であったことから、引き続き、疾病などに関する正しい知識の普及が求められています。

また近年は、医師不足により医師が過酷な勤務状況にあることや、市民への正しい受診方法のあり方の啓発、輪番制の体制確保などの対応が急務となっています。

今後の方向性

引き続き医師会などとの連携を図りながら、小児医療体制のあり方を検討しつつ、その充実に努めます。

具体的な事業

1 小児医療の充実／1-4-1

◇在宅当番、小児二次救急輪番病院、福山市医師会による福山夜間小児診療所の休日夜間診療を実施しています。

活動状況
(進捗状況)
及び課題等

- ・休日昼間の一次救急^(※7)を市内の医療機関（小児科以外も含む）の当番医により実施しています。また、2009年度（平成21年度）から、休日昼間の在宅当番医療機関において、冬期の小児患者の増加に対応するため、小児科を従来の1医療機関から2医療機関体制としています。
- ・毎夜間及び休日昼間の二次救急^(※7)を12医療機関（小児は4医療機関）の輪番により実施しています。
- ・福山市医師会が毎夜間、福山夜間小児診療所（医師会館）において小児科診療を実施しています。
- ・課題としては、小児や一般の二次救急輪番制参加病院においても、医師不足により医師が過酷な勤務状況を強いられており、輪番制の体制確保が困難になっている状況がうかがえます。

小児医療の診療体制(市内医療機関)

		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
休日夜間の一次救急 (小児科以外も含む)		9～11	9～11	9～11	9～11	9～11
毎夜間及び休日昼間の二次救急	一般	10	10	9	9	9
	小児	4	4	4	4	4

今後の
取組方針

・引き続き、医師会などとの連携を図りながら実施します。

担当課

保健部総務課

2 小児救急に関する啓発／1-4-2

◇救急医療の円滑な運営のため、市民への正しい救急医療のあり方を啓発します。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症患者の二次救急病院の安易な利用などにより、医師の過重な勤務や、重症患者への対応が課題となっていることから、市広報やテレビ、ラジオなどをおして正しい受診方法について啓発を行っています。 ・福山市の救急医療の現状などの周知を図るため、救急医療シンポジウムを開催するとともに、救命救急講習を実施しました。 ・2009年度（平成21年度）においては、啓発パンフレット「救急現場はピンチです！」を作成し各世帯に配布するとともに、啓発ポスターを作成し医療機関や公共機関などに掲示しました。
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、啓発に努めるとともに、県、医師会、消防局などと連携し救急医療セミナーや救命救急講習を実施します。
<p>担当課</p>	<p>保健部総務課</p>

【基本方針2】子育て家庭に対する支援の充実

1 保育所その他の施設での保育サービスの充実

現状と課題

近年、核家族化や人間関係の希薄化、共働き世帯の増加などにより、子育て支援のニーズはますます大きく、多様化してきています。ニーズ調査結果においても、子育てをする中で有効と感じる支援・対策として「保育サービスの充実」への回答は第1位と、最も多くなっています。

本市ではこれまでに、保育機能の適正規模・適正配置を考慮しつつ、保育を必要とする児童の全員入所の推進や乳児保育^(※30)の拡充、障がい児保育^(※25)、延長保育^(※11)、休日保育^(※15)、一時保育^(※8)、夜間保育^(※40)、病児・病後児保育^(※33)などの保育内容の充実に努めてきました。また、放課後児童クラブ事業やファミリー・サポート・センター事業の実施により、児童の健全育成と保護者の就労を支援してきました。

今後も子どもの最善の利益に配慮しながら、保護者の就労や社会参加などのための多様な保育ニーズに対応できるよう、保育内容を充実することやサービスの質的な向上などが求められています。

今後の方向性

保護者の就業形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、関係機関などとも連携しながら、種類・量・質のバランスに配慮した保育サービスを提供するとともに、施設の整備を進め、安定して良質な保育サービスが提供できる体制の整備を図ります。

また、依頼・協力会員ともに増加傾向にあるファミリー・サポート・センター事業についても、さらなるサービスの周知や、安心して預けることができる体制づくりを推進します。

具体的な事業

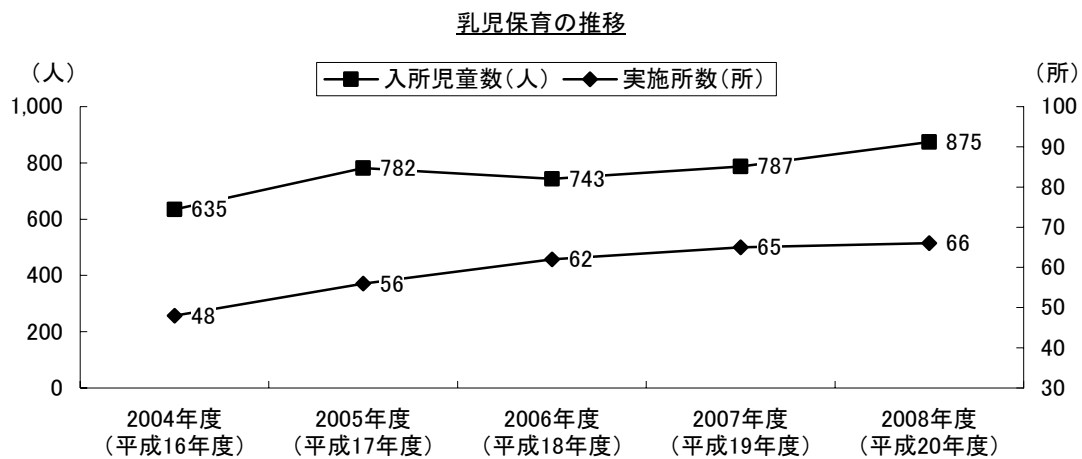
1 保育サービスの充実/2-1-1

◇保育を必要とする児童の全員入所、児童一人ひとりの人権を大切に育てる保育の充実、保護者の就業形態や生活実態の変化に対応できる多様な保育サービスの充実を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">・保育対象年齢の拡大や定員の見直しを進め、待機児童ゼロ^(※27)を実現しています。・延長保育、一時保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供しています。・保育環境の改善（老朽化が進行する大型遊具の更新、空調設備の整備、施設修繕など）を実施しています。
担当課	児童部庶務課

①乳児保育^(※30)

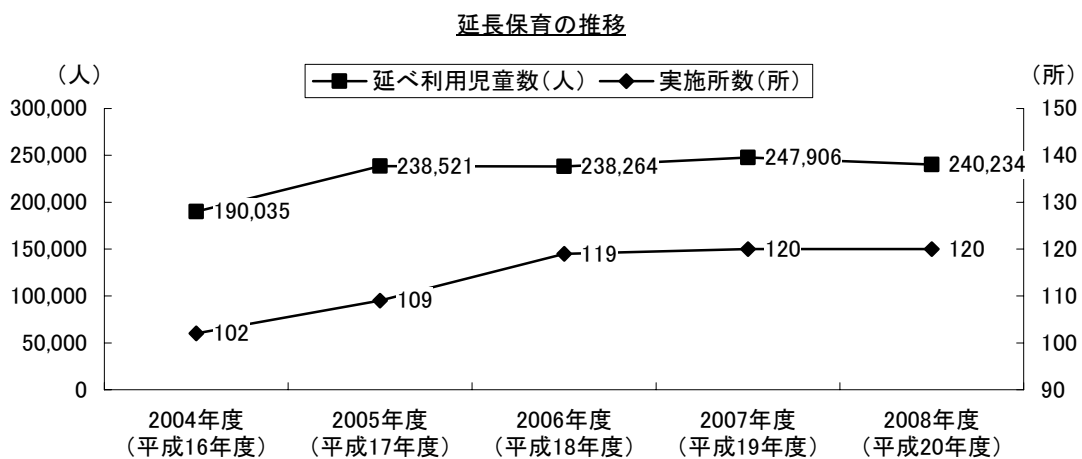
・乳児保育は、増加傾向にあります。



資料:市調べ

②延長保育^(※11)

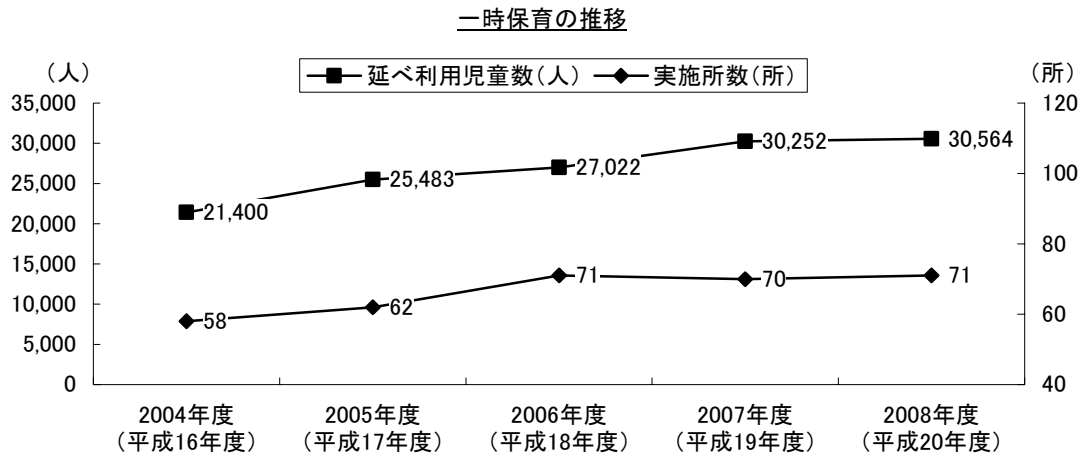
・延長保育の延べ利用者数は横ばいで推移しており、安定的な需要がうかがえます。



資料:市調べ

③一時保育^(※8)

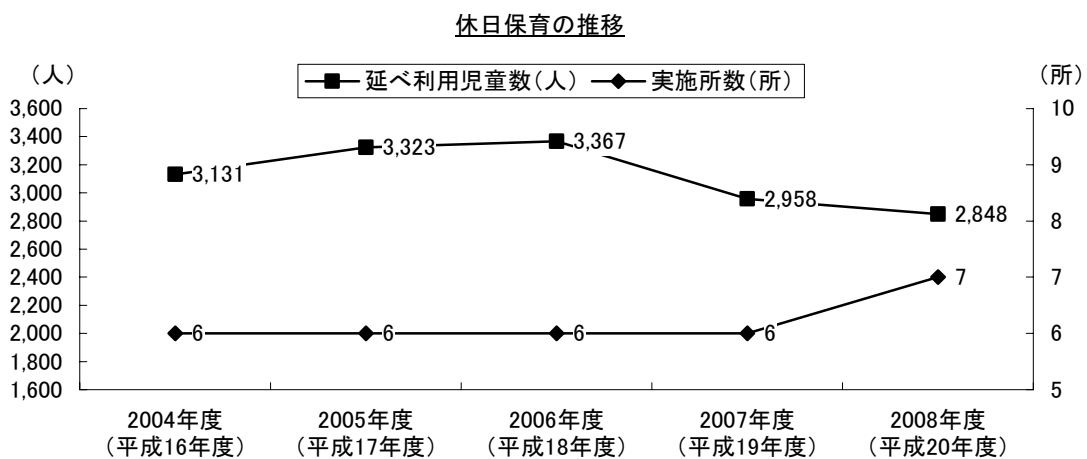
・一時保育の延べ利用児童数は、近年増加傾向にあります。実施所数は2008年度（平成20年度）で71所となっています。



資料：市調べ

④休日保育^(※15)

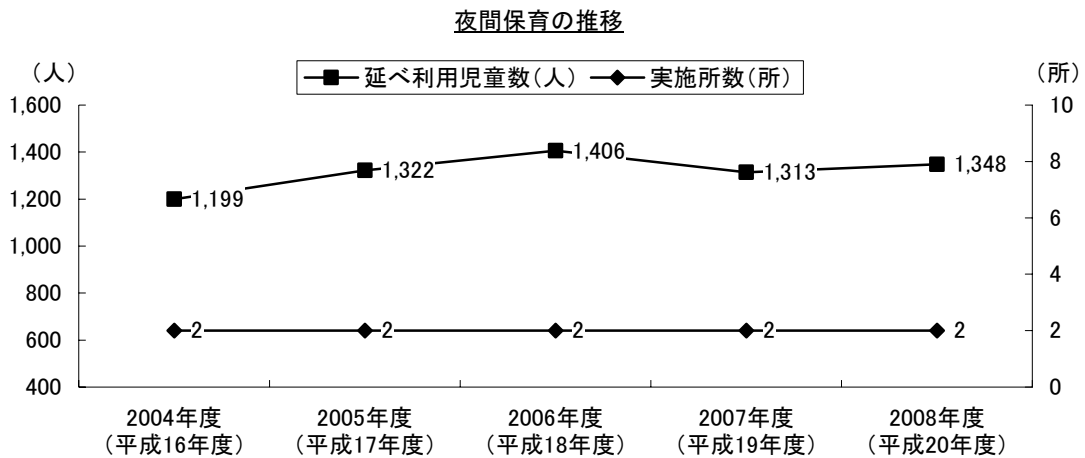
・休日保育の延べ利用者数は、2007年度（平成19年度）から減少傾向に転じています。



資料：市調べ

⑤夜間保育^(※40)

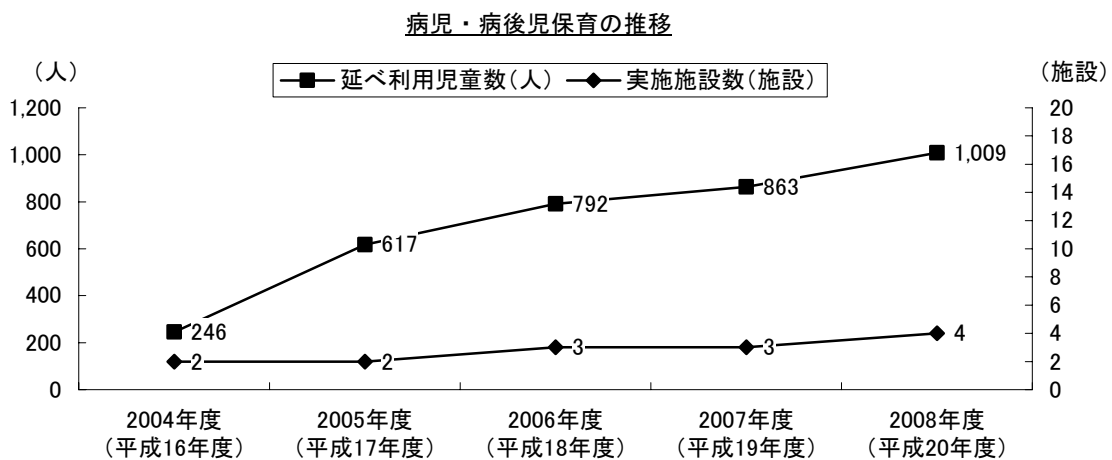
・夜間保育の延べ利用児童数は、2007年度（平成19年度）に一旦減少に転じましたが、その後は再び増加しています。



資料:市調べ

⑥病児・病後児保育^(※33)

・病児・病後児保育の延べ利用者数は、年々増加傾向にあり、2008年度（平成20年度）では延べ1千人を超えています。



資料:市調べ

今後の
取組方針

- ・保育サービスの内容の情報提供を推進します。
- ・引き続き、多様な保育サービスを実施するとともに、入所定員及び受入年齢の拡大に努め、全員入所を推進します。
- ・施設の修繕や大型遊具など設備の充実を計画的に取り組み、保育環境の向上に努めます。

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
保育所入所児童数	後期	12,166 人 2008 年度（平成 20 年度）	12,300 人 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	11,873 人 2004 年度（平成 16 年度）	12,000 人 2009 年度（平成 21 年度）

※神辺町との合併による目標値の変更

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
延長保育 ^(※11) 実施所数 (1 時間延長)	後期	113 所 2008 年度（平成 20 年度）	101 所 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	114 所 2004 年度（平成 16 年度）	105 所 2009 年度（平成 21 年度）

※神辺町との合併による目標値の変更

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
延長保育実施所数 (2 時間延長)	後期	4 所 2008 年度（平成 20 年度）	13 所 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	4 所 2004 年度（平成 16 年度）	13 所 2009 年度（平成 21 年度）

※神辺町との合併による目標値の変更

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
延長保育実施所数 (3 時間延長)	後期	3 所 2008 年度（平成 20 年度）	4 所 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	1 所 2004 年度（平成 16 年度）	4 所 2009 年度（平成 21 年度）

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
一時保育 ^(※8) 実施所数	後期	71 所 2008 年度（平成 20 年度）	75 所 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	72 所 2005 年度（平成 17 年度）	75 所 2009 年度（平成 21 年度）

※目標数値の達成、神辺町との合併及び国の目標指数に合わせて変更

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
休日保育 ^(※15) 実施所数	後期	7 所 2008 年度（平成 20 年度）	7 所 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	6 所 2004 年度（平成 16 年度）	5 所 2009 年度（平成 21 年度）

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
夜間保育 ^(※40) 実施所数	後期	2 所 2008 年度（平成 20 年度）	2 所 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	2 所 2004 年度（平成 16 年度）	2 所 2009 年度（平成 21 年度）

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
病児・病後児保育 ^(※33) 実施施設数	後期	4 施設 2008 年度（平成 20 年度）	5 施設 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	2 施設 2004 年度（平成 16 年度）	5 施設 2009 年度（平成 21 年度）

2 保育所・幼稚園の連携、就学前教育・保育と小学校の連携／2-1-2

◇保育所と幼稚園の、それぞれの特性を活かした多様な保育や教育の提供、及び幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、保育所と幼稚園、小学校間の連携を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と幼稚園、小学校において、個々に応じた指導を継続するため、入学時などに必要な連携を図っています。 ・運動会や発表会、入学前後に子ども同士の活動の交流、及び保育内容の交流を行っています。 ・就学前後や行事のみでなく、年間をとおしての緊密な連携が必要となっています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施し、日常から必要な連携を図ります。
担当課	保育課、指導課

3 保育所の再整備／2-1-3

◇今後の児童数の推移、地域の実態、保護者のニーズ、施設の老朽化などに応じた保育所の再整備を進め、良質な保育を提供できる体制を整備します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年度（平成17年度）以降、公立保育所の社会福祉法人への移管や統廃合などに取り組むなかで、11施設の改築を実施し、2009年度（平成21年度）は、7施設の改築が進行中です。 ・公立、私立ともに老朽化が著しく、整備を必要とする施設が多くなっています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保育所の再整備を計画的に実施します。
担当課	児童部庶務課

4 放課後児童クラブ事業／2-1-4 ※後掲 2-4-5

5 幼稚園での預かり保育／2-1-5

◇私立幼稚園において、日常の保育終了後や長期休暇の期間において預かり保育を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての私立幼稚園で実施しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。
担当課	指導課

6 短期入所生活援助事業（ショートステイ・トワイライトステイ）／2-1-6

◇保護者の疾病や疲労、仕事などにより、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合にショートステイを実施します。

◇保護者の仕事などにより平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合にトワイライトステイを実施します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設や乳児院において、ショートステイ、トワイライトステイを実施しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。
担当課	子育て支援課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
ショートステイ・トワイライトステイ実施施設数	後期	2カ所 2008年度（平成20年度）	2カ所 2014年度（平成26年度）
	前期		

※新たに目標数値を設定

7 ファミリー・サポート・センター事業/2-1-7

◇子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって、子育てを地域で支える活動を実施しています。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼会員が、就労や疾病、急な用事などで援助を必要とするとき、協力会員が、保育所、幼稚園、学校などへの送迎や預かりなど、希望に応じた援助を行っています。 ・ 依頼会員と協力会員が、ともに子どもを育てる喜びを感じられるよう、アドバイザーが援助活動のサポートを行うとともに、会報誌の発行や交流事業、講習会などを実施しています。 ・ 依頼会員の増加に比べて、協力・両方会員の増加が少ないため、協力会員の確保が課題となっています。 ・ 協力会員の研修を推進し、活動内容の充実、拡大を図る必要があります。 <p>ファミリー・サポート・センター会員の推移</p> <table border="1" data-bbox="389 786 1407 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼会員数(人)</td> <td>354</td> <td>457</td> <td>484</td> <td>521</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>協力会員数(人)</td> <td>120</td> <td>173</td> <td>161</td> <td>164</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>両方会員数(人)</td> <td>62</td> <td>67</td> <td>75</td> <td>78</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>利用件数(回)</td> <td>1,683</td> <td>1,808</td> <td>2,430</td> <td>2,662</td> <td>2,993</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:市調べ</p> <p style="text-align: center;">※2005年度(平成17年度)は神辺町分(依頼16人、協力20人、両方1人)を含む。</p>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	依頼会員数(人)	354	457	484	521	536	協力会員数(人)	120	173	161	164	175	両方会員数(人)	62	67	75	78	83	利用件数(回)	1,683	1,808	2,430	2,662	2,993
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																										
依頼会員数(人)	354	457	484	521	536																										
協力会員数(人)	120	173	161	164	175																										
両方会員数(人)	62	67	75	78	83																										
利用件数(回)	1,683	1,808	2,430	2,662	2,993																										
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、地域バランスを考慮した協力会員の確保に努めます。 ・ 協力会員の研修内容の充実と受講機会の拡大に努めます。 																														
<p>担当課</p>	<p>子育て支援課</p>																														

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
ファミリー・サポート・センター協力会員数	後期	175 人 2008 年度 (平成 20 年度)	230 人 2014 年度 (平成 26 年度)
	前期	114 人 2004 年度 (平成 16 年度)	190 人 2009 年度 (平成 21 年度)

※目標値の達成による変更

2 地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実

現状と課題

近年、核家族化や地域の人間関係の希薄化が進むなか、地域全体で子育てを進めるためには、お互いの顔が見える関係づくりが必要です。

ニーズ調査結果では、子育ての不安や負担を感じる保護者が、就学前児童で約 58%、小学校児童で約 60%となっており、前回調査と同様の傾向となっています。また、「子育てをする中で有効と感じる支援・対策」として「地域による子育て支援の充実」をあげた保護者が就学前児童で約 33%、小学校児童で約 28%となっています。

本市では、育児相談や各種情報提供などによって子育てを支援する「ふくやま子育て応援センター「キッズコム」」や、子育て家庭が集う場の提供などを行う「地域子育て支援センター事業」をはじめ、様々な地域における子育て支援サービスを提供しています。

今後も、ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るとともに、すべての子どもを地域全体で育て、見守っていく関係づくりを推進して行く必要があります。

今後の方向性

コミュニケーションづくりの拠点として、「ふくやま子育て応援センター「キッズコム」」や「地域子育て支援センター事業」など、の機能を充実するとともに、他の多様な子育て支援事業との連携を図り、子育て支援サービスの充実に努めます。

具体的な事業

1 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」/2-2-1

◇育児相談、子育て講座、保護者によるサークル活動の支援、子育て支援事業に関する情報提供など、地域の子育てを総合的に支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年(平成20年)7月のまなびの館ローズコムへの移転に伴い、利用者数が飛躍的に増加し、情報提供数は2008年度(平成20年度)7,595件と、2007年度(平成19年度)の2,544件に比して約3倍増となっています。 ・子育てグループ・子育て支援関係団体との協働による、子育て支援事業の充実が求められています。 					
	ふくやま子育て応援センター(キッズコム)相談内容					
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	
子どもに関する内容(件)	596	540	782	878	853	
環境・育児方法に関する内容(件)	1,880	1,350	834	922	858	
その他(件)	371	723	702	196	31	
合計(件)	2,847	2,613	2,318	1,996	1,742	
	資料:市調べ					
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・他の各種子育て支援事業との連携を図ります。 ・引き続き、事業の充実を図りながら、地域子育て支援センター事業の拠点施設として機能向上に努めます。 					
担当課	子育て支援課					

2 地域子育て支援センター事業／2-2-2

◇保育所を拠点として、家庭で子どもを保育している保護者の子育てを支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくやま子育て応援センター「キッズコム」」や地域の拠点保育所を中心として、それぞれの地域保育所が連携し、家庭で子どもを保育している保護者とその子どもを対象に、遊びの場・相談の場を提供しています。 ・今後は、家庭訪問なども行い、気軽に相談できる体制を充実する必要があります。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事業の充実を図りながら利用の促進に努めます。
担当課	保育課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
実施箇所数	後期	19 所 2008 年度（平成 20 年度）	25 所 2014 年度（平成 26 年度）
	前期	データなし	データなし

3 家庭児童相談室／2-2-3

◇家庭における人間関係や子どもの養育に関することなど、家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員^(※12)（ひとり親家庭自立支援員^(※31)と兼務）4 人を配置し、相談に対応しています。 ・「子育てに関する不安や負担感」の軽減のため、保護者の自立支援事業など、他の子育て支援施策と連携しながら、助言や指導を行っています。 <p>家庭児童相談件数(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>152</td> <td>248</td> <td>126</td> <td>284</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:市調べ</p>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	相談件数	152	248	126	284	356
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
相談件数	152	248	126	284	356								
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。 												
担当課	子育て支援課												

4 育児支援家庭訪問事業／2-2-4 ※再掲 1-1-6

5 ぐりとぐら広場/2-2-5

◇就学前児童と保護者を対象に、福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド）で、コミュニティの場の提供や絵本の読み聞かせ、保育士による親子でのふれあい遊びなどの子育て支援事業を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具を使った自由遊びやリズム遊び、子育て相談など、様々なニーズに応じた子育て支援事業を実施しています。 					
	ぐりとぐら広場実施状況					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	開催日数(日)	127	116	146	157	160
	参加者数(人)	3,784	3,411	3,216	3,080	2,919
	資料:市調べ					
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。 					
担当課	青少年課					

6 子育て支援ボランティア事業/2-2-6 ※再掲 1-1-1

7 子育て支援交流事業の充実/2-2-7 ※後掲 3-2-2

8 幼稚園での子育て支援事業/2-2-8

◇子育て不安の解消を図るため、関係機関との連携を図りながら、育児相談や子育てサークルなどの支援、情報提供などを行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての公立幼稚園（20園）において、未就園児の会を計画し、幼児同士のふれあいや子育て相談を実施しています。 ・すべての私立幼稚園（23園）において、未就園児に対する園庭開放や、在園児童とのふれあいの機会を提供し、工作・折り紙などのものづくりを実施しています。 				
	今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保育内容の工夫や充実、周知活動などの充実に努めます。 			
担当課	指導課				

9 子育て支援ネットワーク活動の推進/2-2-9

◇様々な子育て支援事業についてタイムリーな情報提供を行うとともに、次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況の把握や課題の抽出、今後のあり方などの検討、及びその他子育て支援関係事業の調査研究を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年度（平成17年度）に設置した子育て支援ネットワーク委員会（福山市及び社会福祉協議会で構成）を毎年度開催し、次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況の把握、課題の抽出、今後のあり方などを検討しています。 ・「あんしん子育て応援ガイド」^(※6)を作成し、出生届をした人に配付しています。（毎年度約3万部発行） ・市のホームページ「子育てe-支援情報！」で情報提供を行っています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。
担当課	子育て支援課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
子育てに関する不安や負担感	後期	就学前児童 58.2% 2008年度（平成20年度）	減少 2014年度（平成26年度）
		小学校児童 60.2% 2008年度（平成20年度）	
	前期	就学前児童 60.8% 2003年度（平成15年度）	減少 2009年度（平成21年度）
		小学校児童 56.1% 2003年度（平成15年度）	

3 子育て家庭に対する情報提供の充実

現状と課題

ニーズ調査結果では、子育てに関する情報の入手先として、就学前児童と小学生児童の保護者ともに、「近隣の人、友人、知人」、「保育所、幼稚園、学校」、「親、兄弟姉妹など」をあげており、前回調査と同様の結果となっています。

市が発行する、子育て支援に関する情報誌「あんしん子育て応援ガイド」^(※6)や「げんき情報局」^(※17)は、どちらも利用経歴より利用希望の方が割合が高く、特に就学前児童の保護者の利用希望は、約50%となっています。

周囲の人などからの情報の入手だけでは、子育て情報を十分収集できないため、情報誌やインターネットなどの様々な手段や機会を活用して、引き続き、子育て家庭に積極的に情報提供を行うことが求められています。

今後の方向性

情報誌の発行、インターネットや広報、子育て応援センター「キッズコム」をはじめとする子育て支援事業実施施設などの、あらゆる機会や手段を活用して、関係機関が実施する様々な子育てに関する情報提供を行います。

具体的な事業

- 1 こんにちは赤ちゃん訪問事業 2-3-1 ※再掲 1-1-5
- 2 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」 2-3-2 ※再掲 2-2-1
- 3 地域子育て支援センター事業 2-3-3 ※再掲 2-2-2
- 4 子育て支援ネットワーク活動の推進/2-3-4 ※再掲 2-2-9
- 5 子育て情報誌の発行/2-3-5

◇様々な子育て支援事業についてタイムリーな情報提供を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・「あんしん子育て応援ガイド」(毎年度発行) / 2-2-9 ・「げんき情報局」(毎月発行) / 3-3-3
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	子育て支援課、ブロック社会教育センター

4 子育てと仕事の両立支援の推進

現状と課題

女性の社会進出が進み、子どもを育てながら仕事を続けることを希望する女性が多くなっています。

ニーズ調査結果では、就労している母親は、就学前児童で約 50%、小学校児童で約 70%となっており、パートタイムで働く母親のうち、フルタイムへの転換を希望している人は、就学前児童で約 53%、小学校児童で約 50%となっています。また、現在就労していないが、今後、就労を希望する母親は、就学前児童で約 85%、小学校児童で約 72%となっています。なお、就労を希望しながら、現在働けない理由として、「働きながら子育てできる仕事がない」をあげた母親は、就学前児童で約 30%、小学校児童で約 36%となっています。

また、2007年（平成19年）に実施した市民意識調査では、女性の就労継続を困難にしている原因として、「出産・育児のため」が最も多く、次いで「家庭生活との両立が難しいため」となっており、男性の育児・休業制度の活用については「賛成だが現実には取りづらい」との答えが最も多くなるなど、子育てと仕事の両立が困難な状況がうかがえます。

人生の各ステージにおいて、女性も男性も、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^(※43)）実現の視点」に立った、男女の働き方の見直しや、行政や企業が連携して子育てと仕事の両立を支援していく環境づくりが求められています。

今後の方向性

職場環境において、子育てを支援する制度が整備され、積極的に活用されるよう企業などへワーク・ライフ・バランスの働きかけと、市民への周知や啓発を行うとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

具体的な事業

1 女性雇用対策事業等/2-4-1

◇国、県、関係団体と連携し、勤労者及び事業主に対し、男女の雇用機会の均等やワーク・ライフ・バランス^(※43)の支援について、広報や啓発、研修、情報提供などを行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・広島労働局、県、(財)21世紀職業財団などと共催し、男女雇用機会均等セミナーや両立支援対策セミナーを開催しています。 ・福山地方雇用対策協議会、福山人権啓発企業連絡会と連携し、各種セミナーの情報提供をしています。 ・(財)福山勤労福祉・文化振興会に委託して、資格取得講座やパソコン講座などの女性雇用支援講座を開催しています。 ・出前講座や両立支援講座を実施しています。 ・県と共同し、若年求職者を対象としたキャリアデザインセミナーの開催や「ひろしま若者しごと館福山サテライト」^(※32)を設置しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや講座などを引き続き開催します。 ・関係団体と連携し、事業主へ啓発や情報提供を行います。 ・若年求職者を対象とした就職支援セミナーを開催します。
担当課	労政課

2 女性の再チャレンジ支援事業/2-4-2

◇出産・育児などで離職し、再就職を希望する女性を支援するため、仕事と家庭の両立支援企業を集めた合同就職面接や説明会、相談会を開催します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年度(平成20年度)から広島県、広島労働局、ハローワークなどと共催し、女性の再就職支援事業「女性いきいき再就職フェア」(託児サービス付)を開催しています。参加者数は130人、参加企業数は20社となっています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施し、充実を図ります。
担当課	労政課

3 学習・啓発事業／2-4-3

◇「男女共同参画推進条例」及び「福山市男女共同参画基本計画」^(※36)の推進により、家庭生活、職業生活とその他の活動が両立できるまちづくりに取り組みます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<p>・多様な働き方を可能にする法制度の周知・啓発や、女性の再チャレンジ支援、男女がともに子育てに関われるよう意識変革を促進するための講座、セミナーを開催しています。</p> <p>講座、セミナーなどの開催状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起業セミナー(回)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>103</td> <td>126</td> <td>98</td> <td>101</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>就職・再就職準備セミナー(回)</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>168</td> <td>113</td> <td>59</td> <td>84</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>子育て応援セミナー等(回)</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>47</td> <td>59</td> <td>258</td> <td>222</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:市調べ</p>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	起業セミナー(回)	5	5	4	4	4	参加人数(人)	103	126	98	101	92	就職・再就職準備セミナー(回)	9	5	5	4	6	参加人数(人)	168	113	59	84	96	子育て応援セミナー等(回)	5	2	10	8	8	参加人数(人)	47	59	258	222	237
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																																									
	起業セミナー(回)	5	5	4	4	4																																									
	参加人数(人)	103	126	98	101	92																																									
就職・再就職準備セミナー(回)	9	5	5	4	6																																										
参加人数(人)	168	113	59	84	96																																										
子育て応援セミナー等(回)	5	2	10	8	8																																										
参加人数(人)	47	59	258	222	237																																										
<p>・2006年度(平成18年度)から、仕事と家庭の両立支援や、女性の能力発揮などに積極的に取り組んでいる事業者などを表彰しています。</p> <p>事業者などの表彰状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表彰者数</td> <td>1社</td> <td>該当なし</td> <td>1社</td> </tr> </tbody> </table>						2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	表彰者数	1社	該当なし	1社																																			
	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																																												
表彰者数	1社	該当なし	1社																																												
今後の 取組方針	<p>・引き続き実施します。</p>																																														
担当課	男女共同参画センター(イコールふくやま)																																														

4 保育サービスの充実／2-4-4 ※再掲 2-1-1

5 放課後児童クラブ事業/2-4-5

◇保護者の就労支援と児童の健全育成のため、授業終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室などを利用して、適切な遊びや生活の場を提供します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象は市内の小学校 1～3 年生（特別支援学級在籍などの児童は 6 年生まで）に在学する児童であって、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童です。 開設時間は次のとおりです。 学期中/月～金曜日 13:30～18:00、土曜日 8:30～13:45 長期休業中/月～金曜日 8:30～18:00、土曜日 8:30～13:45 71 人以上のクラブの規模の適正化について、一定の整備を図っています。今後は、利用児童の推移を見極めながら対応を検討する必要があります。 <p>放課後児童クラブ事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用児童数(人)</td> <td>2,510</td> <td>3,055</td> <td>3,492</td> <td>3,695</td> <td>3,944</td> </tr> <tr> <td>実施施設数(校)</td> <td>67</td> <td>73</td> <td>74</td> <td>75</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>実施施設数(カ所)</td> <td>67</td> <td>73</td> <td>74</td> <td>75</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:市調べ</p> <p style="text-align: center;">※2005年度(平成17年度)は神辺町分(8)を含む。 ※各年度5月1日現在</p>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	利用児童数(人)	2,510	3,055	3,492	3,695	3,944	実施施設数(校)	67	73	74	75	75	実施施設数(カ所)	67	73	74	75	77
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																				
利用児童数(人)	2,510	3,055	3,492	3,695	3,944																				
実施施設数(校)	67	73	74	75	75																				
実施施設数(カ所)	67	73	74	75	77																				
今後の 取組方針	・利用を希望する児童全員の受け入れを基本に、規模の適正化について検討します。																								
担当課	社会教育振興課																								

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
放課後児童クラブ 開設箇所数	後期	77 カ所 2008 年度 (平成 20 年度)	97 カ所 2014 年度 (平成 26 年度)
	前期	75 カ所 2004 年度 (平成 16 年度)	75 カ所 2009 年度 (平成 21 年度)

6 ファミリー・サポート・センター事業/2-4-6 ※再掲 2-1-7

7 幼稚園での預かり保育/2-4-7 ※再掲 2-1-5

5 子育て家庭に対する経済的な支援

現状と課題

めまぐるしく変化する社会・経済情勢のなかにあつて、子どもや保護者を取り巻く環境は厳しさを増し、支援を必要とする家庭が増えています。

国は、2009年（平成21年）11月、「子どもがいる現役世帯の相対的貧困率」^{（※26）}を2007年の調査で12.2%と公表しています。そのなかで、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は10.2%、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は54.3%となっています。

ニーズ調査結果では、子育てに関する悩みや気になることとして「子育てや教育にお金がかかりすぎることをあげた保護者が最も多く、就学前児童で約62%、小学校児童では約70%となっていますが、前回調査の就学前児童約49%、小学校児童約48%と比較すると大幅に増加しています。また、子育てに関する意見や要望でも「医療費の助成など」に関すること、「保育料負担が大きい」といった意見が多く聞かれました。

子育て家庭にとって、養育費や教育費、医療費などの負担はますます大きく、経済的な支援を望む声が高まっており、経済的負担感の軽減を実感できる支援が望まれています。

今後の方向性

子育て家庭に対する経済的負担感の軽減のため、各種手当や制度を周知し、対象者の利用促進を図ります。

具体的な事業

1 不妊治療費助成事業／2-5-1

◇不妊治療に係る費用の一部を助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関で、体外受精または、顕微授精に要した費用に対して、2007年度（平成19年度）からは1回あたり10万円を限度として、同一年度2回助成します。助成期間は通算5年です。（所得制限あり） 				
	不妊治療助成決定者(人)				
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
助成決定者延べ人数	100	95	131	292	371
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。 				
担当課	健康推進課				

2 乳幼児等医療費助成／2-5-2

◇乳幼児などが病院へ通院または入院した際の、保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、入院の場合 0 歳児から小学校 6 年生まで、通院の場合 0 歳児から就学前までとなっています。(所得制限あり) 一部負担金は、1 医療機関につき 1 日 500 円となっています。(入院は月 14 日まで、通院は月 4 日まで) <p>乳幼児等医療費助成受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>26,347</td> <td>27,668</td> <td>28,177</td> <td>28,079</td> <td>28,000</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	26,347	27,668	28,177	28,079	28,000
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
受給者数	26,347	27,668	28,177	28,079	28,000								
今後の 取組方針	・引き続き実施します。												
担当課	子育て支援課，各支所												

3 小児慢性特定疾患治療研究事業／2-5-3

◇小児慢性特定疾患の保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる疾患は、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患となっています。 対象者は、18 歳未満の児童となっています。(ただし、満 18 歳の時点で継続治療の必要な人は 20 歳未満まで) 月額負担限度額は、生計中心者の所得税額などにより決定されます。 <p>小児慢性特定疾患治療費承認件数(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認件数</td> <td>1,475</td> <td>559</td> <td>612</td> <td>574</td> <td>569</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	承認件数	1,475	559	612	574	569
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
承認件数	1,475	559	612	574	569								
今後の 取組方針	・引き続き実施します。												
担当課	保健予防課												

4 未熟児養育医療／2-5-4

◇指定医療機関へ入院して未熟な状態を改善するための医療を受ける場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 出生体重が 2,000 g 以下、または未熟なまま生まれた乳児の状態を改善するための、保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を、所得に応じて助成します。 <p>未熟児養育医療費受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>116</td> <td>123</td> <td>146</td> <td>187</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	116	123	146	187	160
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
受給者数	116	123	146	187	160								
今後の 取組方針	・引き続き実施します。												
担当課	保健予防課												

5 自立支援医療(育成医療)費/2-5-5

◇一定の身体上の障がいなどを有する児童で、確実な治療効果を期待しうるものに対し、障がいや疾患を軽減、改善するために要する保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる障がいや疾患は、肢体不自由(ペルテス病、内反足など)、視覚障がい(斜視など)、聴覚・平衡機能障がい(小耳症など)、音声・言語・そしゃく機能障がい(口蓋裂など)、内臓障がい(心室中隔欠損症、ファロー四徴症、慢性腎不全など)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいです。 本人負担は原則1割ですが、所得の状況などに応じて負担の上限月額が定められています。 <p>自立支援医療(育成医療)費受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>183</td> <td>218</td> <td>146</td> <td>131</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	183	218	146	131	162
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)												
受給者数	183	218	146	131	162												
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																
担当課	障がい福祉課																

6 ひとり親家庭等医療費助成/2-5-6

◇ひとり親家庭などの親または児童が、病院へ通院または入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、18歳到達後初めての3月末までの児童を現に扶養している配偶者のない人とその児童で、本人及び生計を同一にする扶養義務者が所得税非課税であることです。 一部負担金は、1医療機関につき1日500円となっています。(入院、通院とも月4日まで) <p>ひとり親家庭等医療費助成受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>7,115</td> <td>7,590</td> <td>7,593</td> <td>7,595</td> <td>7,686</td> </tr> </tbody> </table>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	7,115	7,590	7,593	7,595	7,686
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)												
受給者数	7,115	7,590	7,593	7,595	7,686												
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																
担当課	子育て支援課, 各支所																

7 重度心身障がい者医療費／2-5-7

◇重度の障がいのある障がい児(者)が、病院へ通院または入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、身体障がい者手帳1級～3級、または療育手帳④、A、⑤の人です。(所得制限あり) ・一部負担金は、1医療機関につき1日200円となっています。(入院、通院とも月4日まで) <p>※ただし65歳以上(療育手帳⑤を除く)で後期高齢者医療に加入していない人については、当該受給者が後期高齢者医療の被保険者であると見なして算定した保険診療の自己負担分を給付の対象としています。</p> <p>重度心身障がい者医療費受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の人</td> <td>4,659</td> <td>4,990</td> <td>5,649</td> <td>5,846</td> <td>5,817</td> </tr> <tr> <td>65歳未満の人</td> <td>3,627</td> <td>3,812</td> <td>4,449</td> <td>4,458</td> <td>4,612</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,286</td> <td>8,802</td> <td>10,098</td> <td>10,304</td> <td>10,429</td> </tr> </tbody> </table>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	65歳以上の人	4,659	4,990	5,649	5,846	5,817	65歳未満の人	3,627	3,812	4,449	4,458	4,612	計	8,286	8,802	10,098	10,304	10,429
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																							
65歳以上の人	4,659	4,990	5,649	5,846	5,817																								
65歳未満の人	3,627	3,812	4,449	4,458	4,612																								
計	8,286	8,802	10,098	10,304	10,429																								
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																												
担当課	障がい福祉課、各支所																												

8 幼児インフルエンザ予防接種費補助事業／2-5-8

◇幼児インフルエンザ予防接種に係る費用の一部を補助します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種実施医療機関で予防接種が終了した幼児(1歳から就学前までの幼児)の保護者に、要した費用に対して同一年度、一人あたり3,000円を限度として補助しています。 <p>予防接種費補助人数(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助件数</td> <td>12,160</td> <td>11,896</td> <td>13,490</td> <td>13,693</td> </tr> </tbody> </table>					2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	補助件数	12,160	11,896	13,490	13,693
		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)									
補助件数	12,160	11,896	13,490	13,693										
今後の 取組方針	・申請方法の簡素化を図りつつ、引き続き実施します。													
担当課	保健予防課													

9 子ども手当（児童手当）／2-5-9

◇中学校修了前までの児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。

（2010年（平成22年）4月1日施行予定）

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支給額は、中学校修了までの児童一人につき月額 13,000 円です。 (2011 年度（平成 23 年度）以降は、月額 26,000 円の予定) 所得制限なし 2010 年度（平成 22 年度）に限り、子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、国、地方、事業主が費用を負担、それ以外については国庫負担とします。 <p>(参考)</p> <p>児童手当受給者数(人)</p> <table border="1" data-bbox="389 698 1410 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>23,232</td> <td>25,477</td> <td>31,094</td> <td>31,345</td> <td>31,482</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	23,232	25,477	31,094	31,345	31,482
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
受給者数	23,232	25,477	31,094	31,345	31,482								
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の政策に準じて実施します。 												
<p>担当課</p>	<p>子育て支援課，各支所</p>												

10 児童扶養手当／2-5-10

◇父母の離婚、父の死亡などにより、父のいない児童を養育している母または養育者に対し、手当を支給します。

◇父子家庭に拡大されます。（2010年（平成22年）8月1日施行予定）

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支給額は、全部支給が月 41,720 円、一部支給が月 41,710 円～9,850 円で、第 2 子目 5,000 円、第 3 子目以降 3,000 円加算となります。（所得制限あり） <p>児童扶養手当受給者数(人)</p> <table border="1" data-bbox="389 1370 1410 1480"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>3,579</td> <td>3,932</td> <td>4,019</td> <td>4,016</td> <td>4,152</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 父子家庭拡大について ～母子の支給要件に準じた扱いとし、2010 年度（平成 22 年度）は、8 月分から 11 月分までの 4 ヶ月分を 12 月に支払います。 		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	3,579	3,932	4,019	4,016	4,152
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
受給者数	3,579	3,932	4,019	4,016	4,152								
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の政策に準じて実施します。 												
<p>担当課</p>	<p>子育て支援課，各支所</p>												

11 特別児童扶養手当／2-5-11

◇20歳未満の心身障がい児を監護する父母などに対し、手当を支給します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、児童の障がい程度が、おおむね身体障がい者手帳1級～3級、または療育手帳④、A、⑤の人です。(児童が施設に入所している場合を除く) 支給額は、1級が月50,750円、2級が月33,800円です。(所得制限あり) <p>特別児童扶養手当受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>596</td> <td>652</td> <td>655</td> <td>661</td> <td>687</td> </tr> </tbody> </table>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	596	652	655	661	687
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)												
受給者数	596	652	655	661	687												
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																
担当課	障がい福祉課, 各支所																

12 障がい児福祉手当／2-5-12

◇20歳未満の精神または身体に重度の障がいを有する児童に対し、手当を支給します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、常に介護を必要とする20歳未満の重度障がいの人です。 支給額は、月14,380円です。(所得制限あり) <p>障がい児福祉手当受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>249</td> <td>240</td> <td>250</td> <td>269</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数	249	240	250	269	270
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)												
受給者数	249	240	250	269	270												
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																
担当課	障がい福祉課, 各支所																

13 福山市重症心身障がい者福祉年金／2-5-13

◇身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する児童(者)に対し、年金を支給します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象は、福山市に引き続き2年以上居住し、身体障がい者手帳1～3級の人、療育手帳④、A、⑤の人、精神障がい者保健福祉手帳1、2級の人、障がい年金1、2級の人、その他同程度と認められる人です。 支給額は、年間22,000円(障がい児)です。 <p>福山市重症心身障がい者福祉年金受給者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数(20歳未満)</td> <td>647</td> <td>690</td> <td>690</td> <td>632</td> <td>730</td> </tr> </tbody> </table>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	受給者数(20歳未満)	647	690	690	632	730
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)												
受給者数(20歳未満)	647	690	690	632	730												
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																
担当課	障がい福祉課, 各支所																

14 保育所保育料の多子軽減／2-5-14

◇兄弟姉妹が同時に保育所などへ入所している児童の保育料について、保護者負担の軽減を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 同時に、同一世帯から保育所、幼稚園、障がい児通園施設などに入所、または児童デイサービスを利用している就学前児童のいる家庭の2人目の児童の保育料を半額、3人目以降の児童の保育料を無料にしています。 					
	保育料多子軽減の対象児童数(人)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	対象児童数	1,847	1,972	2,202	2,158	2,314
※各年度4月1日現在						
今後の 取組方針	・引き続き実施します。					
担当課	児童部庶務課					

15 幼稚園就園奨励費／2-5-15

◇幼稚園に通園する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の免除または、入園料・保育料の一部を補助します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、市民税所得割課税額が一定額以下の世帯です。 公立幼稚園は保育料の全額を免除、私立幼稚園は入園料と保育料の一部を補助しています。 					
	就園奨励費認定者数(人)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	公立幼稚園	76	55	63	62	53
	私立幼稚園	2,974	2,987	3,091	3,035	2,939
	計	3,050	3,042	3,154	3,097	2,992
今後の 取組方針	・引き続き実施します。					
担当課	学事課					

16 就学援助費／2-5-16

◇経済的理由で就学に必要な費用の支払いが困難な人に対し、援助を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、市立の小中学校へ通う児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学に必要な費用の支払いが困難な人です。 援助の内容は学校給食費、学用品費、修学旅行費、入学準備費などの費用の一部です。 					
	就学援助費認定者数(人)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	小学校	3,177	3,392	3,814	3,846	3,856
	中学校	1,440	1,565	1,740	1,860	1,920
	計	4,617	4,957	5,554	5,706	5,776
今後の 取組方針	・引き続き実施します。					
担当課	学事課					

17 特別支援教育就学奨励事業／2-5-17

◇市立小中学校の特別支援学級へ就学するために必要な経費の一部を援助します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、市立の小中学校に設置されている特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者で、所得に応じ、就学に必要な経費の一部を援助しています。 援助の内容は学校給食費、学用品費、修学旅行費、入学準備費などの費用の一部です。 				
	特別支援教育就学奨励認定者数(人)				
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)
	189	198	223	246	264
	64	56	70	78	78
今後の 取組方針	・引き続き実施します。				
担当課	学事課				

18 情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業／2-5-18

◇通園・通学に付添いが必要な児童などの保護者に対し、交通費の一部を補助します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、市立の幼稚園及び小中学校に設置されている特別支援学級などに就学する幼児・児童・生徒の保護者で、通園・通学に付添いが必要な場合、保護者の交通費の一部を補助しています。 				
	情緒・聴覚・言語等障害児保護者付添交通費補助認定者数(人)				
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)
	3	2	5	2	5
	60	67	71	85	80
	12	8	10	17	16
今後の 取組方針	・引き続き実施します。				
担当課	指導課				

19 母子寡婦福祉資金貸付金／2-5-19

◇母子家庭の児童などが修学するために必要な学費などの貸付を行うことにより、母子家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉の向上を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、母子家庭の母と児童、寡婦などです。 貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、事業開始資金、事業継続資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、特例児童扶養資金です。 				
	貸付件数(件)				
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)
	196	170	177	185	215
	5	4	3	1	4
	201	174	180	186	219
今後の 取組方針	・引き続き実施します。				
担当課	子育て支援課，各支所				

【基本方針3】次代を担う世代の育成

1 生きる力を育成する学校の教育環境の整備

現状と課題

ニーズ調査結果では、小学校児童の保護者のうち「日常悩んでいることや気になること」として「教育に関すること」と答えた人が約 51%となっており、前回調査の約 47%と比較すると、やや増加しています。

一方で、気になることの解決策として自由意見を求めたところ「充実した学校生活」を求める意見も多くありました。

学校教育に対し、基礎学力の向上のみならず、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが期待されているといえます。

子どもの「生きる力」を育成していくためには、学校教育において地域や保護者との信頼関係に基づき、開かれた教育活動を進めていくことが重要です。

今後の方向性

きめ細かな学習指導体制と教職員の資質の向上を図り、個性を伸ばす教育活動を推進します。

また、地域や関係機関との連携のもと、地域の特色を活かした様々な体験活動を通じて、「生きる力」を育む教育を推進します。

具体的な事業

1 確かな学力の向上／3-1-1

◇子ども一人ひとりに応じた指導を充実し、基礎基本の習得と、それを活用した思考力、判断力、表現力の向上を図る取組を進めます。

担当課	指導課
活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりに応じたきめ細かな指導、評価規準や評価方法の工夫・改善を行っています。中学校学力向上対策事業、教育研究支援事業、校内研修、公開研究会などを積極的に実施しています。福山市研修センターでの教職員研修講座の改善・充実を図っています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none">引き続き実施します。
担当課	指導課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
「基礎・基本定着状況調査」 県平均値以上の教科数の増加	後期	小学校：0科目/2科目 2008年度（平成20年度）	小学校：2科目/2科目 2011年度（平成23年度）
		中学校：0科目/3科目 2008年度（平成20年度）	中学校：1科目/3科目 2011年度（平成23年度）
	前期	データなし	データなし

※新たに目標数値を設定

2 少人数指導推進支援事業／3-1-2

◇小中学校に少人数指導推進員（非常勤講師）を配置し、国語、算数、数学、英語を基本に、基礎的な学力の定着を図るための少人数指導などの工夫改善に取り組みます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<p>・推進校において、「学習内容や学習場面に応じた効果的な指導方法の工夫」、「児童生徒の実態に応じた習熟度別少人数指導の充実」、「補充発展的な学習内容の充実」、「形成的評価による指導の改善、充実（指導と評価の一体化）」、「『思考力・表現力』を育てる指導法の研究」に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: center;">少人数指導推進員(非常勤講師)の配置(校)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2006年度(平成18年度)より事業開始</p>		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	小学校	35	35	35	中学校	15	15	15	計	50	50	50
	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)														
小学校	35	35	35														
中学校	15	15	15														
計	50	50	50														
今後の 取組方針	・講師を招いた校内授業研究の充実、個別指導の必要のある児童生徒に対する指導方法などの研修などを充実します。																
担当課	指導課																

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
校内授業研究の実施	後期	1.7回/1校 2009年度（平成21年度）	2回/1校 2014年度（平成26年度）
	前期	データなし	データなし

※新たに目標数値を設定

3 学校評価推進事業／3-1-3

◇学校の教育活動全般を評価し、その評価結果について、保護者や地域への説明責任を果たすとともに、本市の学校教育の質的向上を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、各校の教育目標の実現に向けて重点的に取り組む内容について、教職員による「自己評価」行っています。 ・「自己評価」の精度を高めるため、学区外の保護者や地域住民など第三者による「外部評価」を行っています。 ・学校の取組状況が理解しやすいように、分かりやすい表現にする工夫が必要です。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の保護者や地域住民などを加えた「学校関係者評価」の導入を検討します。
担当課	指導課

4 キャリア教育推進事業／3-1-4

◇生徒にしっかりとした勤労観や職業観を身に付けさせるため、キャリア教育の推進を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 2 年生を対象とした「チャレンジ・ウィークふくやま」(地域で進める 5 日間の職場体験学習)を夏休み中の 5 日間、全市一斉に実施しています。 <p style="text-align: center;">チャレンジ・ウィークふくやま実施人数(人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校2年生</td> <td style="text-align: center;">3,795</td> <td style="text-align: center;">3,750</td> <td style="text-align: center;">3,890</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2006年度(平成18年度)より事業開始</p>		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	中学校2年生	3,795	3,750	3,890
	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)						
中学校2年生	3,795	3,750	3,890						
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が自らの適性を知り、目的を持って体験学習に臨めるように、事前の指導を確実に実施します。 ・職場体験で学習したことを日常生活に結びつけるために、計画的、継続的な取組を推進します。 								
担当課	指導課								

5 英語教育の推進／3-1-5

◇聞く、話すことに重点を置いた実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導助手(ALT)の増員や小学校、幼稚園への派遣、英語教育の指導力向上のための研修を実施しています。 <p style="text-align: center;">英語指導助手(ALT)の人数、派遣</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語指導助手人数(人)</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td>小学校へ派遣回数(回)</td> <td style="text-align: center;">122</td> <td style="text-align: center;">77</td> <td style="text-align: center;">78</td> <td style="text-align: center;">171</td> <td style="text-align: center;">633</td> </tr> <tr> <td>中学校へ派遣回数(回)</td> <td style="text-align: center;">673</td> <td style="text-align: center;">990</td> <td style="text-align: center;">1,652</td> <td style="text-align: center;">2,004</td> <td style="text-align: center;">2,170</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	英語指導助手人数(人)	5	7	11	14	17	小学校へ派遣回数(回)	122	77	78	171	633	中学校へ派遣回数(回)	673	990	1,652	2,004	2,170
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																				
英語指導助手人数(人)	5	7	11	14	17																				
小学校へ派遣回数(回)	122	77	78	171	633																				
中学校へ派遣回数(回)	673	990	1,652	2,004	2,170																				
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導助手の小学校や幼稚園への派遣増加、英語教育の指導力向上のための研修、中学校全単元に対応した TT 指導案(英語学習指導案)の作成を進めます。 																								
担当課	指導課																								

6 豊かな心の育成／3-1-6

◇豊かな体験活動をもとに、子どもの道徳性や自己指導能力を育成し、生涯にわたり、たくましく生きていくための健康・体力づくりを推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動や乳幼児との交流体験などの社会体験活動、自然体験活動を計画的に実施し、子どもの心に響く道徳教育を実践しています。 ・規律3要素「自ら挨拶をする、時間を守る、学習環境を整える」を示し、落ち着いた学校環境づくりに取り組んでいます。 ・朝食の摂取割合の向上と楽しい給食時間の充実など、食育^(※23)を推進しています。 ・体力向上ステップアップカードを活用し、健康・体力づくりのための推進計画を作成して実施しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間を充実させるために、道徳教育推進教員を中心とした指導体制の構築と学校間交流を進めていきます。 ・規律3要素の徹底、体験活動の充実など、積極的生徒指導と問題行動への対応を進めます。 ・体力向上担当教員を中心に体力テストの活用や食育の推進など、体力向上を重視した多様な教育活動を充実します。
担当課	指導課

7 園芸センター農業体験／3-1-7

◇農業体験を通じて自然や農業にふれあう場を提供し、児童生徒の豊かな情操を養い、健全な育成を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、小学校3年生を受け入れ、花壇の草花苗の定植を行っています。 <p>農業体験児童数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験した児童数</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※2004年度、2005年度は年2回実施</p>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	体験した児童数	23	28	27	23	30
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
体験した児童数	23	28	27	23	30								
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。 												
担当課	農業振興課												

8 園芸センター親子農業体験教室／3-1-8

◇農業体験を通じて子どもたちの生きる力を養い、広く市民の農業への理解を深め、あわせて親子のコミュニケーションづくりに役立っています。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年度(平成19年度)から、野菜部門においてはタマネギ、花卉部門においてはキクの栽培などの講習及び収穫を実施しています。 ・対象は、中学生までを含む親子です。 <table border="1" data-bbox="651 427 1150 600"> <thead> <tr> <th colspan="3">親子農業体験教室参加人数(人)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野菜部門</td> <td>20</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>花卉部門</td> <td>16</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※保護者人数を含む。</p>	親子農業体験教室参加人数(人)				2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	野菜部門	20	69	花卉部門	16	19
親子農業体験教室参加人数(人)													
	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)											
野菜部門	20	69											
花卉部門	16	19											
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。 												
<p>担当課</p>	<p>農業振興課</p>												

9 不登校児童生徒への取組／3-1-9

◇児童生徒一人ひとりが安心して生活できるよう、学校における教育相談体制の整備、いじめ・不登校対策の充実を図ります。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策実践指定事業や生徒指導研究推進事業を活用し、学校における不登校への組織的な対応や校区の小中学校の連携など、教育相談体制の充実に取り組んでいます。 ・市内小中学校へのスクールカウンセラーの配置や、福山市研修センターでの相談業務による教育相談活動を実施しています。 ・適応指導教室「かがやき」や、スクールカウンセリングプロジェクト事業により、不登校児童生徒の学校復帰を目的とした学習指導・支援、体験活動などを実施しています。 ・今後、不登校及びその傾向にある児童生徒の内面に目を向けるとともに、児童生徒の社会的自立を図るという視点から、授業改善や体験活動の充実などの魅力ある学校づくり、早期発見・早期対応、学校・学級復帰への支援の3点を視点に各事業の整理を行い、より効果的な取組となるようにしていく必要があります。
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の未然防止や、学校復帰に係る各校における取組状況、各事業の進捗状況を確実に把握し、充実を図ります。
<p>担当課</p>	<p>指導課</p>

10 幼稚園・保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携／3-1-10 ※再掲 2-1-2

11 公立幼稚園の再整備／3-1-11

◇今後の児童数の推移、地域の実態、保護者のニーズに応じた幼稚園の整備を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前施設全体での幼稚園の役割、集団保育機能を基本とした効率的な幼稚園運営を推進しています。 ・保護者のニーズなどを踏まえ、複数年保育などについて検討することが必要です。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備計画により実施します。
担当課	指導課

12 北京市教育交流推進事業／3-1-12

◇本市と北京市教育委員会との間で教育交流を行い、生徒と教職員が互いの国のことを知り合うことで、国際的視野や感覚を身に付けます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年度（平成20年度）は、本市の中高校生20人、教職員10人が北京市の2中学校を訪問し、交流しました。 また、ふくやま美術館において、中国と日本の次世代を担う若い作家たちが一堂に会した「現代の中国画と日本画」展を開催しました。（入場者3,844人）
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、教職員の相互訪問による交流を、引き続き実施します。
担当課	指導課

2 家庭における教育力の向上

現状と課題

核家族化の進行や子育て家庭の孤立化など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化しているなか、ニーズ調査結果で「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答した保護者は、就学前児童が約53%、小学校児童が約49%で、前回調査の約38%、約31%と比較すると大幅に増えており、子どものしつけに関して悩んでいる保護者が多いことを示しています。

子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、相談機能の充実や相互に交流するきっかけとなる場の提供が重要です。

今後の方向性

子どもに対する教育のスタートとなる「家庭」の教育力の向上のため、保護者への家庭教育などに関する相談体制の充実を図ります。

また、子育て中の保護者に対し、公民館などにおいて、親同士のネットワークづくりを進め、子育て不安の解消、親子での活動などを通じた仲間づくりを支援します。

具体的な事業

1 家庭児童相談室／3-2-1 ※再掲 2-2-3

2 子育て支援交流事業の充実／3-2-2

◇公民館やコミュニティセンター・館において、親子のふれあいの場や保護者同士の交流を図り、子育ての悩みを相談できる関係を築くなど、地域で互いに子育てをしていくきっかけづくりを支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・全公民館においては、年間各館1回以上実施しています。 ・コミュニティセンター・館においては、2006年度（平成18年度）から子育て支援事業として実施しています。 											
	<p style="text-align: center;">コミュニティセンター・館での実施状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数(回)</td> <td style="text-align: center;">1,087</td> <td style="text-align: center;">1,077</td> <td style="text-align: center;">963</td> </tr> <tr> <td>人数(人)</td> <td style="text-align: center;">10,477</td> <td style="text-align: center;">10,411</td> <td style="text-align: center;">12,121</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・親同士の交流と育児情報の交換、実技体験を通じての育児ストレスの解消やコミュニケーションを図っています。 		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	回数(回)	1,087	1,077	963	人数(人)	10,477	10,411
	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)									
回数(回)	1,087	1,077	963									
人数(人)	10,477	10,411	12,121									
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が気軽に講座に参加できるような日程設定や、参加への呼びかけなどを強化しつつ、引き続き実施します。 											
担当課	人権推進課、ブロック社会教育センター											

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
子育て支援交流事業	後期	全公民館で実施 2008年度（平成20年度）	全公民館で実施 2014年度（平成26年度）
	前期	公民館で69回	公民館で73回

※目標数値の達成及び神辺町との合併による変更

3 地域における教育力の向上

現状と課題

近年、テレビゲームやインターネットなどの急速な普及により、日常的に家庭内だけで過ごす子どもが多くなってきていると言われていています。子どもが健やかに成長し、大人へと自立するためには、家庭、学校のみならず、地域の様々な人たちとの交流や体験活動が必要です。

地域活動の活性化により、交流や体験活動の機会の充実を図るとともに、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの重要性を啓発し、子どもや親子の地域活動への積極的な参加を促していくことも必要です。

今後の方向性

既存施設の有効活用や、地域で活動する各種団体への活動支援を行い、地域活動の活性化を図ることにより、子どもや親子が気軽に体験活動・スポーツ活動に参加できる環境づくりを推進します。

具体的な事業

1 自然研修センター事業（ふくやまふれ愛ランド）／3-3-1

◇自然環境の中で宿泊研修、野外活動、体験農業、遊びの指導などを通じて、青少年の健全育成を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">・青少年の活動拠点として、積極的な受入れと活動を展開しています。・宿泊研修、野外活動、体験農業、遊びの指導などを通じて、多様な体験活動の機会を提供し、青少年の健全な育成の推進を図っています。・キャンプ場の雨天対応として、食事棟を整備しました。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・引き続き実施するとともに、新規利用者などの拡大を図ります。・更なる利便の向上を図り、自然研修センター事業の充実に取り組みます。
担当課	青少年課

2 職場体験学習・インターンシップ^(※9)の受け入れ／3-3-2

◇中高校生の勤労体験学習を実施しています。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">・市の公共施設で中高校生の職場体験学習や、インターンシップを実施しています。 (「チャレンジ・ウィークふくやま」による受け入れを除く)。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・引き続き実施します。
担当課	農業振興課、光寿園、市民相談課、人権平和資料館、美術館、中央図書館

3 子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）／3-3-3

◇地域の協力を得て、子どもたちが放課後などに安全・安心して過ごせる居場所づくりを行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後などに小学校の図書室や空き教室などを利用し、地域住民のボランティアによる安全管理員の指導のもと、交流事業などを実施し、安全・安心な居場所づくりを実施しています。 ・広報紙「げんき情報局」^(※17)を毎月発行し、市内の保育所や幼稚園、小学校、中学校の児童や生徒などに配付しています。 ・実施校区の拡大、指導者や安全管理員の人材確保などが課題となっています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保に努め、全小学校区での実施にむけ、引き続き実施します。
担当課	ブロック社会教育センター

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
放課後子ども教室 実施箇所数	後期	36カ所 2009年度（平成21年度）	全小学校区で実施 2014年度（平成26年度）
	前期	36カ所 2006年度（平成18年度）	全小学校区で実施 2009年度（平成21年度）

※事業内容充実及び進捗状況に合わせた変更。また名称の変更。

4 生涯スポーツの振興／3-3-4

◇各種大会の開催、地域への指導者の派遣、指導者の養成、気軽にできるスポーツの普及、学校施設を開放しての地域交流の推進を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ教室や各種大会行事などを開催しています。 ・小中学生の体力テストにおいて、各項目の数値が、県平均を上回る項目の割合が低いため、子どもの体力・運動能力の向上をめざす必要があり、2008年度（平成20年度）から、各小中学校に体力向上担当者を配置し、教科における体育の授業だけでなく、特別活動や総合的な学習の時間、運動部活動など教育活動全体を通じてスポーツ活動を推進しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各種大会の開催、地域への指導者の派遣、指導者の養成、気軽にできるスポーツの普及、学校体育施設の開放により、生涯スポーツの振興を引き続き図ります。
担当課	スポーツ振興課

5 ものづくり啓発事業／3-3-5

◇ものづくりを将来的に支える人材育成のため、産業界と大学または各種団体が開催する、ものづくり教室の費用の一部助成します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年度(平成21年度)から、工場見学などを通じて中小企業の技術や特徴的な製品を児童・生徒に知ってもらいながら、その材料を使ってものづくりを体験する教室を実施しています。 ・補助金額 1回につき限度額5万円(対象経費は、会場使用料や材料費など)
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。
担当課	商工課

6 市立四年制大学の設置／3-3-6

◇地域に根ざした人材の育成、産業の活性化、教育環境の充実をめざして、四年制大学を設置します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<p>・福山市立大学では、地域社会が抱える複雑・多様な課題の解決に向けて、地域と連携しながら学際的(分野横断的)な研究を推進し、持続可能な社会の構築に貢献できる豊かな創造性と高い実践的能力を備えた人材育成をめざします。</p> <p style="text-align: center;">2学部2学科で学生総数1,000人程度を予定</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育学部</td> <td>児童教育学科</td> <td>100人程度</td> <td>400人程度</td> </tr> <tr> <td>都市経営学部</td> <td>都市経営学科</td> <td>150人程度</td> <td>600人程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>・教育学部では、幅広い教養教育を基盤に、豊かな人間性を備え、未来を担う子どもの発達を乳児期から児童期まで総合的に捉え、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力を持った教育者・保育者の育成を教育目標として、教育研究体制の構築を図っています。</p> <p>・市立大学と地域の保育所・幼稚園・学校及び関係施設などが協力し、地域と協働した子育て支援や障がいのある子どもの早期発達支援、保護者に対する相談支援などの官学連携について検討します。</p>	学部名	学科名	入学定員	収容定員	教育学部	児童教育学科	100人程度	400人程度	都市経営学部	都市経営学科	150人程度	600人程度
学部名	学科名	入学定員	収容定員										
教育学部	児童教育学科	100人程度	400人程度										
都市経営学部	都市経営学科	150人程度	600人程度										
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年(平成23年)4月の開学に向けて、引き続き取り組みます。 												
担当課	大学設置準備室												

4 次代の親の育成

現状と課題

国勢調査結果の家族類型別割合の推移をみると、夫婦のみの世帯や単身世帯の割合が増加の傾向を示している反面、夫婦と子どもの世帯や三世帯同居世帯の割合は減少しています。子どもが自立した人間へと成長していくために、地域社会の中で、異年齢の多様な人たちとのかかわりを持ちながら、豊かな人間性を育むような学習や体験活動の機会を充実させることが求められています。

今後の方向性

生命や性についての学習や、幅広い年齢層がともに集う世代間交流などの事業をとおし、次世代を担う子どもたちが、自立心や社会性を培い、将来子どもを産み、育て、親となることに希望をもち、喜びを感じる環境を整備します。

具体的な事業

1 豊かな心の育成／3-4-1 ※再掲 3-1-6

2 思春期の保健対策／3-4-2 ※再掲 1-2-8

3 世代間交流事業／3-4-3

◇保育所において老人クラブなどと連携して、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や経験を子どもたちに伝えられるよう世代間交流を行い、地域の子育て機能の充実を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 核家族では体験しにくい祖父母や地域の高齢者の温もりを体験するため、伝承遊び・伝統行事の伝承などを通じて世代間のふれあい活動を行うことにより、児童の社会性を養うとともに高齢者とのふれあいを実施しています。 職場体験学習の中学生を受け入れ、保育所児童との交流を図っています。 				
	世代間交流実施保育所数(所)				
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
公立保育所	69	69	73	70	69
私立保育所	18	8	13	14	14
計	87	77	86	84	83
今後の 取組方針	・引き続き実施します。				
担当課	保育課				

5 児童生徒の健全育成の推進

現状と課題

本市には、子どもの学びの拠点としての図書館や、地域住民の活動拠点としての公民館やコミュニティセンターなどがあります。これらの施設は遊びや学びの場としての利用のほか、様々な活動や体験を通じた、自主的な活動に対する支援なども行っています。

子どもたちがたくさんの本と身近にふれあうことのできる読書環境をつくることや、子どもの体験活動などの充実は、健全育成に大きな意味を持つと考えられます。

今後の方向性

図書館や公民館などの地域資源を有効に活用しながら、子どもたちが自由に集い、交流する機会の充実を図ります。また、活動を支えるボランティアとの連携や指導者の育成、確保に努めます。

具体的な事業

1 放課後児童クラブ事業／3-5-1 ※再掲 2-4-5

2 自然研修センター事業（ふくやまふれ愛ランド）／3-5-2 ※再掲 3-3-1

3 豊かな心の育成／3-5-3 ※再掲 3-1-6

4 児童生徒の健全育成の啓発、指導／3-5-4

◇福山市学校教育ビジョンⅢ^(※34)に基づく豊かな心の育成をめざし、道徳の時間の充実、積極的生徒指導・問題行動への毅然とした対応や関係機関との連携等により、子どもの健全育成の啓発、指導を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育では、道徳教育推進者を中心に全体計画を立て、道徳の時間を中心に、繰り返し指導するとともに、各教科や様々な活動での体験をとおして、道徳性の育成を図る取組を進めています。 ・生徒指導では、生徒指導主事などを中心とした指導体制のもと、指導基準を明示しての毅然とした指導や関係機関と連携した対応を行うとともに、基礎基本の定着と学力向上に向けた授業改善、児童会・生徒会活動、部活動の活性化、学校行事の工夫など児童生徒の意欲と自主性を促す積極的生徒指導に取り組んでいます。 ・児童生徒の暴力行為や不登校などの実態は改善傾向にはあるものの依然として厳しい状況にあり、これらの取組をさらに充実させる必要があります。
今後の 取組方針	・引き続き、学校教育ビジョンⅢに基づく取組を実施します。
担当課	指導課

5 世代間交流事業／3-5-5 ※再掲 3-4-3

6 子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）／3-5-6 ※再掲 3-3-3

7 子ども議会／3-5-7

◇小学校 5・6 年生及び中学生を対象に、市政に対する意見を募集し、子どもの視点で福山市のまちづくりについての提案・提言を行うことにより、将来の責任ある市民としての権利や義務を正しく理解し、社会参加へ向けた基礎教育の場とします。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・2009 年度（平成 21 年度）において、初めて子ども議会を開催し、子ども議員 46 人（小学生 34 人、中学校 12 人）により活発な議論がなされました。 ・その模様はインターネット中継し、議事録などは市ホームページなどに掲載しました。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	青少年課

8 読書活動推進に向けた整備／3-5-8

◇図書館の蔵書の充実と読書に親しむ環境づくりを推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・全図書館で、絵本と出会うふれあい事業 ^(※10) 、あかちゃんといっしょのおはなし会 ^(※5) 、工作教室、ビデオ上映会などを実施するとともに、関係課との連携により、子どもの読書活動に係る資料の整備・充実を図っています。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	中央図書館

9 子ども読書活動推進計画策定事業／3-5-9

◇読書活動を通じて、言葉を学んだり、豊かな感性や想像力、表現力を養うため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」をふまえ、子どもが自主的に読書活動のできる環境整備を図るための施策の推進に関する、本市の「子ども読書活動推進計画」を策定します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・2009 年度（平成 21 年度）に、策定委員会を開催するなど、「子ども読書活動推進計画」策定に向けた取り組みを行っています。
今後の 取組方針	・「子ども読書活動推進計画」策定を進めるとともに、策定後は計画を踏まえ、子どもが自主的に読書活動のできる環境整備を図ります。
担当課	中央図書館

10 こどもエコクラブ事業／3-5-10

◇子どもたちが地域において主体的に、かつ継続的な環境活動・学習を行う機会を提供し、支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・子どもたちの環境への関心と理解を深めるため、磯の生き物調査、星空観察会などを実施しています。 こどもエコクラブ登録数、会員数					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	クラブ数(クラブ)	12	10	9	9	9
	会員数(人)	350	360	423	252	275
今後の 取組方針	・登録クラブ数及び会員数の拡大、各クラブ間の交流の充実を図りつつ、引き続き実施します。					
担当課	環境啓発課					

11 環境出前授業／3-5-11

◇子どもたちに環境に関する啓発活動の一環として、学校に出向き、年齢に応じた授業を実施します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・子どもたちの環境への関心と理解を深めるため、ごみ・水・大気など環境全般の問題や水生生物調査などについて、出前授業をしています。 出前授業実績(延べ回数)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	保育所	8	8	11	10	16
	幼稚園	8	2	4	4	2
	小学校	88	89	91	83	75
	中学校	17	20	16	14	7
	高等学校	3	5	5	6	4
今後の 取組方針	・引き続き実施します。					
担当課	環境啓発課					

12 環境教育副読本の作成・配布／3-5-12

◇小学校において、環境について興味・関心を持ち学習してもらうため、副読本を作成・配布しています。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・市内の全小学校4年生へ副読本を配布し、4年生から6年生までの3年間において環境に関する授業などで活用しています。 作成部数(部)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	作成部数	4,900	5,700	5,200	5,300	5,300
今後の 取組方針	・引き続き実施します。					
担当課	環境啓発課					

13 社会教育施設に係る入館料、観覧料の高校生以下の無料化／3-5-13

◇芸術文化や郷土の歴史などに親しみ、豊かな人間性や人権感覚を培うための機会を提供します。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくやま美術館などの社会教育施設において、高校生以下の入館料、観覧料を無料化しています。また、2009年（平成21年）4月1日より、特別展観覧料も無料化しました。 <p style="text-align: center;">実施施設</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>福山市立福山城博物館</td> <td>福山市鞆の浦歴史民俗資料館</td> </tr> <tr> <td>ふくやま美術館</td> <td>福山市しんいち歴史民俗博物館</td> </tr> <tr> <td>ふくやま書道美術館</td> <td>菅茶山記念館</td> </tr> <tr> <td>ふくやま文学館</td> <td>福山市神辺歴史民俗資料館</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくやま芸術文化ホール「リーデンローズ」では、ジュニア招待席を設け、学校と連携のもと、小中学生の無料での音楽鑑賞に取り組んでいます。 ・福山市神辺文化会館では、催物によって18歳以下の無料招待を実施しています。 ・1994年（平成6年）8月の開館より、福山市人権平和資料館の入館料も無料としています。 	福山市立福山城博物館	福山市鞆の浦歴史民俗資料館	ふくやま美術館	福山市しんいち歴史民俗博物館	ふくやま書道美術館	菅茶山記念館	ふくやま文学館	福山市神辺歴史民俗資料館
福山市立福山城博物館	福山市鞆の浦歴史民俗資料館								
ふくやま美術館	福山市しんいち歴史民俗博物館								
ふくやま書道美術館	菅茶山記念館								
ふくやま文学館	福山市神辺歴史民俗資料館								
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入館者や観覧者の増に努めます。 								
<p>担当課</p>	<p>人権推進課、文化課</p>								

14 市立動物園／3-5-14

◇家族ぐるみのレクリエーションの場として、また動物とのふれあいをとおして豊かな情操を養う社会教育施設として、環境教育を実施しています。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生への慈しみを学ぶ、多自然型リフレッシュ空間」を基本テーマに、環境教育や調査研究の場としての機能が果たせるよう、長期的視野に立って、展示施設などを計画的に整備しています。 ・入園料は、中学生以下は無料です。（一般300円） ・2006年（平成18年）からは、毎年夏休み期間に「夜の動物園」を開催しています。 <p style="text-align: center;">飼育動物の種類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>哺乳綱</td> <td>26種</td> <td>172点</td> </tr> <tr> <td>鳥綱</td> <td>22種</td> <td>170点</td> </tr> <tr> <td>爬虫綱</td> <td>12種</td> <td>56点</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60種</td> <td>398点</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">資料：市調べ（2008年度末現在）</p>	哺乳綱	26種	172点	鳥綱	22種	170点	爬虫綱	12種	56点	計	60種	398点
哺乳綱	26種	172点											
鳥綱	22種	170点											
爬虫綱	12種	56点											
計	60種	398点											
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。 												
<p>担当課</p>	<p>観光課</p>												

6 地域との協働による子育て支援の推進

現状と課題

かつて、よく見られた、地域の子ども同士で年齢に関係なく大勢で遊ぶ姿が、近年は少なくなりました。

地域ぐるみで子どもを育てるためには、自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、福祉施設、企業、商店、保育所（園）、幼稚園、学校などの地域に関わるあらゆる人や機関が、協働して見守り支えていくことが必要で、そのための仕組みや取組を検討することが重要です。

また、異年齢の子ども同士が交流することにより、友だちとの関わり方や責任感、人の立場に立って考えることを学ぶ機会が必要です。

今後の方向性

子どもや子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりに向け、地域との協働による子育て支援の取組を推進します。

具体的な事業

1 子育て支援交流事業の充実／3-6-1 ※再掲 3-2-2

2 子育て支援ボランティア事業／3-6-2 ※再掲 1-1-1

3 地域住民、民間団体の子育て力の育成と協働／3-6-3

◇地域子育て支援センターや子育てボランティアの養成などを通じた、地域住民の子育て力の育成や、民間団体と市や関係機関などが実施する子育て支援事業の情報交換の推進を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">・子育てボランティア養成講座において、保育所や子育て支援事業の役割について情報提供しています。・ふくやま子育て応援センター「キッズコム」におけるファミリー・サポート・センター事業や各種子育てサークルの実施、子育てボランティアの養成などを通じて、地域住民の子育て力の育成を行っています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・育児不安や子育て家庭の孤立化を防ぐため、引き続き実施します。
担当課	保育課、子育て支援課

4 地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進／3-6-4

◇育児不安や子育て家庭の孤立化を防ぐため、民生委員・児童委員との連携により、地域全体で子育てを見守り、支え合うネットワークづくりを推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が、子育てに関する情報提供や子どもに関する相談を受けるなどの支援をしています。 ・民生委員・児童委員が、子育てサークルや子ども会などの児童健全育成に関する活動に関わっています。 ・民生委員・児童委員が、児童虐待^(※22)に関して、市や広島県東部こども家庭センターへ相談や通告をしています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。
担当課	福祉総務課

5 地域ポイント制度（まちづくりパスポート事業）／3-6-5

◇市内に在住、通学、通勤している小・中・高校生及びその家族を対象に、地域や市政に対する理解や関心を高め、将来のまちづくりの主役として活躍できるよう、地域活動やボランティア活動などへの参加・参画を促進する機会を提供し、支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が主催などしている事業のうち、重点政策に沿った講座などでの学習・体験やイベントなどにボランティアとして参加した場合に、参加時間数に応じたポイントを付与し、ポイントに応じて特典を設けています（プールや動物園など公共施設の入場券、ばらの苗・図書カードなど）。 ・まちづくりパスポート冊子配布数 9,284部（2009.10.31現在）
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・対象を専門学校生や大学生に広げるとともに、学校におけるボランティア活動や地域活動に参加した場合など、ポイントの対象活動を拡充します。
担当課	協働のまちづくり課

【基本方針4】援助を必要とする子育て家庭への支援

1 児童虐待^(※22)防止対策の充実

現状と課題

近年、核家族化や地域における人間関係の希薄化によって、家庭における養育力や地域における子育て力が低下し、これまで家族や近隣から得られていた子育てへの知識の伝承や地域ぐるみの支援が得られにくくなっている状況があります。

ニーズ調査の結果では、「子どもを虐待していると思ったことのある」保護者は、就学前児童の保護者で、30%（前回 13%）、小学校児童の保護者で、31%（前回 9%）と、前回調査に比べて高くなっています。

その背景には、身近に相談相手がいなくて、子育てに関して不安や負担感を抱えている状況が考えられ、「子育てについて気軽に相談できる相手がいるか」との問いに対し、「相談できる人がある」と答えた保護者に比べ、「相談できる人がいない」と答えた保護者のほうが、「子どもを虐待していると思う」割合が高くなっています。

一方では、前回の調査以降に行ってきた児童虐待防止の啓発などによって、児童虐待への関心が高まり、日々の子育てにおいても子どもへの虐待を意識するようになった結果であるとも考えられます。

本市では、「福山市児童虐待防止等ネットワーク」を設置し、児童虐待の未然防止と虐待を受けた子どもや保護者への支援を行っていますが、家庭、地域、行政や関係機関・団体との連携をさらに強化し、情報の共有化を図るなかで、共通認識に立った支援体制づくりが求められています。

また、子育て中の保護者が、子育てにストレスを溜めないような環境づくり、悩みを気軽に相談でき、適切な指導が行える体制づくりも必要です。

今後の方向性

引き続き、児童虐待の未然防止に向けた啓発を推進するとともに、家庭児童相談室での相談機能を充実に努めます。

また、家庭訪問や訪問指導、健診など、様々な機会を通じて虐待を早期発見でき、また、発見した場合には適切に対応できるよう、関係機関・団体や市民における虐待に対する認識の向上をはじめ、「福山市児童虐待防止等ネットワーク」のさらなる機能強化を推進します。

具体的な事業

1 児童虐待^(※22)防止等ネットワーク活動の推進/4-1-1

◇行政と関係機関・団体との間で構築したネットワークにより、情報の共有、連携を図る中で、児童虐待の未然防止、早期発見、効果的対応を行います。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年度(平成17年度)に福山市児童虐待防止ネットワークを設置し、2008年度(平成20年度)には、同ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会^(※42)に移行し、機能強化を図りました。 ・ネットワークの関係機関・団体の実務担当者を対象に研修会を実施し、支援者としての資質向上に努めています。 ・児童虐待防止啓発リーフレットの作成・配布や健康ふくやまフェスティバルなどのイベントにおける児童虐待防止啓発パネル展示、市民を対象とした児童虐待防止啓発講演会や児童虐待防止のオレンジリボンキャンペーンなどを実施しています。 <p style="text-align: center;">虐待通告件数(件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虐待通告件数</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td style="text-align: center;">93</td> <td style="text-align: center;">89</td> <td style="text-align: center;">112</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※相談通告窓口は2005年度(平成17年度)から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期計画においては、指標を「市が受付けた児童虐待相談件数」に変更し、児童虐待の現状把握に努めます。 		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	虐待通告件数	109	93	89	112
	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)							
虐待通告件数	109	93	89	112							
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市民啓発に取り組むほか、ネットワーク関係者の研修、子育て支援情報の提供や家庭児童相談室、子育て応援センターでの子育て相談の充実に努め、児童虐待の未然防止を図ります。 ・ネットワークの調整機関の体制整備に努め、機能強化に取り組みます。 										
<p>担当課</p>	<p>子育て支援課</p>										

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
市が受付けた児童虐待相談件数	後期	112件 2008年度(平成20年度)	減少 2014年度(平成26年度)
虐待していると思ったこと	前期	就学前児童 12.7% 2003年度(平成15年度)	減少 2009年度(平成21年度)
		小学校児童 9.3% 2003年度(平成15年度)	

2 児童虐待^(※22)防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン) /4-1-2

◇虐待の現状を広く知らせ、虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにとの願いが込められた「オレンジリボン」を、「児童虐待防止」の象徴として広めるキャンペーンを推進します。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年度(平成19年度)から、オレンジリボンキャンペーンを推進しています。 ・児童虐待防止等ネットワークの関係機関・団体などとの協働による街頭啓発やイベント会場での啓発チラシなどの配布、パネル展示、オレンジリボンの作製・配布を行っています。 ・保育所、幼稚園、小・中学校の教職員、民生・児童委員、市職員がオレンジリボンを着用し、キャンペーンを推進しています。 ・より一層の啓発を図るため、児童虐待防止等ネットワークの関係機関・団体などとの協働を推進することが必要です。
<p>今後の 取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施します。
<p>担当課</p>	<p>子育て支援課</p>

3 子育て支援ボランティア事業 /4-1-3 ※再掲 1-1-1

4 こんにちは赤ちゃん訪問事業 /4-1-4 ※再掲 1-1-5

5 育児支援家庭訪問事業 /4-1-5 ※再掲 1-1-6

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

近年、社会環境の変化や生活環境の多様化などにより、未婚での出産や、離婚が増加し、ひとり親家庭（母子・父子家庭）が増加しています。

本市では、ひとり親家庭などに対する支援として、経済的支援のほか、就業支援や生活相談など自立に向けた支援を行っています。

今後も増加が予測されるひとり親家庭などに対する支援の充実を図り、子どもが健やかに成長できる支援体制を強化していく必要があります。

今後の方向性

経済的負担の軽減や子育て支援、就労に関する情報提供など、生活の安定と自立に向けた取組を支援していくとともに、ひとり親家庭などが抱える悩みや不安を気軽に相談できる体制を強化し、精神的負担の軽減を図ります。

具体的な事業

1 ひとり親家庭自立支援給付金事業／4-2-1

◇ひとり親家庭の親に対し、就労に有効な資格を取得するための経費の一部の助成や特定の資格を取得する期間に係る給付金などを支給し、自立を支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・2004年度（平成16年度）から、「自立支援教育訓練給付金事業」、「高等技能訓練促進費事業」、「常用雇用転換奨励金」制度を実施しています。 ひとり親家庭自立支援給付金受給者数(人)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	自立支援教育訓練給付金	14	19	10	19	10
	高等技能訓練促進費	3	5	7	11	18
	常用雇用転換奨励金	0	0	0	0	0
	計	17	24	17	30	28
	※2008年度（平成20年度）に「常用雇用転換奨励金制度」は廃止され、2009年度（平成21年度）から「入学支援修了一時金制度」が創設されました。					
今後の取組方針	・「自立支援教育訓練給付金事業」、「高等技能訓練促進費事業」、「入学支援修了一時金」について、引き続き実施します。					
担当課	子育て支援課					

2 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業／4-2-2

◇ひとり親家庭の親などに対し、就業支援講習や就業情報の提供などにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ります。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<p>・ひとり親家庭の母などに対し、家庭の状況、職業適性、就業経験などに応じた就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習、公共職業安定所と連携した就業情報の提供や、一貫した就業支援サービスを提供するとともに養育費の取り決めなどの専門家による相談などを実施しています。</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭等就業・自立支援センター利用内訳(人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業相談(求職)人数</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">193</td> <td style="text-align: center;">104</td> </tr> <tr> <td>セミナー、講習会参加延べ人数</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">67</td> <td style="text-align: center;">169</td> </tr> <tr> <td>特別(法律)相談人数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">67</td> <td style="text-align: center;">264</td> <td style="text-align: center;">277</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※2006年度(平成18年度)より事業開始</p>		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	就業相談(求職)人数	20	193	104	セミナー、講習会参加延べ人数	44	67	169	特別(法律)相談人数	3	4	4	計	67	264	277
	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																		
就業相談(求職)人数	20	193	104																		
セミナー、講習会参加延べ人数	44	67	169																		
特別(法律)相談人数	3	4	4																		
計	67	264	277																		
<p>今後の 取組方針</p>	<p>・引き続き実施します。</p>																				
<p>担当課</p>	<p>子育て支援課</p>																				

3 母子自立支援プログラム策定事業／4-2-3

◇児童扶養手当受給者の状況やニーズに応じて自立支援プログラムを策定し、きめ細かな自立・就労支援を実施します。

<p>活動状況 (進捗状況) 及び課題等</p>	<p>・ひとり親家庭等就業・自立支援センター内において母子自立支援プログラム策定員により、家庭の状況などに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな自立・就労支援を実施しています。</p> <p style="text-align: center;">自立支援プログラム策定件数(件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">57</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※2006年度(平成18年度)より事業開始</p>		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	策定件数	0	58	57
	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)						
策定件数	0	58	57						
<p>今後の 取組方針</p>	<p>・引き続き実施します。</p>								
<p>担当課</p>	<p>子育て支援課</p>								

4 母子生活支援施設／4-2-4

◇母子生活支援施設において、母子家庭やこれに準ずる事情にある家庭の母子を保護するとともに自立を支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とも連携を図りながら、母子の自立に向けた指導を行っています。 ・DV^(※9)被害のある母子世帯の保護については、男女共同参画センターとの緊密な連携を行っています。 						
	母子生活支援施設入所状況						
			2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	久松寮 (定員12世帯)	入所(世帯)	6	6	6	5	7
		人数(人)	15	15	15	12	15
	松永寮 (定員15世帯)	入所(世帯)	2	1	5	6	5
		人数(人)	6	4	14	18	16
	市外委託	入所(世帯)	6	8	9	7	4
		人数(人)	17	19	22	15	9
	計	入所(世帯)	14	15	20	18	16
	人数(人)	38	38	51	45	40	
今後の 取組方針	・引き続き実施します。						
担当課	子育て支援課						

5 ひとり親家庭等相談事業／4-2-5

◇家庭児童相談室における相談を充実し、ひとり親家庭などの自立支援を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭自立支援員^(※31)を4人配置(家庭児童相談員^(※12)と兼務)し、ひとり親家庭などの自立支援に向けた相談や助言を行っています。 						
	相談件数の推移(件)						
			2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	相談件数		2,904	3,270	3,342	3,414	3,536
	資料:市調べ						
今後の 取組方針	・引き続き実施します。						
担当課	子育て支援課						

6 ひとり親家庭等への経済的支援／4-2-6

◇ひとり親家庭などへの経済的支援を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当／2-5-10 ・ひとり親家庭等医療費助成／2-5-6 ・母子及び寡婦福祉資金貸付金／2-5-19 (全て再掲)
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	子育て支援課

7 子どもの健全育成支援事業／4-2-7

◇生活保護世帯に対する自立支援プログラムとして、子どもの高校進学支援や不登校などについて取り組み、子どもの健全育成を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・生活保護世帯の自立を促進するため「自立支援プログラム」を策定し、関係機関と連携を図りながら自立支援に取り組んでいますが、2010年度（平成22年度）より新たなプログラムとして「子どもの健全育成支援事業」を策定し、子どもの高校進学支援や不登校などについての取り組みを行います。
今後の 取組方針	・支援員2名を配置し、学校や教育委員会など関係機関と連携を図りながら取り組みます。
担当課	生活福祉課

3 障がい児施策の充実

現状と課題

すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障がいのある子どもやその家族に必要な支援を行い、地域で支えていくことが必要です。

本市では、障害者自立支援法の施行に伴い、2007年（平成19年）3月に「福山市障がい福祉計画」を策定しました。さらに2009年（平成21年）3月に「第2期福山市障がい福祉計画」^{（※29）}を策定し、障がい児（者）への支援施策を推進しています。

今後も障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、福祉・保健・教育の各分野および関係機関との連携による支援体制の強化が必要です。

今後の方向性

福祉・保健・教育の各分野において、障がい児や保護者へのきめ細かな対応がとれるよう、市や関係機関、団体との連携を強化しながら、一人ひとりの状況に応じた継続的な相談・支援体制の充実と、各種支援制度の周知を図ります。

また、子どもの発達の障がいを早期に発見し、早期に適切な支援につなげることを目的とした専門機関の整備に取り組みます。

具体的な事業

1 障がい児の教育／4-3-1

◇障がいのある幼児、児童、生徒の教育的ニーズを把握し、必要かつ適正な個に応じた教育を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の実態や就学前施設などでの状況、こども家庭センター、医療機関などと連携した総合的な判断による就学指導を行っています。・特別支援学級、通級指導教室において、実態に応じた教育内容を工夫した指導を行っています。・介助員、障がい児指導員を配置し、よりきめ細かな指導・支援を行っています。・発達障がいのある児童生徒への理解と対応について、教職員の資質向上のための研修を実施しています。・より適切な実態把握に基づく、個別の指導計画の作成が求められています。
-------------------------	---

特別支援学級の状況

		2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)
知的障がい特別支援学級	小学校(校)	46	51	51	51
	中学校(校)	18	25	26	24
難聴特別支援学級	幼稚園(園)	1	1	1	1
	小学校(校)	1	1	1	1
	中学校(校)	1	1	1	1
言語通級指導教室	小学校(校)	4	5	5	5
情緒障がい特別支援学級	小学校(校)	31	36	35	38
	中学校(校)	16	18	19	18
情緒通級指導教室	小学校(校)	2	2	4	5
肢体不自由児学級	小学校(校)	2	1	1	1
	中学校(校)	1	1	1	1
LD,ADHD(※4)通級指導教室	中学校(校)	-	-	1	1
病弱特別支援学級	小学校(校)	1	1	1	1
弱視特別支援学級	中学校(校)	-	-	1	-
院内学級	小学校(校)	1	-	-	1
	中学校(校)	1	-	1	1

資料:市調べ

今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。 教育内容の充実を図り、特別支援教育を推進します。
担当課	指導課

2 特別支援教育体制推進事業/4-3-2

◇通常学級に在籍する発達障がいのある幼児、児童、生徒への指導支援を、組織的に進めます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置により、学校全体での組織的な推進体制を整備しています。 発達障がいの理解や校内体制づくりについて、特別支援教育コーディネーター、学校支援員等の研修を実施しています。 巡回相談事業を実施し、校内研修や児童生徒の指導・支援について共通理解を図っています。 発達に視点をおいた児童生徒理解と発達課題に対応した授業改善が必要です。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。 発達障がいについての理解を深め、学級集団づくりと授業改善を推進します。
担当課	指導課

【数値目標等】

指標		現状値	目標値
個別の教育支援計画の策定	後期	58.5% 2008年度(平成20年度)	100% 2011年度(平成23年度)
	前期	データなし	データなし

※第四次総合計画より新たに設定。

3 特別支援教育就学奨励事業／4-3-3 ※再掲 2-5-17

4 情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業／4-3-4 ※再掲 2-5-18

5 放課後児童クラブ事業／4-3-5 ※再掲 2-4-5

6 障がい児保育^(※25)／4-3-6

◇障がいのある児童の保育を保障するため、保育所での障がい児保育を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育希望があり、集団保育が可能な児童について実施しています。 ・児童の発達保障において、療育機関などとの連携を図りながら、保育内容の充実に取り組んでいます。 					
	障がいのある児童数の推移(人)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	児童数(人)	681	861	945	1,067	1,288
	資料:市調べ					
今後の 取組方針	・引き続き実施します。					
担当課	保育課					

7 ことばの相談室／4-3-7

◇言語の発達に課題がある児童を専門的に指導援助し、その軽減、克服を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・発音などについて保育所、幼稚園で専門的な指導・支援を実施しています。 						
	ことばの相談室実施状況						
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	
	保育所	実施箇所(所)	4	4	4	4	4
		利用人数(人)	615	555	652	673	637
		延べ回数(回)	3,580	3,448	3,431	3,409	3,069
	幼稚園	実施箇所(園)	3	3	4	4	4
		利用人数(人)	191	225	149	175	371
		延べ回数(回)	2,181	2,826	3,541	3,693	3,863
	計	実施箇所(所・園)	7	7	8	8	8
利用人数(人)		806	780	801	848	1,008	
延べ回数(回)		5,761	6,274	6,972	7,102	6,932	
	資料:市調べ						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばのみではなく、発達全般の相談や保護者への支援の充実が求められています。 						
今後の 取組方針	・関係機関と連携し、引き続き実施します。						
担当課	保育課、指導課						

8 療育相談・療育支援システム／4-3-8

◇疾病や障がいを早期に発見し、適切な支援が行える体制の整備を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業実施課（健康推進課・松永保健福祉課・北部保健福祉課・東部保健福祉課・神辺保健福祉課・沼隈支所保健福祉担当）において、心理相談員・保育士・保健師による療育相談を実施しています。 一人ひとりの課題に応じて、関係機関と連携した一体的な支援（療育支援システム）を実施しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、療育相談への参加を促します。
担当課	健康推進課

9 障がい福祉サービス等の充実／4-3-9

◇障がいのある児童への早期療育や居宅サービスの支援を行うことで、児童の発達を支援するとともに保護者の負担を軽減します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法による、児童デイサービスや日中一時支援などのサービスを提供しています。 <p>障がい福祉サービス等の実施状況(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年 (平成16年)</th> <th>2005年 (平成17年)</th> <th>2006年 (平成18年)</th> <th>2007年 (平成19年)</th> <th>2008年 (平成20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護</td> <td>60</td> <td>53</td> <td>39</td> <td>27</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>児童デイサービス</td> <td>104</td> <td>118</td> <td>141</td> <td>131</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>83</td> <td>109</td> <td>32</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>移動支援</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>59</td> <td>56</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>日中一時支援</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>92</td> <td>122</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※各年度3月利用分の実人数</p>						2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	居宅介護	60	53	39	27	36	児童デイサービス	104	118	141	131	196	短期入所	83	109	32	25	33	移動支援	24	35	59	56	59	日中一時支援	—	—	92	122	140
	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)																																				
居宅介護	60	53	39	27	36																																				
児童デイサービス	104	118	141	131	196																																				
短期入所	83	109	32	25	33																																				
移動支援	24	35	59	56	59																																				
日中一時支援	—	—	92	122	140																																				
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。 																																								
担当課	障がい福祉課																																								

10 障がい児通園施設利用者負担軽減事業／4-3-10

◇障がいのある児童への早期療育を進め、保護者の負担を軽減します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 一定所得に満たない保護者が監護する児童が、障がい児通園施設を利用する際の食事負担を軽減しています。(市制度) 障がい児通園施設や児童デイサービスと保育所や幼稚園を併せて利用する場合に、障がい児通園施設や児童デイサービスの利用者負担相当額を助成しています。 																						
	<p style="text-align: center;">負担軽減の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食費補助</td> <td>施設数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>53</td> <td>46</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併行通園 等軽減</td> <td>施設数</td> <td></td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td></td> <td>34</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>※食費補助は2006年度(平成18年度)、併行通園等軽減は2007年度(平成19年度)から実施</p>			2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	食費補助	施設数	5	4	5	人数	53	46	50	併行通園 等軽減	施設数		6	8	人数		34
		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																			
食費補助	施設数	5	4	5																			
	人数	53	46	50																			
併行通園 等軽減	施設数		6	8																			
	人数		34	63																			
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																						
担当課	障がい福祉課																						

11 重症心身障がい児(者)通園事業／4-3-11

◇在宅重症心身障がい児(者)に対し、家庭や地域で主体的に暮らしていくための支援を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児(者)通園施設へ委託して実施しています。福祉と医療の専門スタッフが、日中活動や運動機能に係る訓練や指導をし、運動機能の低下を防止するとともに、地域の関係機関とも連携して家庭での指導支援を行っています。 											
	<p style="text-align: center;">重症心身障がい児(者)通園事業登録者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	登録者数	12	14	15	15
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)							
登録者数	12	14	15	15	14							
今後の 取組方針	・引き続き実施します。											
担当課	障がい福祉課											

12 水中活動モデル講座／4-3-12

◇医師会と連携し、障がい児(者)の身体機能の維持向上を図るために、研修を実施します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題 等	<ul style="list-style-type: none"> 福山すこやかセンター水浴訓練室において、水中活動の専門性と安全性を確保するための講座やボランティア養成講座、専門講師による実技指導などを実施しています。 																																	
	<p style="text-align: center;">講座などの実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">水中活動モデル講座(回)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門講師による 実技指導</td> <td>団体数(団体)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>回数(回)</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>36</td> <td>39</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ボランティア養成講座(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	水中活動モデル講座(回)		6	6	5	5	5	専門講師による 実技指導	団体数(団体)	6	6	12	13	12	回数(回)	12	18	36	39	36	ボランティア養成講座(回)					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																												
水中活動モデル講座(回)		6	6	5	5	5																												
専門講師による 実技指導	団体数(団体)	6	6	12	13	12																												
	回数(回)	12	18	36	39	36																												
ボランティア養成講座(回)						1																												
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																																	
担当課	福山すこやかセンター																																	

13 障がい者等相談支援事業（障がい者総合相談室・子ども発達相談室）／4-3-13

◇子どもの発達相談を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・福山すこやかセンターにおいて、相談支援員による専門相談を実施しています。(予約制) 	子ども発達相談室での相談件数(件)		
			2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
		相談件数	270	388
今後の 取組方針	・引き続き実施します。			
担当課	障がい福祉課			

14 障がい児等療育支援事業／4-3-14

◇在宅障がい児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、療育訓練を実施しています。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）に対する、訪問療育、外来療育と施設での支援を行っています。 	障がい児等療育支援事業支援延べ件数(件)					
			2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
		支援延べ件数	-	-	7,193	6,787	8,056
今後の 取組方針	・引き続き実施します。						
担当課	障がい福祉課						

15 発達障がい児の支援／4-3-15

◇幼児期における発達の障がいを早期に発見し、適切な支援につなげるための拠点として、(仮称)療育センターの整備に向け取り組みます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、発達に課題があることにより支援を必要とする児童が増加傾向にある中、県東部には発達障がいに関する総合的な専門機関がなく、早期の体制の整備が求められています。 ・2009年度(平成21年度)においては、専門医・学識経験者等で構成する(仮称)療育センター整備のあり方検討会を開催するとともに市民のニーズ調査やパブリックコメントを実施する中で意見を求め、「(仮称)療育センター整備基本構想」を策定しました。
今後の 取組方針	・引き続き県や近隣市町と連携し、早期整備に努めます。
担当課	保健福祉政策課

16 市立四年制大学の設置／4-3-16 ※再掲 3-3-6

【基本方針5】子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備

1 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

現状と課題

子どもが、地域で安心して安全に暮らしていくことができる環境づくりは、次代を担う子どもの育成において欠かせない重要な課題です。

ニーズ調査結果では、「子育てをする中で有効と感じる支援・対策」として「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」をあげた保護者は、就学前児童約40%、小学校児童が約43%となっています。

本市では「第四次福山市総合計画」^(※28)においても「だれもが安心して安全で快適に暮らせるまち」を基本目標として掲げ、安心して安全に生活できる地域社会づくりを推進しており、「ユニバーサルデザイン^(※41)のまちづくり」による全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりの整備に積極的に取り組んでいます。

引き続き、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進し、子どもの安心・安全を守る地域づくりが必要です。

今後の方向性

ユニバーサルデザインの考え方の普及や、住民参加による、安心して子育てができる安全なまちづくりの整備を、引き続き推進します。

具体的な事業

1 ユニバーサルデザインの推進／5-1-1

◇年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関らず、すべての人が快適な暮らしができる社会をめざし、総合的かつ効果的にユニバーサルデザインを推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">・イベントなどでの啓発パネルやユニバーサルデザイン製品の展示、各種研修会での啓発、資料を活用しての学習など、さまざまな機会をとおしてユニバーサルデザインの考え方の普及に努めています。・ユニバーサルデザインの視点に立ち、ハード面、ソフト面ともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策を推進し、市民の利便性の向上や安全確保を行っています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・引き続き実施します。
担当課	人権推進課

2 都市公園安全・安心の取組／5-1-2

◇幼児から高齢者まで、誰もが安心して安全に利用できるよう、既設公園の園路や便所について、バリアフリー化^(※41)を推進しています。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 公園出入口をバリアフリー化することにより、入口の段差が解消され、ベビーカーや車椅子などの通行が容易となっています。 				
	公園出入口車止め改修状況(カ所)				
		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	改修箇所数	5	2	8	2
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 2009年度(平成21年度)は、ばら公園の園路改修を実施します。 				
担当課	公園緑地課				

3 歩道整備事業／5-1-3

◇子どもや高齢者、障がいのある人などの利用に配慮した、人に優しい、安全性の高い歩道の整備を計画的に取り組みます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 2002年度(平成14年度)から計画的に整備し、2009年度(平成21年度)には、3地区7路線のうち、丸之内地区(地吹大渡線、本庄岩山線)が完了し、新規路線も含む、残り2地区5路線を整備しています。 丸之内地区(地吹大渡線、本庄岩山線) 東福山地区(手城蔵王線、手城三吉線、停車場裏古地線) 福山駅周辺地区(草戸松浜線、御船三吉1号線) 				
	<ul style="list-style-type: none"> 2009年度(平成21年度)には、自転車走行空間整備計画を策定予定です。 				
	今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、計画的に実施します。 			
担当課	道路維持課				

4 生活安全モデル地域の指定／5-1-4

◇生活安全モデル地域を指定し、犯罪のない安心して子育てができる安全なまちづくりを地域ぐるみで推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加のもと、安心して安全に暮らせる地域づくりを推進する地域をモデル地域に指定し、年額10万円×2年間を助成しています。 					
	モデル地域指定状況					
		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
	新規指定地域数(地域)	1	1	3	3	3
	新規指定地域	(松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町)	深津学区	長浜学区 明王台学区 戸手学区	久松台学区 東村学区 新市学区	旭学区 山南学区 中条学区
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。 					
担当課	生活安全推進課					

5 市営住宅入居専用枠の設定／5-1-5

◇子育て、母子、障がい者、高齢者世帯など、住宅に困窮している世帯に対して的確な供給を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・ 少子高齢化に対応するため、市営住宅に子育て・障がい者・高齢者世帯専用枠を確保し、入居の優遇を図っています。
今後の 取組方針	・ 引き続き実施し、新規に入居する子育て世帯に関しては、期限付契約などの手法も検討し、入居機会の確保を図ります。 ・ 入居世帯人数に即した居住水準を確保するため、入居者の住替えを促進します。
担当課	住宅課

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、警察が被害届出などで確認した刑法犯罪の認知件数は、本市においては緩やかに減少傾向にあります。

一方で、全国的に犯罪の凶悪化や低年齢化などが進んでおり、子どもが被害に遭う犯罪も多発しています。

子どものかけがえのない生命を守るためにも、地域ぐるみで防犯、交通安全運動を行い、各関係機関、団体などが連携して子どもを守る体制の、さらなる充実が必要です。

今後の方向性

交通安全、防犯に対する意識啓発や、地域住民の自主活動を促進し、地域全体で子どもの安心・安全を守る地域づくりを推進します。

具体的な事業

1 生活安全パトロール車による子ども見守り事業／5-2-1

◇公用車両に青色回転灯及び放送設備を装備し、公務連絡経路などにおいて、防犯・交通安全などの街頭啓発を実施するほか、不審者情報に対する対応など、子どもの見守り活動を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 生活安全パトロール車 16 台による子どもの見守り、交通安全啓発及び防犯啓発活動を実施しています。 通学路や危険個所のパトロール、不審者情報に基づく重点巡回パトロールを実施しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。
担当課	生活安全推進課、各支所、中部ブロック社会教育センター

2 地域青色防犯パトロール実施団体支援事業／5-2-2

・子どもの見守りなど高齢者などによる地域における自主防犯パトロールの充実にむけ、地域青色防犯パトロール実施団体に対し、パトロール車両に装備する青色回転灯、放送設備などを貸与します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 地域青色防犯パトロール活動により、子どもの見守りなどを実施している学区 (8 学区 12 台) に青色回転灯や放送設備などを貸与しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。
担当課	生活安全推進課

3 地域における子どもや市民の安全確保体制の支援／5-2-3

◇地域における安全確保のための注意や、対策が必要と思われる不審者情報、災害情報などを提供することにより、地域における子どもや市民の安全確保体制を支援します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・情報提供用ファックスを各学(地)区自治会(町内会)連合会長宅へ貸与し、不審者情報・災害情報などを提供しています。 全学(地)区数 80 学区 設置学(地)区数 77 学区
今後の 取組方針	・幅広く地域に情報提供できるよう、引き続き実施します。
担当課	協働のまちづくり課

4 保育所の危機管理体制の確立／5-2-4

◇保育所の危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・「福山市保育カリキュラム」 ^(※37) や「こども安心安全啓発ガイドブック／えがおでただいま!」を活用して、子どもの発達に応じた安全意識の向上を図っています。 ・保育所へ不審者情報を提供することにより、安全保育に努めるとともに、送迎時、保護者へ周知し安全確保を図っています。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	保育課

5 保育所、幼稚園、放課後児童クラブの緊急通報システム^(※14)の活用／5-2-5

◇保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける不審者の侵入や事故などに備えて、児童の安全を確保するため、緊急通報システムを活用し、安全対策の態勢強化を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・2006年度(平成18年度)から、保育所・幼稚園及び放課後児童クラブの緊急通報システムを活用した安全対策を実施しています。 ・2009年度(平成21年度) 配備施設数 保育所 市立 67 施設 私立 50 施設 幼稚園 市立 20 施設 私立 21 施設 放課後児童クラブ 72 施設
今後の 取組方針	・緊急通報システムを活用した訓練を実施し、緊急時の対応力を強化します。
担当課	児童部庶務課、指導課、社会教育振興課

6 幼稚園、学校の危機管理体制の確立／5-2-6

◇幼稚園、学校、地域が一体となった危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・「危機管理マニュアル」による、安全性の確保を図っています。 ・小学校の緊急通報システムを活用した、緊急時対応訓練を実施しています。 ・保護者や地域のボランティアによる登下校時の見守りを始め、教育活動全般を支援する「スクールサポートボランティア事業」を実施しています。 ・児童生徒による地域安全マップ作成を推進しています。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	指導課

7 児童生徒安全確保対策／5-2-7

◇不審者情報を、受信希望者に電子メールで配信します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・教育委員会で把握した不審者情報を、保護者、教育関係団体及び地域の各種団体の受信希望者に対し、携帯電話などに電子メールで配信しています。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	指導課

8 通学時安全確保対策／5-2-8

◇小学校新入生に防犯ブザーなどを配布します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・小学校新入生に、防犯ブザーやランドセル用防犯ブザーストラップ、ランドセルシールを配布しています。配布時に、取り扱いについて指導し、児童が危険から自分を守ることでできる危険回避能力を育成しています。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	指導課

9 地域における危機管理体制の確立／5-2-9

◇地域における危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	・青少年補導員協議会やまちづくり推進委員会の構成団体、地域住民と連携して、登下校時の見守りやパトロールを実施しています。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	青少年課

10 通学路沿い公共施設安全対策事業／5-2-10

◇通学路沿線の公共施設に防犯カメラシステム^(※99)を設置し、通学途中の児童などの防犯を図ります。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<p>・防犯カメラシステムを設置することにより、児童・生徒等の安全確保とともに、地域の安全対策をさらに強化しています。</p> <p style="text-align: center;">防犯カメラシステム設置基数(基)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>設置学区</td> <td>旭学区 西学区 大津野学区</td> <td>瀬戸学区 松永学区 春日学区</td> <td>日吉台学区 新涯学区 赤坂学区</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※2006年度(平成18年度)より事業開始</p>				2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	設置基数	3	3	3	設置学区	旭学区 西学区 大津野学区	瀬戸学区 松永学区 春日学区	日吉台学区 新涯学区 赤坂学区
		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)											
	設置基数	3	3	3											
設置学区	旭学区 西学区 大津野学区	瀬戸学区 松永学区 春日学区	日吉台学区 新涯学区 赤坂学区												
今後の 取組方針	・引き続き実施します。														
担当課	青少年課														

11 地域安全マップ普及推進事業／5-2-11

◇地域における犯罪を未然に防止するため、地域安全マップ作成を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 「地域安全マップ作製用品・教材ビデオ」の貸出し・指導者の派遣を行い、地域における安全マップ作製を推進しています。 <p style="text-align: center;">地域安全マップ普及促進状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域安全マップ作成セミナー 参加者数(人)</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>指導者派遣(回)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td>グッズ貸出(回)</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> </tbody> </table>		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	地域安全マップ作成セミナー 参加者数(人)	51	24	21	指導者派遣(回)	1	2	12	グッズ貸出(回)	3	12	18
	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)														
地域安全マップ作成セミナー 参加者数(人)	51	24	21														
指導者派遣(回)	1	2	12														
グッズ貸出(回)	3	12	18														
今後の 取組方針	・引き続き実施します。																
担当課	青少年課																

12 非行防止活動の推進／5-2-12

◇関係機関・団体などと連携して非行防止活動を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体などに対し、「青少年センターだより」などで情報提供を実施するとともに、連携強化を図る中で活動支援を実施しています。 青少年補導員協議会や中央少年補導員協議会などを対象とした会議・研修会を実施しています。
今後の 取組方針	・引き続き実施します。
担当課	青少年課

13 「こども110番の家」推進事業／5-2-13

◇子どもを犯罪などの被害から守るため、市内全学区で「こども110番の家」の活動を実施し、地域の住民と連携して、子どもを被害から守る活動の支援を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に関する意識啓発・PRの推進や、「こども110番の家」表示プレートやマニュアルを作成し、配布しています。 地域での活動に対する支援の推進と情報の共有化を図るため、「青少年センターだより」を発行し、学区青少年補導員とこども110番の家に配布しています。 自主的に「こども110番事業」に取り組んでいる、市内の民間事業者などと「こども110番事業ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化・啓発活動に努めています。 <p style="text-align: center;">「こども110番の家」協力軒数(軒)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力軒数</td> <td style="text-align: center;">4,781</td> <td style="text-align: center;">5,524</td> <td style="text-align: center;">5,650</td> <td style="text-align: center;">5,903</td> <td style="text-align: center;">5,968</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※各年度3月末現在</p>		2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	協力軒数	4,781	5,524	5,650	5,903	5,968
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)								
協力軒数	4,781	5,524	5,650	5,903	5,968								
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 「こども110番の家」をさらに拡充し強化を図ります。 ネットワーク会議を通じて、情報の共有化を推進します。 引き続き、啓発活動を実施します。 												
担当課	青少年課												

3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

性や暴力に関する内容を含む雑誌やビデオ・DVDなどが、書店やコンビニエンスストアなどにあふれ、また、インターネットや携帯電話などの急速な普及により、子どもの健全育成に有害な情報が氾濫しています。

ニーズ調査結果においても、子育てに対して有効と感じる支援・対策として「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」や「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」が多くあげられていることから、子どもを取り巻く社会環境の安全性を確保することが必要です。

今後の方向性

家庭、学校、地域などが連携し、未成年者の喫煙や飲酒、薬物乱用などの防止や、有害情報から子どもたちを守るため、有害図書の閲覧規制や有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングの普及促進などにより、有害環境の浄化を推進します。

具体的な事業

1 社会環境浄化活動の推進／5-3-1

◇行政、関係機関、関係団体などが連携を強化するなかで、家庭、学校、地域が一体となって、青少年の健全育成に取り組みます。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の健全育成に関する立入調査権に基づき、図書類がん具刃物類販売業者、インターネットカフェなどへの立入調査を実施し、有害環境の浄化を実施しています。 ・ 携帯電話販売業者などへのフィルタリング推進についての依頼や、保護者への啓発をしています。 ・ 青少年補導員、少年環境浄化モニター、青少年育成推進員など関係者との連携を深め、有害環境の状況調査及び白ポスト^(※21)などによる環境浄化対策を推進しています。 ・ 関係機関・団体などと連携する中で、たばこ販売業者へ、販売時の年齢確認などを依頼しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、青少年を取り巻く社会環境の浄化諸事業を実施します。
担当課	青少年課

4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

本市では、年間に4千件以上の交通事故が発生しています。交通事故による死傷者は年間5千人以上となっており、このうち幼児の死傷者数は年間100～140人程度、小学生は年間200～240人程度で推移しています。

事故の多くが運転者や歩行者の交通ルール違反と交通マナーの低下が原因とされています。

交通安全意識の向上を目的とした人の安全対策が必要です。

今後の方向性

関係機関、学校や地域などと連携して、交通安全運動や子どもに合った交通安全教育を推進し、交通ルールや交通マナーの定着を図ります。

具体的な事業

1 交通安全教室／5-4-1

◇小学校の入学児童や保育所・幼稚園の入所(園)児童及び高齢者を対象にした、交通安全教室や移動交通教室などを開催し、交通安全意識の普及啓発を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 交通公園などでの参加・体験・実践型の交通安全教室や、交通安全教育専門員の派遣による移動交通教室、交通安全ファミリーランドを開催しています。 																					
	<p>交通安全教室開催状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2004年度 (平成16年度)</th> <th>2005年度 (平成17年度)</th> <th>2006年度 (平成18年度)</th> <th>2007年度 (平成19年度)</th> <th>2008年度 (平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室開催数(回)</td> <td>343</td> <td>380</td> <td>447</td> <td>461</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td>参加者数(延べ人)</td> <td>43,196</td> <td>49,908</td> <td>54,748</td> <td>58,663</td> <td>55,466</td> </tr> </tbody> </table>						2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	教室開催数(回)	343	380	447	461	436	参加者数(延べ人)	43,196	49,908	54,748	58,663
	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)																	
教室開催数(回)	343	380	447	461	436																	
参加者数(延べ人)	43,196	49,908	54,748	58,663	55,466																	
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室未実施の中学校・老人クラブなどへの開催を積極的に依頼し、引き続き実施します。 																					
担当課	生活安全推進課																					

2 チャイルドシート着用の啓発／5-4-2

◇乳幼児の安全確保のため、チャイルドシートの正しい着用の徹底について啓発を行います。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 四季の交通安全運動や各種イベントなどにおいて、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底を広報・啓発しています。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施します。
担当課	生活安全推進課

3 自転車利用者対策事業／5-4-3

◇安心して安全に暮らせる都市づくりに向け、関係機関・団体との連携により、自転車所有者、利用者への指導・啓発活動を推進します。

活動状況 (進捗状況) 及び課題等	<ul style="list-style-type: none">・街頭指導・啓発活動は市内全域において、特に自転車利用者の多い場所や盗難の多い場所を選択し、関係機関・団体などと協議するなかで実施しています。・啓発チラシだけでは効果が少ないため、交通安全、防犯用グッズを配布、取付けることで自転車利用者の意識を変え、周辺の人たちへも広げていく効果をあげていくことが今後の課題です。
今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・引き続き実施します。
担当課	生活安全推進課

資料編

次世代育成支援対策推進法

※「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」による改正後の次世代育成支援対策推進法(平成22年3月31日までの間)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ人生の生きがい喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」、を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく「明日への投資」として積極的にとら、えるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途「仕事と生活の調和推進のための行動、指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

（１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会設置要綱

1 設置

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するため、次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 組織

- (1) 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。
- (2) 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

市長公室長、企画総務局企画部長、同総務部長、財政局財政部長、経済環境局経済部長、保健福祉局福祉部長、同保健部長、同保健所医監、同児童部長、市民局市民部長、同人権推進部長、建設局建設管理部長、同都市部長、同建築部長、教育委員会事務局管理部長、同学校教育部長、同社会教育部長

3 委員長

- (1) 委員長は、保健福祉局長をもって充てる。
- (2) 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長

- (1) 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事

- (1) 委員会に幹事を置く。
- (2) 幹事は、所掌事務に関連の課の長のうちから委員長が指名する。
- (3) 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

6 幹事長

- (1) 幹事会に幹事長を置く。
- (2) 幹事長は、保健福祉局児童部子育て支援課長とする。
- (3) 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

7 会議

- (1) 会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、幹事会に準用する。

8 庶務

委員会の庶務は、保健福祉局児童部子育て支援課において、総括し、及び処理する。

9 雑則

この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

10 施行期日

- この要綱は、2003年（平成15年）9月4日から施行する。
この要綱は、2004年（平成16年）4月30日から施行する。
この要綱は、2008年（平成20年）12月1日から施行する。
この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

福山市次世代育成支援対策推進懇話会設置要綱

1 設置

次世代育成支援対策の推進について広く意見を聴くため、福山市次世代育成支援対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

2 所掌事務

懇話会は、福山市が次世代育成支援対策の推進について必要な意見を述べる。

3 組織

懇話会は、委員16人以内で組織する。

4 委員の任命

委員は、市議会議員、医師、学識経験者、児童福祉関係団体の関係者及びその保護者の代表者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。
- (2) 委員は、非常勤とする。

6 会長

- (1) 懇話会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 会議

懇話会の会議は、会長が招集する。

8 資料の提出等の要求

懇話会は、必要があると認めるときは、関係人の意見を聴くことができる。

9 庶務

懇話会の庶務は、児童部子育て支援課において処理する。

10 雑則

この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が、懇話会に諮って定める。

11 施行期日

この要綱は、2003年（平成15年）11月17日から施行する。

この要綱は、2004年（平成16年）4月30日から施行する。

この要綱は、2009年（平成21年）4月20日から施行する。

2009年度（平成21年度）懇話会委員名簿

名 前	所属団体
池田 政憲	福山市医師会
石部 元雄	筑波大学名誉教授
井上 治枝子	福山市連合民生・児童委員協議会
内田 雅代	連合広島福山地域協議会
大塚 佐知恵	福山市保育所保護者会連合会
廣本 るみ	福山市立幼稚園PTA連合会
杉野 敏子	福山市母子寡婦福祉連合会
高橋 実	福山市立女子短期大学教授
中島 順子	福山市公立小学校長会
難波 富江	福山市法人立保育所協議会
橋爪 隆昌	福山市人権保育連絡会
林 佳子	福山市私立幼稚園協会
藤原 登世子	福山商工会議所
細木 宣男	福山市医師会
宮地 徹三	福山市議会
安原 正典	福山市PTA連合会

16人（五十音順、敬称略）

用語集

用語	解説	掲載 ページ	
【数字・記号】			
※1	1.57 ショック	●1989年（平成元年）に合計特殊出生率 ^{（※20）} が1966年（昭和41年）の1.58を下回ったため「1.57ショック」と呼ばれた。これを契機として少子化問題が強く認識され始めた。	P.3
※2	AED	●AED（Automated External Defibrillator）は、日本語では「自動体外式除細動器」といい、「突然心臓が止まって倒れてしまった人」などの心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えることにより再び正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器。	P.48
※3	DV	●ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）の略で、配偶者などの関係にある者またはあった者からの身体的、精神的、性的、経済的及び言語的な暴力のこと。	P.98
※4	LD、ADHD	●LD（Learning Disabilities）は学習障がいを指し、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいを指す。 ●ADHD（Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）は注意欠陥多動性障がいを指し、年齢または発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。	P.101
【あ行】			
※5	あかちゃんといっしょのおはなし会	●乳幼児やその保護者を対象としたおはなし会で、市内の全図書館で毎月開催している。	P.37 P.88
※6	あんしん子育て応援ガイド	●各種子育て支援サービスや相談窓口などをライフステージ別に紹介する情報誌。2005年度（平成17年度）より毎年度発行している。	P.61 P.62
※7	一次救急、二次救急	●事故や急病時に救急隊が患者を緊急に搬送する際に、一次救急とは入院を必要としない程度（軽症で帰宅できる程度）、二次救急とは入院治療を必要とする程度を指す。	P.48
※8	一時保育	●保護者の疾病などにより一時的に保育所において保育を行う事業。	P.50 P.52 P.54
※9	インターンシップ	●児童・生徒などが、実際の仕事や職場の状況を知り、自己の職業適性や職業生活設計など職業選択について深く考える契機となることや、就職後の職業生活に対する適応力を高めることなどの効果が期待される、教育活動の一環として行われるもの。	P.30 P.83
※10	絵本と出会うふれあい事業	●乳幼児健康相談の時間を利用し、図書館司書が、あかちゃんと絵本の出会いの大切さを話し、絵本の紹介や楽しむポイントを伝える事業。	P.41 P.88
※11	延長保育	●11時間の開所時間を超えて更に1時間以上の保育を行う事業。	P.50 P.51 P.54

用語	解説	掲載ページ
----	----	-------

【か行】

※12	家庭児童相談員	●子どもや家庭に関する問題、子どものしつけ、養育、発達に関することや学校生活に関する問題（非行、登校拒否やいじめなど）、家庭環境に関する問題などについて相談を受ける専門の相談員。	P.59 P.98
※13	学習指導要領	●全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省で定めている各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。	P.44
※14	緊急通報システム	●緊急時に県警本部総合指令室に自動通報するシステム。発信元を直接確認でき、相互に通話が可能。	P.33 P.110
※15	休日保育	●日曜日、祝日など保育所の閉所日に、就労などにより保護者が児童を保育ができない場合に、保育所などで保育を行う事業。	P.50 P.52 P.55
※16	健康ふくやま 21	●生活の質の向上や安心できる母子保健を重点目標として2008年（平成20年）に策定した、市民の健康づくりのための計画。	P.1 P.38 P.44
※17	げんき情報局	●子どもたちが体験できるイベントやボランティア活動などの情報、子育てに関わる地域の人材などを紹介する情報誌。	P.62 P.84
※18	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	●2007年（平成19年）12月、国において決定された少子化対策の方針。“働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現”と、その社会的基盤となる“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”を車の両輪として取り組むことが必要不可欠としている。	P.5 P.21
※19	コーホート要因法	●人口推計方法の1つで、コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに、すでに生存している人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法。	P.15
※20	合計特殊出生率	●一人の女性が一生の間に産む子どもの数の指標。	P.3 P.5 P.9 P.130

【さ行】

※21	白ポスト	●青少年を有害図書から守るために、学区青少年補導員協議会の管理のもとに、1973年（昭和48年）から設置されている。現在30小学校区に1基ずつ設置されている。	P.113
※22	児童虐待	●保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対して、身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること、児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による同様の行為、その他保護者としての監護を著しく怠ること。	P.23 P.25 P.31 P.92 P.93 P.94 P.95

用語	解説	掲載ページ
※23 食育	●子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも「食」が重要であるという認識に立ち、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる国民的取組。	P.38 P.39 P.78
※24 食生活改善推進員	●市町村が開催する「食生活改善推進員養成教室」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する約 40 時間の講習を受け修了証を得て、自らの意志でボランティア活動を行う専門員。	P.39
※25 障がい児保育	●障がいのある児童について、保育希望があり、集団保育が可能な児童について行う保育。本市では、児童の発達保障において、療育機関などとの連携を図りながら、保育内容の充実に取り組んでいる。	P.32 P.50 P.102
※26 相対的貧困率	●世帯の所得分布で、上から数えても下から数えても真ん中になる中央値の 5 割のレベルを基準として、それ以下の人たちの割合。	P.67

【た行】

※27 待機児童ゼロ	●保育所への入所希望に対応した定員数を確保し、入所待ちの児童を 0 人とすること。	P.20 P.21 P.50
※28 第四次福山市総合計画	●2007 年（平成 19 年）に 2016 年度（平成 28 年度）を目標として策定された福山市のまちづくり基本理念と将来都市像、及びそれを実現するための基本目標を定めた計画。	P.1 P.22 P.106
※29 第 2 期福山市障がい福祉計画	●2008 年度（平成 20 年度）に策定した、2011 年度（平成 23 年度）を目標とする障がい福祉サービスなどのあるべき姿とその見込量、達成のための方策を定めた計画。	P.1 P.100

【な行】

※30 乳児保育	●0 歳児（生後 6 週間以上）の保育を行う事業。	P.50 P.51
----------	---------------------------	--------------

【は行】

※31 ひとり親家庭自立支援員	●母子家庭などのひとり親家庭が抱えている様々な悩み事の相談相手となり、問題解決の手伝いやアドバイス相談を受ける専門の支援員。	P.59 P.98
※32 ひろしま若者しごと館 福山サテライト	●若者の就職活動を支援するため、専門のアドバイザーが就職関連情報の提供や職業適性診断などを無料で行う。	P.64
※33 病児・病後児保育	●病中や病気回復期にある児童を保育所・病院などにおいて保護者にかわって保育を行う事業。	P.50 P.53 P.55

用語	解説	掲載ページ	
※34	福山市学校教育ビジョンⅢ	●21世紀を担う人材の育成を目指すため、2008年（平成20年）に福山市の学校教育方針を示すものとして作成された計画。	P.1 P.87
※35	福山市食育推進行動計画	●2007年度（平成19年度）に策定した、全市的に食育を推進し、市民の健康づくりに資することを目的とした計画。	P.39
※36	福山市男女共同参画基本計画	●「男女共同参画社会基本法」第14条及び「福山市男女共同参画推進条例」第9条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために2008年（平成20年）に策定した計画。	P.1 P.65
※37	福山市保育カリキュラム	●2008年（平成20年）に福山市と福山市保育連盟の共同により作成された。 0～5歳児の発達に応じた、食事・人とのかかわり・遊びなどの項目ごとの保育計画をまとめたもの。	P.110
※38	(社)フランチャイズチェーン協会	●事業者が他の事業者との間に契約を結び、自己の商標やノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与える一方、その見返りとして一定の対価を受け取り、事業を行う継続的關係。同協会は、フランチャイズ・システムの健全な発展を図ることを目的に、1972年に通商産業省（現・経済産業省）の許可を受けて設立された公益法人。	P.44
※39	防犯カメラシステム	●通学途中の児童・生徒の安全確保と、地域の防犯力の強化、環境整備を図るため、通学路沿いの無人の公共施設等に設置されている。防犯灯・カメラ・緊急通報ボタンからなる。	P.111

【や行】

※40	夜間保育	●保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、午後10時（基本）まで保育を行う事業。	P.50 P.53 P.55
※41	ユニバーサルデザイン、バリアフリー化	●バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方。	P.33 P.106 P.107
※42	要保護児童対策地域協議会	●虐待を受けている子どもなどの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う、地方公共団体が設置する機関。	P.94

【わ行】

※43	ワーク・ライフ・バランス	●「仕事と生活の調和」を指し、出産や育児と職業生活など、働きながら生活も充実させられるよう職場や社会環境を整えること。	P.5 P.20 P.21 P.22 P.63 P.64
-----	--------------	---	---

福山市次世代育成支援対策推進行動計画

－後期行動計画－

2010年（平成22年）3月発行

発 行／福山市

編 集／福山市保健福祉局児童部子育て支援課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1053

印 刷／株式会社ぎょうせい

**ふくやま
子育て応援センター
「キッズコム」**

プレイルームがあり、子育てに関する情報がいっぱいです。




**富谷公園
大型遊具**

大型遊具があり、休日はたくさんの親子連れでにぎわっています。



福山市立動物園

いろいろな動物たちとふれあえます。15歳未満の方は無料。



メモリアルパーク

いろいろな遊具があり、夏はプール冬はスケートと年中楽しめます。



中央図書館

市民の学び・交流の場・地域の情報拠点です。




ふくやま文学館

本市や近隣市町村ゆかりの文学者たちの資料を展示しています。高校生以下は観覧料無料。



**福山市保健所
(福山すこやかセンター内)**

病気の予防や健康づくり、環境・食品衛生などの業務を行っています。



ふくやま美術館

展覧会や講座など多彩な活動をしています。高校生以下は観覧料無料。



ばら公園

280種5,500本のばらが咲き誇っています。



福山城博物館

福山の歴史と文化を伝える資料を展示しています。高校生以下は観覧料無料。



**緑町公園屋内競技場
「ローズアリーナ」**

いろいろなスポーツ教室などを開催しています。夏はプールになります。



**ふくやま
芸術文化ホール
「リーデンローズ」**

大・小ホールでいろいろな催し物を開催しています。



**自然研修センター
「ふくやま ふれ愛ランド」**

研修・スポーツ・宿泊施設やキャンプ場などがあります。



ファミリーパーク

大型遊具とキャンプ場があり、シカやクジャクを飼育しています。




福山市次世代育成支援対策推進行動計画【後期行動計画】

発行日:2010年(平成22年)3月

発行:福山市(〒720-8501 福山市東桜町3番5号)

ばらのまち ふくやま

検索

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>